
伊万里市第5次高齢者福祉計画 及び第8期介護保険事業計画

(令和3年度～令和5年度)



令和3年3月
伊万里市

はじめに



高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして、平成12年4月に創設された介護保険制度は20年の歳月を経て着実に市民に浸透し、社会保障制度の柱として定着してきました。

我が国は、2025年に「団塊の世代」が75歳以上となり、国民の4人に1人が後期高齢者になると見込まれています。伊万里市においても、全国平均を上回るペースで高齢化が進んでおり、高齢者に優しく、活力あるまちづくりを推進するため、鋭意取り組んでいるところです。

このような中、昨年は新型コロナウイルス感染症の拡大により、社会や経済、私たちの生活も大きく影響を受け、介護サービスの利用に支障をきたす状況も発生しました。今後、高齢者に対するワクチン接種を進めることで、1日も早く穏やかな日常が戻ることを願っています。

このたび策定しました、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする第5次高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画は、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を送ることができるよう医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援を包括的に確保し、切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の深化・推進を基本方針とし、市民、団体、事業者等と連携・協働し、介護保険制度や高齢者福祉を充実させ、地域共生社会の実現を目指す施策を展開することとしています。

本計画に定めた「安心して健やかな暮らしづくり」の基本理念の実現に向け、全力を尽くしてまいりますので、市民の皆様のご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたりアンケート調査にご協力いただきました市民の皆様をはじめ、貴重なご意見並びにご議論いただきました「高齢者福祉計画等策定委員会」の委員の皆様にご心より感謝申し上げます。

令和3年3月

伊万里市長 深 浦 弘 信

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画期間.....	3
4 第8期介護保険事業計画に係る圏域設定.....	4
第2章 高齢者を取り巻く状況.....	5
1 高齢者等の現状.....	5
2 各種アンケート調査の結果.....	14
第3章 計画達成状況等の検証・評価.....	21
1 主要施策ごとの達成状況と評価.....	21
第4章 高齢者の将来推計.....	25
1 人口の将来推計.....	25
2 要介護（支援）認定者数の見込み.....	25
第5章 高齢者施策の将来ビジョン.....	27
1 伊万里市の目指す高齢社会像.....	27
2 基本理念.....	27
3 基本方針.....	27
4 施策体系.....	28
第6章 高齢者福祉施策の推進.....	30
基本目標1 いきいきと元気に暮らす地域づくり.....	30
主要施策1 高齢者の生きがいつくりと社会参加の推進.....	30
主要施策2 高齢福祉サービスの充実.....	32
基本目標2 住み慣れた地域で暮らせるしくみづくり.....	34
主要施策3 地域包括ケアシステムの構築.....	34
主要施策4 認知症支援と高齢者の権利擁護の推進.....	41
主要施策5 介護予防・生活支援の推進.....	45
基本目標3 介護保険制度の円滑な運営.....	48
主要施策6 介護サービスの充実.....	48
主要施策7 介護サービスの運営の強化.....	51

第7章 介護保険事業の推進	54
1. 介護保険関係の推計	54
2. サービス利用者数の推計	55
3. サービス別事業量の推計	57
4. 給付費の見込み	86
5. 第1号被保険者の介護保険料	88
6. 制度改正による負担の見直し	95
第8章 計画の推進のために	96
1. 計画の推進方策	96
2. 計画の進行管理	96
資料編	98
1. 伊万里市高齢者福祉計画等の策定に関する要綱	98
2. 計画の策定経緯	100

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

国の動向をみると、令和7年（2025年）に「団塊の世代」すべての人が75歳という後期高齢者の年齢に達し、国民の4人に1人が後期高齢者という状況になります。令和22年（2040年）には「現役世代」の減少、人口の高齢化がさらに進行し、介護が必要となるリスクの高い85歳以上の高齢者の増加が予想されています。また、医療や介護のニーズがより高まる75歳以上の人口が都市部で急速に増加する一方で、地方では緩やかな増加に留まったり、高齢者人口自体が減少に転じる地域がでてくるなど、国内でも地域によって高齢化の状況は大きく異なってくるが見込まれています。

このような中、国は、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立して日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援を包括的に確保する「地域包括ケアシステム」を推進してきました。地域包括ケアシステムは、地域共生社会の実現に向けた基盤となることから、今後も一層取組を推進していく必要があります。

伊万里市においては、平成24年（2012年）に策定した「伊万里市第2次高齢者福祉計画及び第5期介護保険事業計画」以降、地域包括ケアシステムの構築・具体化に向け、鋭意取組んできました。

今回の「伊万里市第5次高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）はこれまでの取組を踏まえ、高齢者が地域社会で自分らしく安心して健やかに日常生活を送ることができるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進を基本方針として、持続可能な介護保険制度や高齢者福祉のさらなる充実を目指し策定するものです。

2 計画の位置づけ

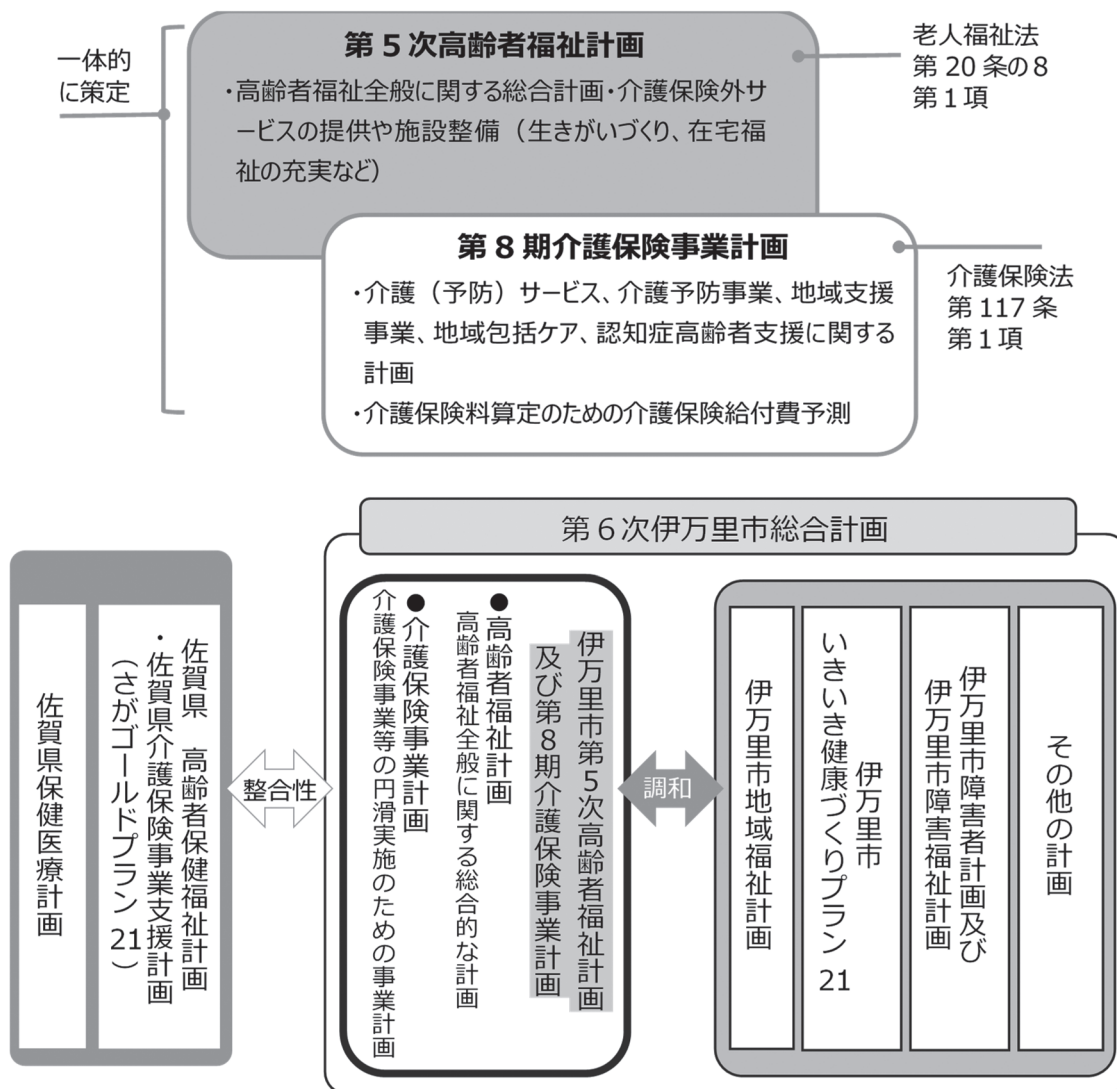
「介護保険事業計画」は、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条、「高齢者福祉計画」は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定に基づき、それぞれ策定するものです。

本市では、介護保険事業と高齢者福祉事業の円滑な運営を図るために、「介護保険事業計画」と「高齢者福祉計画」を一体的に策定します。

また、「伊万里市総合計画」を上位計画とし、福祉分野の上位計画となる「伊万里市地域福祉計画」、「伊万里市障害者福祉計画及び伊万里市障害福祉計画」、「伊万里市いきいき健康づくりプラン21（健康日本21）」などの関連計画との整合性を図ります。

さらに、佐賀県の「さがゴールドプラン21（佐賀県高齢者保健福祉計画・佐賀県介護保険事業支援計画）」等の関連計画との整合性にも配慮しています。

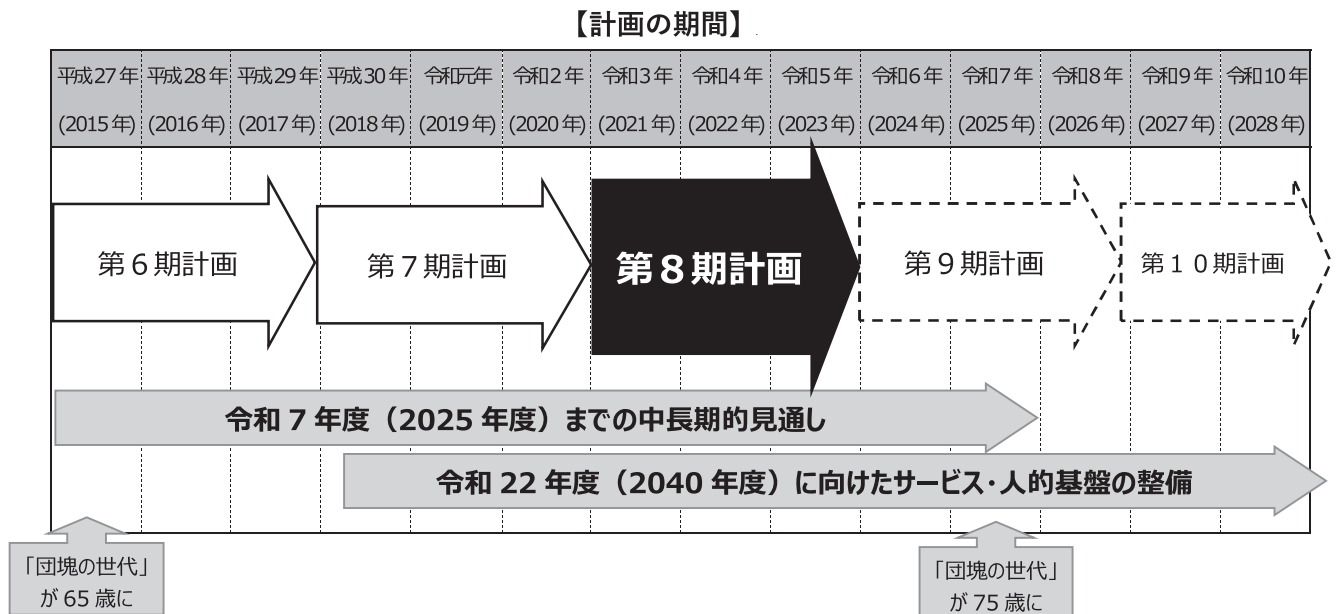
【計画の位置づけ】



3 計画期間

本計画の計画期間は、介護保険法に基づき、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3年間と定めます。

また、中長期的な視点として、「団塊の世代」のすべての人が75歳以上の高齢者となる令和7年（2025年）、介護サービス需要が増加・多様化するとともに現役世代の減少が顕著になる令和22年（2040年）を見据えて計画を定めます。



4 第8期介護保険事業計画に係る圏域設定

(1) 日常生活圏域設定の趣旨

市町村介護保険事業計画において、市町村が、その住民が日常生活圏域を営む地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況、その他の条件を総合的に勘案して各市町村の高齢化のピーク時までに目指すべき地域包括ケアシステムを深化・推進する区域を念頭において、地域の実情に応じた日常生活圏域を定めるものです。

(2) 日常生活圏域の意義

市町村は、日常生活圏域を設定することにより、介護サービス提供施設の適正かつ計画的な整備を図るため、圏域ごとの介護サービス必要量を見込み、サービスが不足している圏域の施設整備を促し、必要量を満たしている圏域には新たな施設の指定を行わないことができます。

(3) 地域包括支援センターとの関連

地域包括支援センターの対象圏域の設定（設置数）は、日常生活圏域との整合性を図る必要があります。

(4) 本計画における伊万里市の圏域設定

本市における介護サービスの利用者は市内全域で往来があることから、市内全体を1圏域として設定しこれまで施設整備を進めてきました。

本計画においても、市内1圏域設定を引き続き継承していきます。なお、本計画期間中において、地域包括ケアシステムの深化・推進及び地域共生社会の実現に向け、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応するため、次期第9期計画における日常生活圏域のあり方について、論議を活発化させていきます。

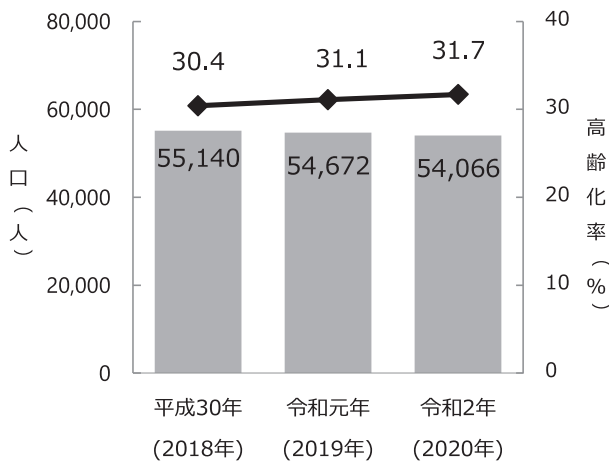
第2章 高齢者を取り巻く状況

1 高齢者等の現状

(1) 人口と高齢者世帯数の現状

本市の人口は、令和2年（2020年）10月1日現在、54,066人、高齢化率は、31.7%となっており、およそ3人に1人が、65歳以上の高齢者となっています。

【人口と高齢化率の現状】



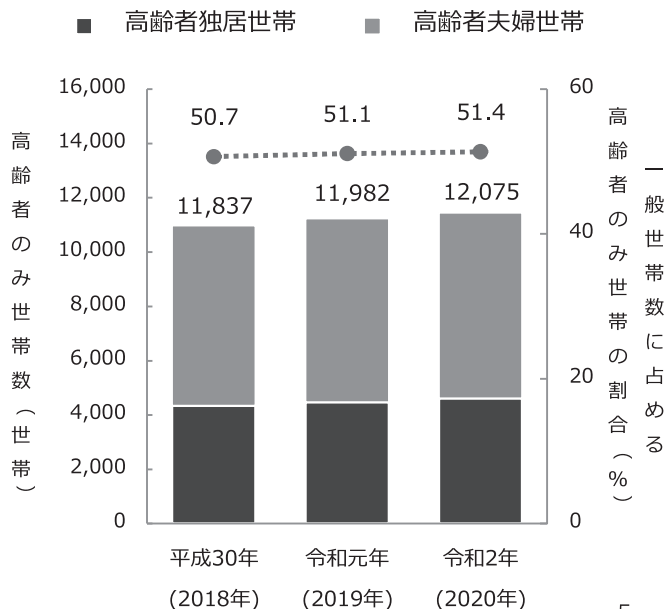
	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)
総人口 (人)	55,140	54,672	54,066
高齢者人口 (人)	16,770	17,002	17,149
後期高齢者人口 (人)	8,602	8,690	8,594
高齢化率 (%)	30.4	31.1	31.7

資料：伊万里市住民基本台帳 [各年 10月1日時点]

本市の高齢者世帯数の現状について、令和2年（2020年）10月1日現在、一般世帯23,502世帯のうち、高齢者のみ世帯は12,075世帯と、2世帯につき1世帯の割合を占めています。

高齢者のみ世帯の中では、高齢者夫婦世帯の占める割合が高く、一般世帯のおよそ3割を占めています。また、高齢者独居世帯も一般世帯のおよそ2割を占めています。

【世帯の状況と推移】



	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)
一般世帯数 (世帯)	23,333	23,439	23,502
高齢者のみ世帯数 (世帯)	11,837	11,982	12,075
高齢者独居世帯数 (世帯)	4,344	4,476	4,618
高齢者夫婦世帯数 (世帯)	6,641	6,770	6,834
一般世帯数に占める 高齢者のみ世帯数の割合 (%)	50.7	51.1	51.4
一般世帯数に占める 高齢者独居世帯の割合 (%)	18.6	19.1	19.6
一般世帯数に占める 高齢者夫婦世帯の割合 (%)	28.5	28.9	29.1

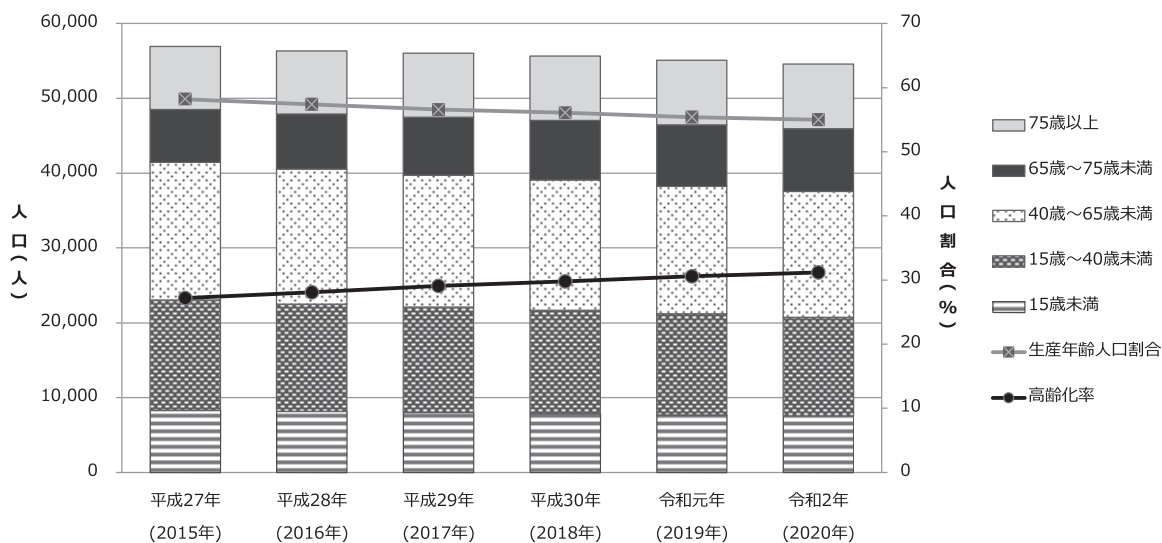
資料：伊万里市住民基本台帳 [各年 10月1日時点]

(2) 人口と高齢化率の推移（県・国との比較）

本市の総人口は減少傾向で推移している一方、高齢者人口は増加しており、高齢化率についても年々上昇しています。

本市の高齢化率は令和2年（2020年）1月1日現在31.2%となっており、佐賀県全体や全国平均と比べると、本市の高齢化率は高くなっています。

【人口と高齢化率の推移（国・県との比較）】



	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)
人口 (人)	56,934	56,339	56,034	55,641	55,083	54,580
15歳未満 (人)	8,315	8,186	8,026	7,865	7,697	7,536
15歳～40歳未満 (人)	14,743	14,315	14,081	13,835	13,506	13,210
40歳～65歳未満 (人)	18,367	18,029	17,641	17,367	17,028	16,800
65歳～75歳未満 (人)	7,085	7,392	7,719	7,985	8,222	8,360
75歳以上 (人)	8,424	8,417	8,567	8,589	8,630	8,674
生産年齢人口 (人)	33,110	32,344	31,722	31,202	30,534	30,010
高齢者人口 (人)	15,509	15,809	16,286	16,574	16,852	17,034
生産年齢人口割合 (%)	58.2	57.4	56.6	56.1	55.4	55.0
高齢化率 (%)	27.2	28.1	29.1	29.8	30.6	31.2
高齢化率（佐賀県） (%)	26.5	27.3	28.0	28.6	29.2	29.7
高齢化率（全国） (%)	25.6	26.3	26.8	27.2	27.6	27.9

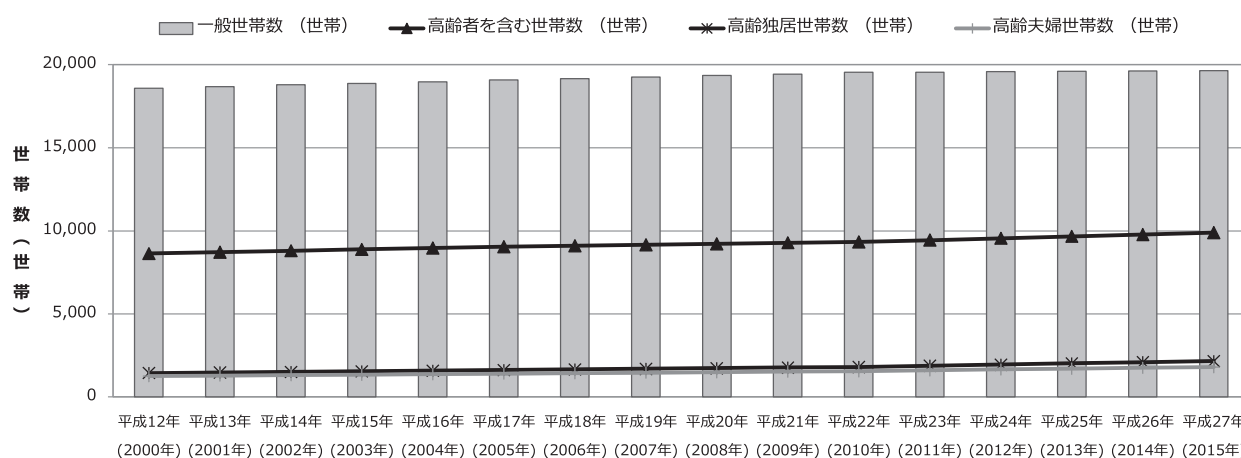
資料：住民基本台帳に基づく人口動態及び世帯数調査 [各年1月1日時点]

(3) 世帯の推移 (県・国等との比較)

本市の一般世帯数は、増加傾向で推移しており、これに伴い、高齢者を含む世帯数も増加しています。

本市の高齢者のみ世帯の割合は、全国平均、杵藤地区広域市町村圏組合よりはやや低くなっていますが、鳥栖地区広域市町村圏組合や佐賀中部広域連合、佐賀県全体と比較すると高くなっています。

【世帯の状況と推移】



	平成12年 (2000年)	平成13年 (2001年)	平成14年 (2002年)	平成15年 (2003年)	平成16年 (2004年)	平成17年 (2005年)	平成18年 (2006年)	平成19年 (2007年)	平成20年 (2008年)	平成21年 (2009年)	平成22年 (2010年)	平成23年 (2011年)	平成24年 (2012年)	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)
一般世帯数 (世帯)	18,588	18,685	18,782	18,879	18,976	19,073	19,165	19,257	19,349	19,441	19,533	19,553	19,573	19,594	19,614	19,634
高齢者を含む世帯数 (世帯)	8,637	8,719	8,802	8,884	8,967	9,049	9,106	9,163	9,220	9,277	9,334	9,445	9,557	9,668	9,779	9,890
高齢独居世帯数 (世帯)	1,438	1,474	1,510	1,546	1,582	1,618	1,656	1,694	1,731	1,769	1,807	1,877	1,948	2,018	2,089	2,159
高齢夫婦世帯数 (世帯)	1,258	1,287	1,317	1,346	1,376	1,405	1,436	1,467	1,498	1,529	1,560	1,610	1,659	1,709	1,758	1,808
一般世帯数に占める 高齢者を含む世帯数の割合 (%)	46.5	46.7	46.9	47.1	47.3	47.4	47.5	47.6	47.7	47.7	47.8	48.3	48.8	49.3	49.9	50.4
一般世帯数に占める 高齢者独居世帯数の割合 (%)	7.7	7.9	8.0	8.2	8.3	8.5	8.6	8.8	8.9	9.1	9.3	9.6	10.0	10.3	10.7	11.0
一般世帯数に占める 高齢者夫婦世帯数の割合 (%)	6.8	6.9	7.0	7.1	7.3	7.4	7.5	7.6	7.7	7.9	8.0	8.2	8.5	8.7	9.0	9.2

資料：総務省「国勢調査」

【国・県・他保険者との比較】

	伊万里市	杵藤地区広域 市町村圏組合	鳥栖地区広域 市町村圏組合	佐賀中部 広域連合	佐賀県	全国
高齢者を含む世帯の割合 (%)	50.4	56.4	42.1	44.3	48.0	40.7
高齢独居世帯の割合 (%)	11.0	10.9	8.5	10.1	10.4	11.1
高齢夫婦世帯の割合 (%)	9.2	9.8	9.7	9.1	9.4	9.8
高齢者のみ世帯 (%)	20.2	20.7	18.2	19.2	19.8	20.9

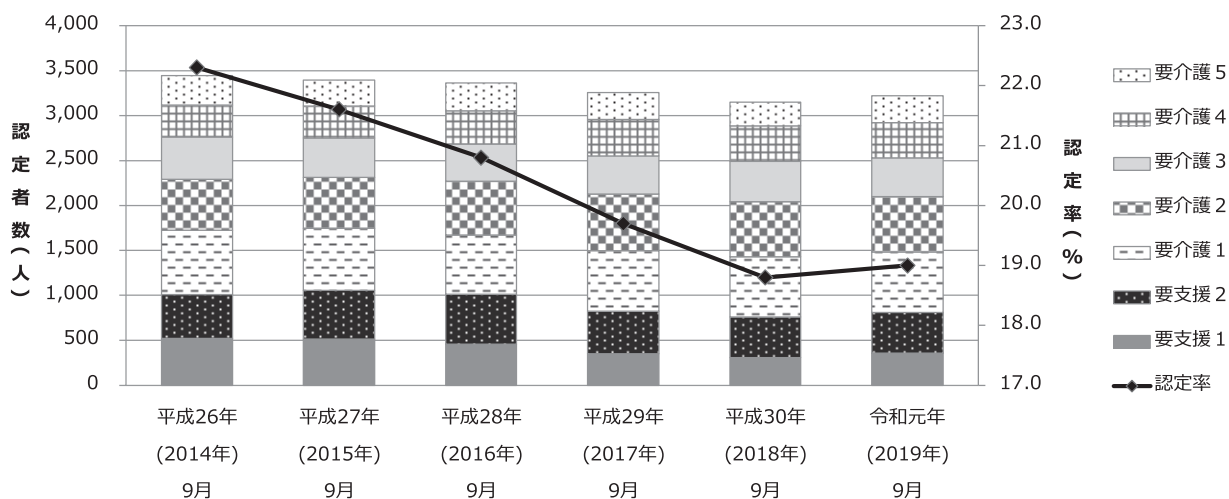
資料：総務省「国勢調査」平成27年(2015年)

(4) 認定者数、認定率の現状

認定者数は、令和元年（2019年）9月末時点で3,222人となっています。

認定率は、平成26年（2014年）の22.3%から徐々に低下し、令和元年（2019年）9月末時点で19.0%となっていますが、佐賀県全体や全国平均と比較するとやや高い傾向にあります。

【認定者数、認定率の推移】



	平成26年 (2014年) 9月	平成27年 (2015年) 9月	平成28年 (2016年) 9月	平成29年 (2017年) 9月	平成30年 (2018年) 9月	令和元年 (2019年) 9月
認定者数 (人)	3,446	3,395	3,361	3,257	3,152	3,222
認定者数 (要支援1) (人)	523	517	458	351	308	356
認定者数 (要支援2) (人)	489	539	555	475	453	456
認定者数 (要介護1) (人)	712	690	658	672	669	672
認定者数 (要介護2) (人)	568	569	601	628	612	616
認定者数 (要介護3) (人)	468	436	409	428	450	429
認定者数 (要介護4) (人)	359	357	375	403	396	394
認定者数 (要介護5) (人)	327	287	305	300	264	299
認定率 (%)	22.3	21.6	20.8	19.7	18.8	19.0
認定率 (佐賀県) (%)	19.5	19.3	19.2	18.8	18.5	18.4
認定率 (全国) (%)	17.9	18.0	18.0	18.1	18.3	18.5

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

※上記に第2号保険者数は含まれない。

(5) 介護保険事業の状況

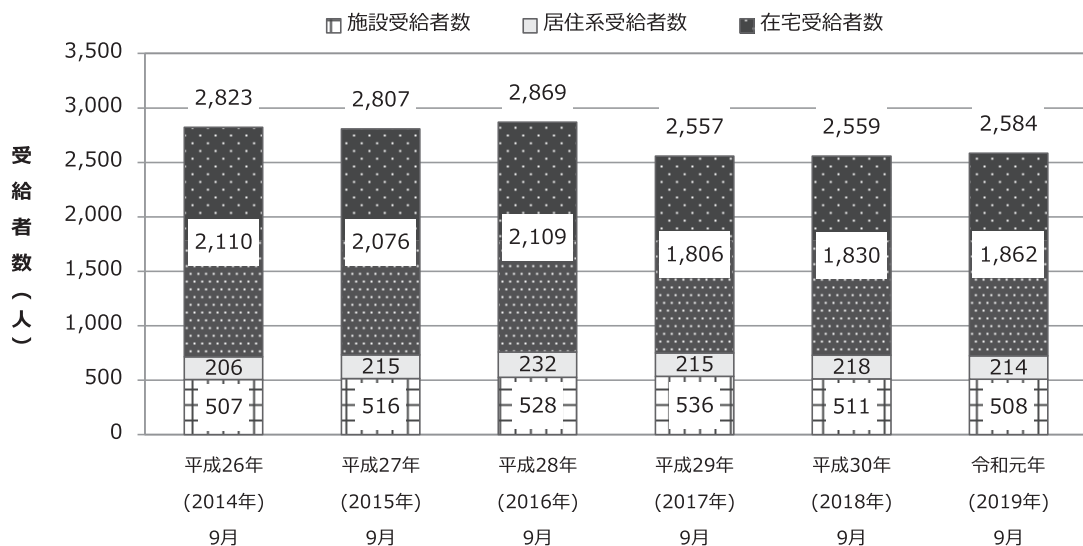
① サービス利用の状況・受給者数・受給率の推移

サービスの受給者数全体は、平成29年(2017年)から令和元年(2019年)まで横ばいで推移しており、令和元年(2019年)に2,584人となっています。第1号被保険者数に占める受給者の割合は、令和元年(2019年)9月末時点で15.2%となっています。

サービス類型別に第1号被保険者数に占める割合をみると、直近の3年間はいずれのサービスもほぼ横ばいで推移しています。

また、認定者数に占める受給者の割合は、平成28年(2016年)まで増加傾向にありましたが、その後は減少傾向となり、令和元年(2019年)9月末時点で80.2%となっています。このことから、要介護認定者のうち2割程度の人がサービスを利用していない状況にあることがわかります。

【受給者数・受給率の推移】



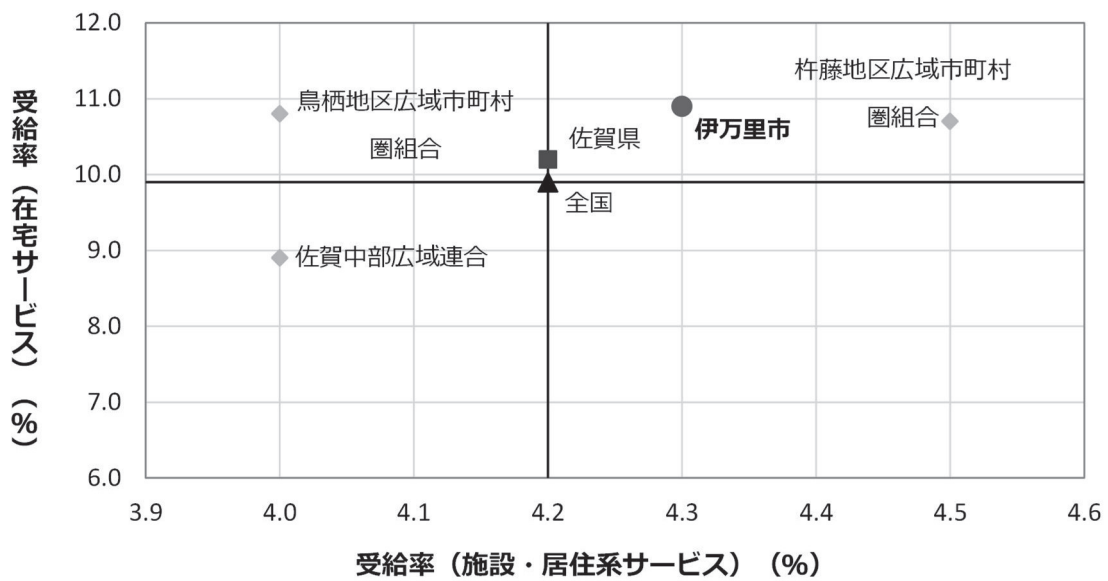
	平成26年 (2014年) 9月	平成27年 (2015年) 9月	平成28年 (2016年) 9月	平成29年 (2017年) 9月	平成30年 (2018年) 9月	令和元年 (2019年) 9月
第1号被保険者数(9月末)	15,435	15,711	16,152	16,500	16,738	16,979
認定者数(9月末)	3,446	3,395	3,361	3,257	3,152	3,222
受給者数	2,823	2,807	2,869	2,557	2,559	2,584
施設サービス	507	516	528	536	511	508
居住系サービス	206	215	232	215	218	214
在宅サービス	2,110	2,076	2,109	1,806	1,830	1,862
第1号被保険者数に占める割合	18.3%	17.9%	17.8%	15.5%	15.3%	15.2%
施設サービス	3.3%	3.3%	3.3%	3.2%	3.1%	3.0%
居住系サービス	1.3%	1.4%	1.4%	1.3%	1.3%	1.3%
在宅サービス	13.7%	13.2%	13.1%	10.9%	10.9%	11.0%
認定者数に占める割合	81.9%	82.7%	85.4%	78.5%	81.2%	80.2%
施設サービス	14.7%	15.2%	15.7%	16.5%	16.2%	15.8%
居住系サービス	6.0%	6.3%	6.9%	6.6%	6.9%	6.6%
在宅サービス	61.2%	61.1%	62.7%	55.4%	58.1%	57.8%

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

②サービス類型別の受給率のバランス

在宅サービスの受給率と施設・居住系サービスの受給率のバランスを佐賀県全体や全国と比較すると、本市は「在宅サービス、施設・居住系サービスともに受給率が高い」ことがわかります。

【サービス類型別の受給率のバランス】



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」令和元年（2019年）10月報

厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システム

③介護（予防）給付の進捗状況

第7期計画における介護保険サービス等の見込みについて、第1号被保険者数は、計画値の見込みどおりとなっていますが、要介護認定者数及び要介護認定率については、実績値が計画値を下回っています。

また、給付費は居住系サービスで令和元年度（2019年度）の対計画比が80%台と低くなっています。

サービス別の利用者数（12ページをご参照ください）をみると、対計画比が低いのは施設サービスの「介護療養型医療施設」、居住系サービスの「特定施設入居者生活介護」、在宅サービスの「訪問入浴介護」、「短期入所療養介護（病院等）」、「特定福祉用具販売」、「住宅改修」、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「小規模多機能型居宅介護」等であり、反対に対計画比が高いのは在宅サービスの「訪問リハビリテーション」、「居宅療養管理指導」等となっています。

【第7期計画の進捗状況（主要指標）】

	実績値		計画値		対計画比 (実績値/計画値)	
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
第1号被保険者数 (人)	16,738	16,979	16,731	16,940	100.0%	100.2%
要介護認定者数 (人)	3,152	3,222	3,336	3,426	94.5%	94.0%
要介護認定率 (%)	18.8	19.0	19.9	20.2	94.4%	93.8%
総給付費 (円)	5,153,369,246	5,220,673,597	5,248,242,000	5,378,595,000	98.2%	97.1%
施設サービス (円)	1,598,619,993	1,605,640,631	1,628,108,000	1,619,837,000	98.2%	99.1%
居住系サービス (円)	563,049,214	555,652,277	608,755,000	627,142,000	92.5%	88.6%
在宅サービス (円)	2,991,700,039	3,059,380,689	3,011,379,000	3,131,616,000	99.3%	97.7%
第1号被保険者1人あたり給付費 (円)	307,884.4	307,478.3	313,683.7	317,508.6	98.2%	96.8%

資料：【実績値】「第1号被保険者数」、「要介護認定者数」、「要介護認定率」は厚生労働省「介護保険事業状況報告」9月月報。

「総給付費」は厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和元年度（2019年度）のみ「介護保険事業状況報告」月報）

【計画値】介護保険事業計画にかかる保険者からの報告値

※「第1号被保険者1人あたり給付費」は「総給付費」を「第1号被保険者数」で除して算出

厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システム

第2章 高齢者を取り巻く状況

【第7期計画の進捗状況（サービス利用者数）】

		実績値		計画値		対計画比 (実績値/計画値)	
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
施設 サービス	小計 (人)	6,208	6,124	6,528	6,492	95.1%	94.3%
	介護老人福祉施設 (人)	3,084	3,122	3,264	3,264	94.5%	95.6%
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (人)	0	0	0	0	-	-
	介護老人保健施設 (人)	2,000	1,949	1,992	1,956	100.4%	99.6%
	介護医療院 (人)	0	73	0	0	-	-
	介護療養型医療施設 (人)	1,124	987	1,272	1,272	88.4%	77.6%
居住系 サービス	小計 (人)	2,656	2,619	2,880	2,964	92.2%	88.4%
	特定施設入居者生活介護 (人)	1,100	1,119	1,236	1,320	89.0%	84.8%
	地域密着型特定施設入居者生活介護 (人)	0	0	0	0	-	-
	認知症対応型共同生活介護 (人)	1,556	1,500	1,644	1,644	94.6%	91.2%
在宅 サービス	小計 (人)	57,315	58,238	57,060	58,956	100.4%	98.8%
	訪問介護 (人)	2,655	2,601	2,520	2,292	105.4%	113.5%
	訪問入浴介護 (人)	28	29	72	72	38.9%	40.3%
	訪問看護 (人)	1,359	1,243	1,392	1,452	97.6%	85.6%
	訪問リハビリテーション (人)	1,079	1,083	948	948	113.8%	114.2%
	居宅療養管理指導 (人)	1,141	1,460	876	948	130.3%	154.0%
	通所介護 (人)	8,868	8,992	8,880	9,132	99.9%	98.5%
	地域密着型通所介護 (人)	2,466	2,562	2,424	2,424	101.7%	105.7%
	通所リハビリテーション (人)	5,826	6,118	5,772	5,748	100.9%	106.4%
	短期入所生活介護 (人)	2,172	2,159	2,100	2,172	103.4%	99.4%
	短期入所療養介護（老健） (人)	263	211	204	228	128.9%	92.5%
	短期入所療養介護（病院等） (人)	13	5	24	24	54.2%	20.8%
	福祉用具貸与 (人)	8,714	8,764	8,148	8,640	106.9%	101.4%
	特定福祉用具販売 (人)	205	152	264	324	77.7%	46.9%
	住宅改修 (人)	226	182	300	324	75.3%	56.2%
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (人)	39	78	156	252	25.0%	31.0%
	夜間対応型訪問介護 (人)	0	0	0	0	-	-
	認知症対応型通所介護 (人)	366	367	396	408	92.4%	90.0%
	小規模多機能型居宅介護 (人)	260	290	348	372	74.7%	78.0%
	看護小規模多機能型居宅介護 (人)	0	0	0	120	-	0.0%
介護予防支援・居宅介護支援 (人)	21,635	21,942	22,236	23,076	97.3%	95.1%	
合計 (人)	66,179	66,981	66,468	68,412	99.6%	97.9%	

資料：【実績値】厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和元年度（2019年度）のみ「介護保険事業状況報告」月報）

【計画値】介護保険事業計画にかかる保険者からの報告値

厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システム

【第7期計画の進捗状況（サービス給付費）】

		実績値		計画値		対計画比 (実績値/計画値)	
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
施設 サービス	小計 (円)	1,598,619,993	1,605,640,631	1,628,108,000	1,619,837,000	98.2%	99.1%
	介護老人福祉施設 (円)	721,447,569	757,306,059	736,836,000	737,166,000	97.9%	102.7%
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (円)	0	0	0	0	-	-
	介護老人保健施設 (円)	529,279,381	519,381,822	524,553,000	515,787,000	100.9%	100.7%
	介護医療院 (円)	0	23,682,020	0	0	-	-
	介護療養型医療施設 (円)	347,893,043	305,270,730	366,719,000	366,884,000	94.9%	83.2%
居住系 サービス	小計 (円)	563,049,214	555,652,277	608,755,000	627,142,000	92.5%	88.6%
	特定施設入居者生活介護 (円)	166,288,686	173,355,388	188,115,000	206,314,000	88.4%	84.0%
	地域密着型特定施設入居者生活介護 (円)	0	0	0	0	-	-
	認知症対応型共同生活介護 (円)	396,760,528	382,296,889	420,640,000	420,828,000	94.3%	90.8%
在宅 サービス	小計 (円)	2,991,700,039	3,059,380,689	3,011,379,000	3,131,616,000	99.3%	97.7%
	訪問介護 (円)	133,997,375	138,790,063	134,531,000	127,014,000	99.6%	109.3%
	訪問入浴介護 (円)	1,649,763	1,631,700	3,196,000	3,325,000	51.6%	49.1%
	訪問看護 (円)	55,620,569	45,631,807	55,337,000	59,947,000	100.5%	76.1%
	訪問リハビリテーション (円)	35,017,741	35,609,663	32,837,000	34,321,000	106.6%	103.8%
	居宅療養管理指導 (円)	8,946,761	9,975,746	7,012,000	7,628,000	127.6%	130.8%
	通所介護 (円)	1,225,429,375	1,266,478,771	1,220,870,000	1,259,272,000	100.4%	100.6%
	地域密着型通所介護 (円)	332,498,134	352,210,807	355,652,000	366,412,000	93.5%	96.1%
	通所リハビリテーション (円)	340,762,528	343,236,864	364,006,000	370,778,000	93.6%	92.6%
	短期入所生活介護 (円)	334,839,654	334,020,531	294,045,000	304,471,000	113.9%	109.7%
	短期入所療養介護（老健） (円)	17,295,475	14,955,694	13,938,000	17,182,000	124.1%	87.0%
	短期入所療養介護（病院等） (円)	903,996	412,506	0	0	-	-
	福祉用具貸与 (円)	77,894,393	78,902,931	72,500,000	76,005,000	107.4%	103.8%
	特定福祉用具販売 (円)	6,115,550	4,672,214	8,254,000	10,269,000	74.1%	45.5%
	住宅改修 (円)	18,024,279	14,640,389	25,004,000	26,828,000	72.1%	54.6%
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (円)	3,970,206	7,562,583	14,131,000	23,788,000	28.1%	31.8%
	夜間対応型訪問介護 (円)	0	0	0	0	-	-
	認知症対応型通所介護 (円)	107,670,963	110,090,094	100,903,000	100,943,000	106.7%	109.1%
	小規模多機能型居宅介護 (円)	34,312,860	35,205,307	47,155,000	50,364,000	72.8%	69.9%
	看護小規模多機能型居宅介護 (円)	0	0	0	21,081,000	-	0.0%
介護予防支援・居宅介護支援 (円)	256,750,417	265,353,019	262,008,000	271,988,000	98.0%	97.6%	
合計 (円)	5,153,369,246	5,220,673,597	5,248,242,000	5,378,595,000	98.2%	97.1%	

資料：【実績値】厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和元年度（2019年度）のみ「介護保険事業状況報告」月報）

【計画値】介護保険事業計画にかかる保険者からの報告値

厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システム

2 各種アンケート調査の結果

(1) 各調査の概要

第8期計画策定にあたって、本市における高齢者をとりまく課題等を抽出し、計画策定の基礎資料とすることを目的に以下の調査を実施しました。

【各種アンケート調査の概要】

伊万里市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	
調査対象と 標本数	本市在住で要介護認定1～5の認定を受けていない65歳以上の高齢者1,015人(無作為抽出)
調査方法	郵送調査(無記名)
有効回収数(率)	643人(63.3%)
調査期間	令和元年(2019年)10月1日～10月31日

伊万里市在宅介護実態調査	
調査対象	本市在住で要介護(支援)認定を受け、在宅で生活をしている高齢者980人
調査方法	居宅介護支援事業所での配布・回収
有効回収数	819人(83.6%)
調査期間	令和元年(2019年)10月1日～10月31日

伊万里市介護保険サービス事業所調査(居所変更実態調査・在宅生活改善調査)	
調査対象と 標本数	本市で介護保険サービス関連事業を行っている事業所【33事業所(居所変更実態調査)・22件(在宅生活改善調査)】
調査方法	郵送調査
有効回収数(率)	26件・78.8%(居所変更実態調査) 18件・81.8%(在宅生活改善調査)
調査期間	令和2年(2020年)6月19日～7月10日 (回収予備期間:令和2年(2020年)7月16日まで)

(2) 調査の結果

○介護予防

● 「リスク評価項目」の結果【ニーズ調査】

本市では現時点で認定を受けていない一般高齢者でも、「認知症機能」や「うつ傾向」、「知的能動性」や「社会的役割」に係るリスクを抱える人が3割以上と高くなっており、引き続き、介護・認知症予防に向けた支援・サービスの取組が重要です。

【リスク判定項目】

(単位：%)

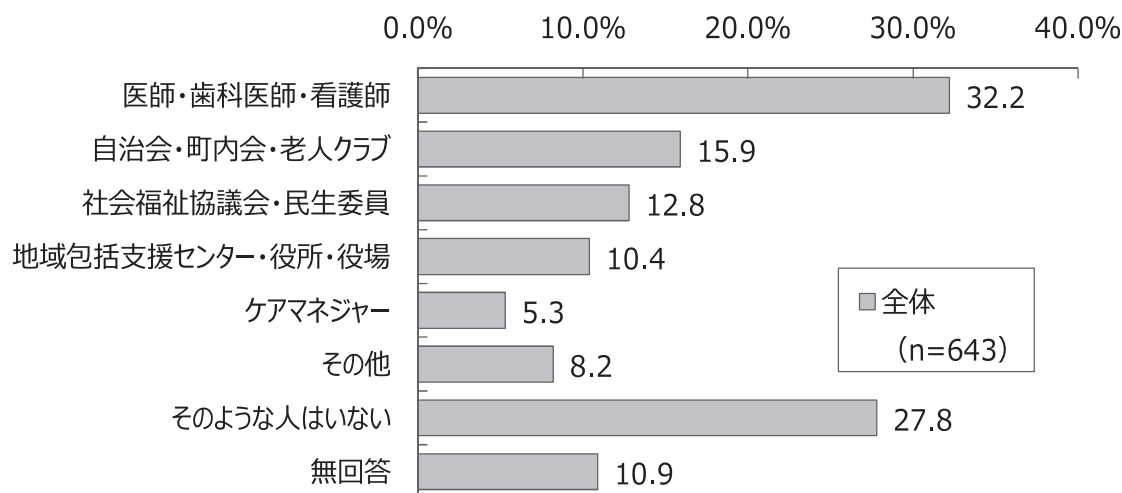
	調査数(人)	虚弱リスク	運動器機能低下リスク	転倒リスク	閉じこもり傾向リスク	低栄養リスク	咀嚼機能低下リスク	認知機能低下リスク	うつ傾向リスク	度)低下リスク	IADL(手段的自立)	知的能動性低下リスク	社会的役割低下リスク	低老研指標総合評価
佐賀県全体	17,194	12.9	22.4	33.9	18.0	2.0	25.1	55.7	41.2	21.1	42.9	54.9	31.7	
伊万里市	643	7.6	14.2	32.0	16.3	2.5	22.7	50.5	42.1	14.9	40.4	54.1	27.7	
該当状況 総合事業 対象者	一般高齢者	420	0.0	0.0	21.7	9.3	0.0	0.0	43.1	34.3	7.2	31.6	46.7	17.6
	総合事業対象者	200	24.0	44.0	53.5	30.0	8.0	72.0	68.0	58.0	30.0	57.0	69.0	46.5

○地域包括ケアシステム

● 家族・友人以外の地域で相談する場について【ニーズ調査】

家族や友人以外の相談相手について、「医師・歯科医師・看護師」が3割強、「自治会・町内会・老人クラブ」、「社会福祉協議会・民生委員」、「地域包括支援センター・役所・役場」の割合が1割台となっています。今後、地域包括ケアシステムの機能強化に向けて、様々な職種と連携した相談体制の充実や「地域包括支援センター」の更なる周知に向けた取組が必要です。

【家族や友人以外の相談相手（複数回答）】



● 地域での活動や趣味活動について【ニーズ調査】

月に1回以上地域で参加している活動では、「スポーツ関係グループやクラブ」、「趣味関係のグループ」、「収入のある仕事」が2割強と高くなっています。また、男性よりも女性の方が各活動に参加している人の割合が高い傾向です。高齢者が孤立化することがないように、地域社会に参加できる活動への運営支援や参加促進に向けた取組が重要です。

【地域での活動・趣味活動の参加頻度】

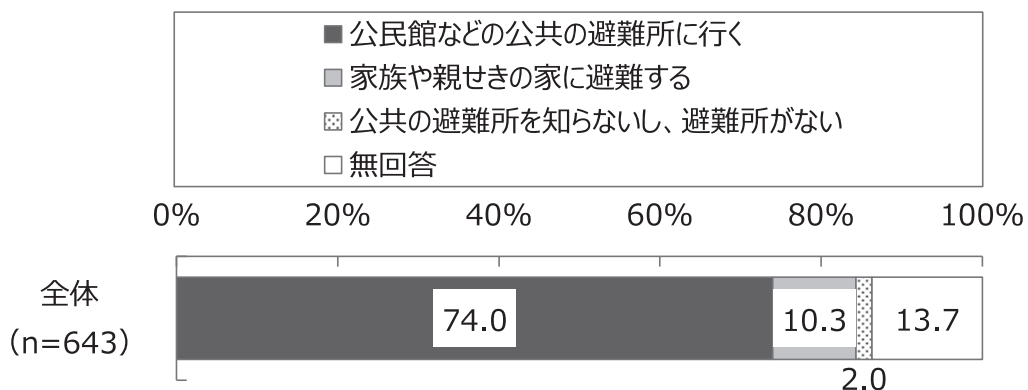
(単位：%)

	調査数 (人)	週4回以上	週に2〜3回	週1回	月に1〜3回	年に数回	参加していない	無回答	月1回以上参加
ボランティアのグループ	643	1.2	0.9	1.7	5.3	6.8	47.7	36.2	9.1
スポーツ関係グループやクラブ	643	3.6	8.6	5.8	4.8	4.8	40.3	32.2	22.8
趣味関係のグループ	643	1.2	4.0	5.6	11.5	4.8	40.0	32.8	22.3
学習・教養サークル	643	0.5	0.5	2.0	4.8	5.1	48.1	39.0	7.8
老人クラブ	643	0.8	2.0	1.4	6.1	8.1	48.8	32.8	10.3
町内会・自治会	643	0.8	1.1	0.9	9.2	19.8	33.9	34.4	12.0
収入のある仕事	643	12.6	6.4	1.1	1.4	2.8	39.7	36.1	21.5

● 災害時の対応について【ニーズ調査】

災害発生時の避難場所について、「公民館などの公共の避難場所に行く」が7割強となっている一方、「公共の避難場所を知らないし、避難場所がない」という回答もあります。また、避難方法は、「ひとりで逃げられる」が7割弱を占めていますが、「近所の方の支援で逃げることができる」が1割弱となっており、日頃から防災意識の向上と、地域における協力体制の構築が重要です。

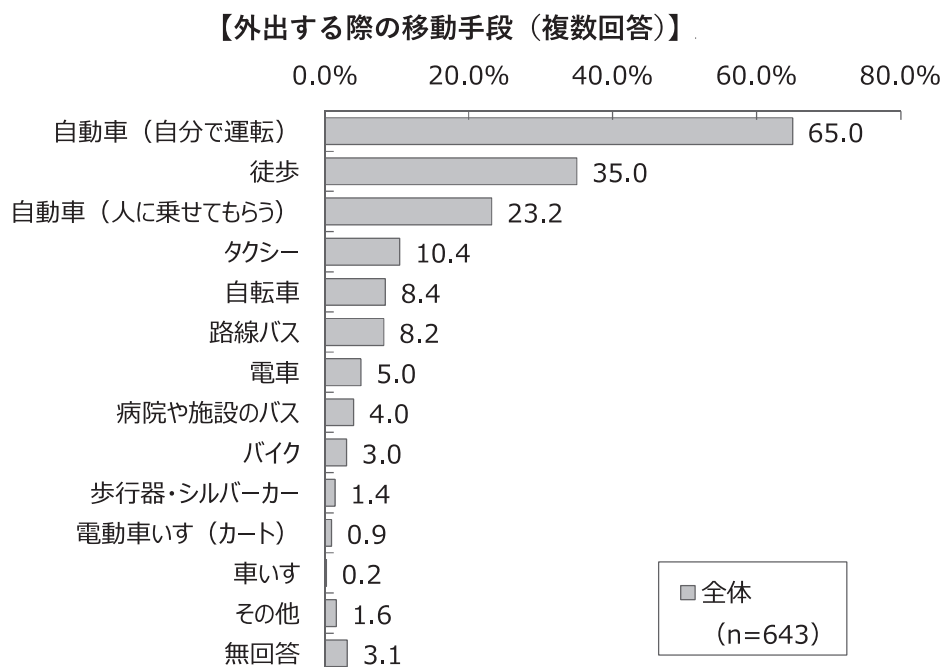
【避難が必要な時どのように避難するか】



○高齢者の生活支援

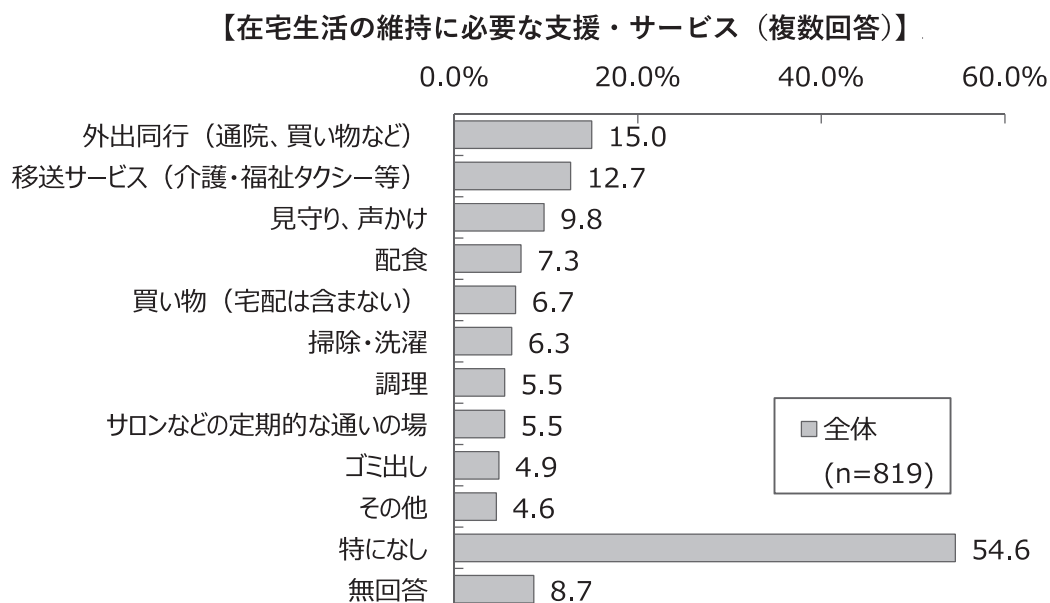
● 外出控えの状況【ニーズ調査】

本市の高齢者が外出する際の移動手段は、「自動車（自分で運転）」が7割弱と突出して高く、今後、後期高齢者の増加が見込まれることから、自動車に頼らない移動手段の検討が必要です。



● 在宅生活の維持に必要な支援・サービス【在宅介護実態調査】

介護保険以外の生活支援サービスについて、今後の在宅生活の継続に必要な支援・サービスでは、「外出同行（通院、買い物など）」、「移送サービス（介護、福祉タクシー等）」、「見守り、声かけ」等の割合が高く、今後の充実が必要です。

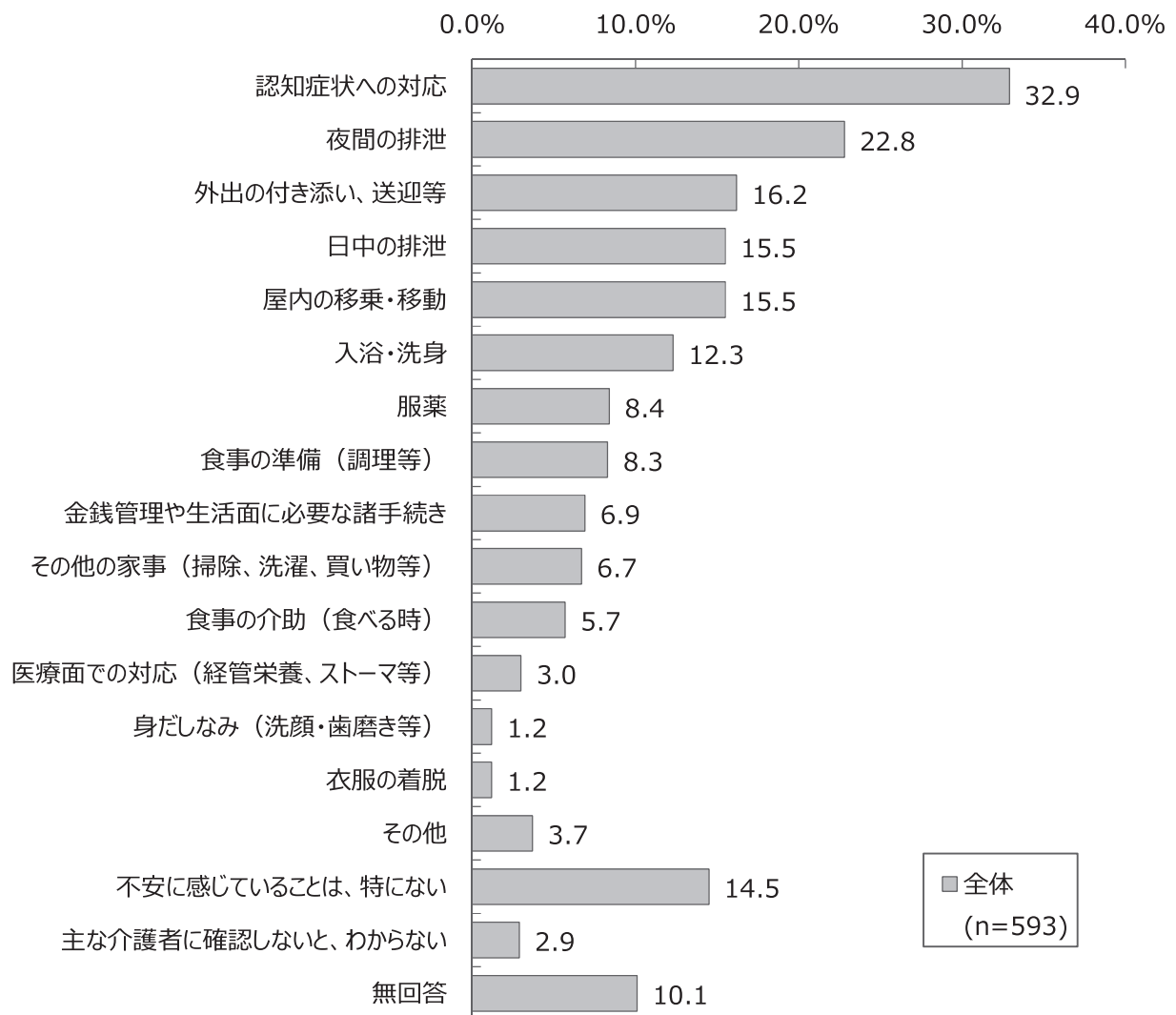


○介護保険サービス

● 主な介護者が不安に感じる介護について【在宅介護実態調査】

「認知症状への対応」が3割強と最も高く、次いで、「排泄（夜間・日中）」、「外出の付き添い、送迎等」、「屋内の移乗・移動」等が挙げられています。介護を行う家族への支援として、正しい認知症の知識の普及・啓発の充実が必要であり、これらの介護負担の軽減が考えられるサービスが重要です。

【主な介護者が不安に感じる介護（複数回答）】



● 地域で住み続けるために必要なサービス【在宅生活改善調査・事業所調査】

在宅サービスの改善で生活の維持が可能な「在宅サービス待機者（在宅サービスの改善で生活の維持が可能な要介護者）」が5割弱、住宅型有料やサ高住、グループホーム、特定施設等の「その他施設等の待機者」が3割強を占めています。

「在宅サービス待機者」に必要なと思われるサービスでは、「ショートステイ」（50.0%）や「定期巡回サービス」（40.7%）、「通所介護、通所リハ、認知症対応型通所」（25.9%）等の割合が高くなっており、これらの事業内容の充実や提供体制の検討が必要です。

【在宅サービス待機者に必要なと思われるサービス（複数回答）】

	その他施設等の待機者(40人)		在宅サービス待機者(64人)	
住まい・施設等	住宅型有料	13人 32.5%	住宅型有料	3人 5.6%
	サ高住	4人 10.0%	サ高住	6人 11.1%
	軽費老人ホーム	3人 7.5%	軽費老人ホーム	3人 5.6%
	グループホーム	19人 47.5%	グループホーム	14人 25.9%
	特定施設	2人 5.0%	特定施設	2人 3.7%
	介護老人保健施設	6人 15.0%	介護老人保健施設	4人 7.4%
	療養型・介護医療院	2人 5.0%	療養型・介護医療院	5人 9.3%
	特別養護老人ホーム	13人 32.5%	特別養護老人ホーム	6人 11.1%
在宅サービス	-		ショートステイ	27人 50.0%
	-		訪問介護、訪問入浴	3人 5.6%
	-		夜間対応型訪問介護	0人 0.0%
	-		訪問看護	10人 18.5%
	-		訪問リハ	2人 3.7%
	-		通所介護、通所リハ、 認知症対応型通所	14人 25.9%
	-		定期巡回サービス	22人 40.7%
	-		小規模多機能	6人 11.1%
	-		看護小規模多機能	1人 1.9%

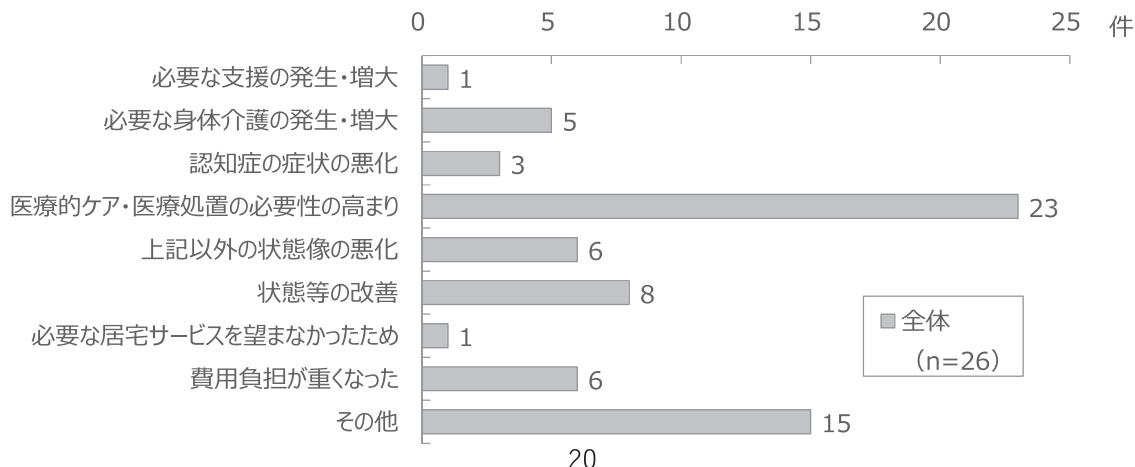
生活の改善に向けて、代替が可能

● 在宅生活での継続性を高めるために必要なサービス

【居所変更実態調査・事業所調査】

居所を変更した理由として「医療的ケア・医療処置の必要性の高まり」の割合が最も高く、在宅生活の維持が難しくなっている要介護者に必要なサービスであると考えられます。このことから、要介護者の在宅での生活の継続性を高めるためには、「看護小規模多機能型居宅介護」、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「小規模多機能型居宅介護」の充実が必要です。

【居所変更した理由（順位不問・複数回答）】



第3章 計画達成状況等の検証・評価

1 主要施策ごとの達成状況と評価

第7期計画において、主要施策ごとに実施した取組の結果は以下のとおりです。

基本目標1 高齢者が健やかに暮らせる生きがい対策の充実

主要施策1 高齢者の社会参画、生きがいづくりの推進

■主な実績と課題

高齢者が中心となって活動する老人クラブやシルバー人材センターの運営や活動の支援を行い、健康増進活動やボランティア活動、就労など、高齢者の地域における社会参加を促進しました。また、公共老人施設を運営し、高齢者の仲間づくりや生きがいづくり活動等を支援しました。

老人クラブやシルバー人材センターの会員数が減少傾向にあり、運営の見直しや組織強化等が課題となっています。

■主な基本指針の達成状況

体系	第7期計画指標	単位	項目	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
1-1-(1)	公共老人施設 利用者数	人	目標値	33,000	33,250	33,500
			実績値(R2見込)	34,303	32,913	32,000
			差(実績-目標)	1,303	△337	△1,500

基本目標2 高齢者が安心して快適に生活できる在宅福祉の充実

主要施策2 在宅福祉サービスの充実

■主な実績と課題

介護家族支援として紙おむつの支給や、ひとり暮らし高齢者の生活支援として緊急通報装置・福祉電話の貸与等を行いました。また、生活困窮や社会的孤立など、生活上の問題を抱える高齢者を養護老人ホームに措置し、生活の場を確保しました。ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者等の増加に伴い、高齢者とその家族が安心して生活できる支援が必要です。

■主な基本指針の達成状況

体系	第7期計画指標	単位	項目	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
2-2-(1)	高齢者紙おむつ支給 利用者数	人	目標値	180	190	200
			実績値(R2見込)	162	153	170
			差(実績-目標)	△18	△37	△30

基本目標3 住み慣れた暮らしを支えるしくみづくり

主要施策3 地域包括ケアシステムの構築

■主な実績と課題

地域包括ケアシステムの大きな柱となる地域包括支援センターの機能強化に向けては、「地域包括支援センター運営協議会」を開催し、各事業の実施状況確認や介護予防ケアマネジメント業務委託事業所の選定、意見交換等に関する協議を実施しました。また、地域包括支援センター・在宅介護支援センター（5か所）での「総合相談支援業務」の実施や「地域ケア会議」等の開催による個別事例の検討を実施しました。これらの事業を実施するにあたり、困難事例数の増加や課題の複雑化・複合化が、課題として挙げられています。

高齢者を地域全体で見守るための取組としては、見守りや安否確認を行う「愛の一声運動」や「配食サービス」の実施、「高齢者見守りネットワーク」による高齢者の見守り体制の整備を実施しました。

「在宅医療・介護連携推進事業」については、伊万里・有田地区医師会及び有田町との共同で実施しており、「地域の医療・介護の資源の把握」や「切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進」など、8つの取組を実施しました。また、伊万里有田在宅医療・介護連携支援センターの相談員を中心に、多様な専門職から構成される運営委員会の部会ごとの活動により、継続的な在宅医療と介護の提供に向けた協議を進めています。

さらに、「生活支援体制整備事業」において、生活支援コーディネーターを配置し、市社会福祉協議会と協働で第2層協議体を設置し、通いの場の推進や第3層（行政区単位）の支援を実施しました。介護予防・生活支援サポーター養成研修修了者の活用など、ニーズと支援者のマッチングに向けた仕組みづくりが課題となっています。

■主な基本指針の達成状況

体系	第7期計画指標	単位	項目	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
3-3-(1)	地域包括支援センター運営協議会 開催回数	回	目標値	2	2	2
			実績値(R2見込)	2	2	2
			差(実績-目標)	0	0	0
3-3-(1)	コミュニティケア会議	回数	目標値	6	6	6
			実績値(R2見込)	6	5	5
			差(実績-目標)	0	△1	△1
3-3-(3)	医療・介護関係者研修会の開催	回数	目標値	3	3	3
			実績値(R2見込)	3	3	3
			差(実績-目標)	0	0	0
3-3-(4)	第1層協議体会議	開催回数	目標値	2	2	2
			実績値(R2見込)	2	1	2
			差(実績-目標)	0	△1	0
3-3-(4)	第2層協議体会議	開催回数 (全ての地区 に対して)	目標値	1	2	2
			実績値(R2見込)	2	1	1
			差(実績-目標)	1	△1	△1

主要施策4 認知症支援と高齢者の権利擁護の推進

■主な実績と課題

認知症高齢者や家族への支援として、「認知症初期集中支援チーム」による受診支援や伊万里地区認知症の人とその家族の会（通称「ひまわり会」）と連携した取組を行いました。

また、「成年後見制度利用支援」として市長申立、報酬助成や「高齢者虐待防止対策」として研修や相談対応を行い、高齢者の権利擁護の推進に取組みました。認知症の人や家族の視点を重視しながら、今後さらに取組を推進することが必要です。

■主な基本指針の達成状況

体系	第7期計画指標	単位	項目	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
3-4-(1)	認知症サポーター 延人数	人	目標値	4,800	4,900	5,000
			実績値(R2見込)	5,469	5,631	5,750
			差(実績-目標)	669	731	750
3-4-(1)	認知症カフェの開催	開催回数	目標値	12	12	12
			実績値(R2見込)	10	8	10
			差(実績-目標)	△2	△4	△2
3-4-(1)	認知症カフェの開催参加 延人数	人	目標値	180	180	180
			実績値(R2見込)	216	157	180
			差(実績-目標)	36	△23	0
3-4-(2)	介護事業所職員への研修	開催回数	目標値	1	1	1
			実績値(R2見込)	1	1	1
			差(実績-目標)	0	0	0

主要施策5 介護予防・生活支援の推進

■主な実績と課題

生活支援サービス事業を実施し、総合事業を利用する要支援者等の状態にあった通所型・訪問型・生活支援サービスの提供に努めました。今後は、地域の実情に合わせたニーズ等の把握によるサービスの拡充が必要です。その他にも、「いきいき百歳体操活動支援事業」、「認知症予防事業」等を実施し、高齢者の介護予防を推進しました。

■主な基本指針の達成状況

体系	第7期計画指標	単位	項目	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
3-5-(2)	いきいき百歳体操教室の実施団体	団体数	目標値	24	33	42
			実績値(R2見込)	36	44	50
			差(実績-目標)	12	11	8
3-5-(2)	住民主体の通いの場の参加延人数	人	目標値	750	975	1,200
			実績値(R2見込)	915	1,040	1,200
			差(実績-目標)	165	65	0

基本目標4 介護保険制度の円滑な運営

主要施策6 介護サービスの充実

■主な実績と課題

第7期計画における「サービス別利用者数及びサービス別給付費」については、第2章（12ページ～13ページ）をご参照ください。

■事業の整備状況

・地域密着型（介護予防）サービス

令和元年度（2019年度）：定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所1か所新設

・介護保険施設サービス

介護療養型施設	伊万里整形外科病院	定員20名→10名 令和元年（2019年）11月1日 変更
	水上医院	令和元年（2019年）11月30日 廃止→介護医療院へ転換
	前田病院	令和2年（2020年）3月31日 廃止
介護医療院	水上医院	令和元年（2019年）12月1日 指定
地域密着型特別養護老人ホーム	さくら	令和2年（2020年）6月1日 指定

主要施策7 介護サービスの運営強化

■主な実績と課題

介護支援専門員の資質向上に向けて、伊西地区介護支援専門員連絡協議会と連携し、「介護支援専門員連絡協議会研修」や「ケアマネ相談室」等の各種研修・相談会を開催しました。また、介護保険の適正な運営のために、ケアプラン点検の実施等の「介護給付等費用適正化事業」や有田町と共同で介護認定審査会を設置・運営し、要介護認定の適正化に取り組ましました。

■主な基本指針の達成状況

体系	第7期計画指標	単位	項目	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
4-7-(2)	ケアプラン点検の実施	件数	目標値	6	8	10
			実績値(R2見込)	6	8	10
			差(実績-目標)	0	0	0

第4章 高齢者の将来推計

1 人口の将来推計

令和22年（2040年）までの人口推計によると、本市の総人口は今後も減少し続け、令和7年（2025年）には52,000人を下回り、さらに令和22年（2040年）には41,000人を下回る予想となっています。

一方、本市の高齢者人口は17,000人台で緩やかに増加していますが、令和22年（2040年）には減少に転じ、15,000人台となる見込みです。なお、総人口の減少に伴い高齢化率は上昇し続け、令和22年（2040年）には37.1%に達する見込みです。

高齢者化率の内訳をみると、団塊の世代の高齢化により後期高齢化率が高くなり、令和22年（2040年）は、前期高齢化率は13.8%、後期高齢化率は23.3%と見込んでいます。

【人口の実績と推計】

(単位：人)

	実績値			推計値				
	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和7年 (2025年)	令和22年 (2040年)
総人口	55,140	54,672	54,066	53,492	52,908	52,312	51,082	40,831
40-64歳人口	17,090	16,890	16,619	16,363	16,166	15,958	15,609	12,357
高齢者人口（65歳以上）	16,770	17,002	17,149	17,273	17,354	17,385	17,398	15,153
前期高齢者人口（65-74歳）	8,168	8,312	8,555	8,812	8,712	8,488	7,919	5,621
後期高齢者人口（75歳以上）	8,602	8,690	8,594	8,461	8,642	8,897	9,479	9,532
高齢化率	30.4%	31.1%	31.7%	32.3%	32.8%	33.2%	34.1%	37.1%
前期高齢化率	14.8%	15.2%	15.8%	16.5%	16.5%	16.2%	15.5%	13.8%
後期高齢化率	15.6%	15.9%	15.9%	15.8%	16.3%	17.0%	18.6%	23.3%

資料：【実績値】伊万里市住民基本台帳〔各年10月1日時点〕、【推計値】コーホート変化法により推計

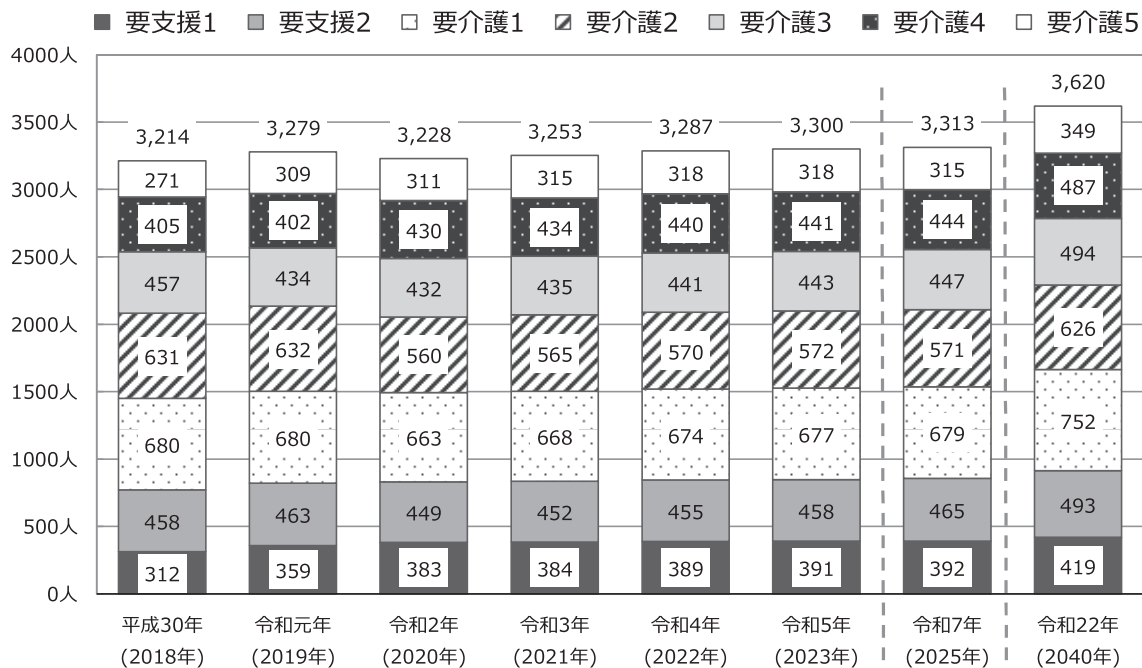
2 要介護（支援）認定者数の見込み

本市の要介護（支援）認定者数は、平成27年（2015年）から減少傾向で推移しており、平成30年（2018年）からは微増傾向となっています。

高齢者人口は、令和7年（2025年）まで増加傾向で推移することが見込まれており、高齢者人口の増加とともに、認定者数も増加することが考えられます。このため、本計画期間中の要介護（支援）認定率は過去の実績を基に、高齢者数の増加に伴い、要介護認定者数が増加するものと見込んでいます。

本計画期間中及び令和7年（2025年）の認定者数は3,200人から3,300人台で推移し、令和22年（2040年）は3,600人台に達する見込みです。

【要介護（支援）認定者数の実績と推計】



※上記グラフの数値は、第1号被保険者と第2号被保険者の合算値

(単位：人)

	実績値			推計値				
	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和7年 (2025年)	令和22年 (2040年)
要介護（支援）認定者数	3,214	3,279	3,228	3,253	3,287	3,300	3,313	3,620
要支援1	312	359	383	384	389	391	392	419
要支援2	458	463	449	452	455	458	465	493
要介護1	680	680	663	668	674	677	679	752
要介護2	631	632	560	565	570	572	571	626
要介護3	457	434	432	435	441	443	447	494
要介護4	405	402	430	434	440	441	444	487
要介護5	271	309	311	315	318	318	315	349
うち第1号被保険者数	3,152	3,222	3,177	3,202	3,236	3,249	3,264	3,582
要支援1	308	356	376	377	382	384	385	413
要支援2	453	456	439	442	445	448	455	485
要介護1	669	672	659	664	670	673	675	749
要介護2	612	616	550	555	560	562	562	619
要介護3	450	429	427	430	436	438	442	491
要介護4	396	394	425	429	435	436	439	483
要介護5	264	299	301	305	308	308	306	342

資料：【実績値】伊万里市住民基本台帳 [各年 10 月 1 日時点]、【推計値】平成 30 年 (2018 年)・令和元年 (2019 年)・2 年 (2020 年) 実績値を基に厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システムを用いて算出

第 5 章 高齢者施策の将来ビジョン

1 伊万里市の目指す高齢社会像

第 7 期計画では、団塊の世代が 75 歳を迎える令和 7 年（2025 年）を見据えて、高齢者が住み慣れた地域で可能な限り生活が継続できるよう、「地域包括ケアシステム」の強化・具体化を目指し中期的な視点に立って施策を推進してきました。

本計画における伊万里市が目指す高齢社会像は、第 7 期計画を踏襲し、「すべての市民が安心して暮らすことができ、市民一人ひとりが高齢であっても、障がいがあっても、お互いの人権を尊重しあい、ひとしく健やかで、生きている実感や喜びを享受できる社会の実現」とします。

2 基本理念

第 8 期計画では、これまでの取組を引継ぐとともに、第 7 期計画を踏襲し、「安心して健やかな暮らしづくり」を基本理念に掲げます。

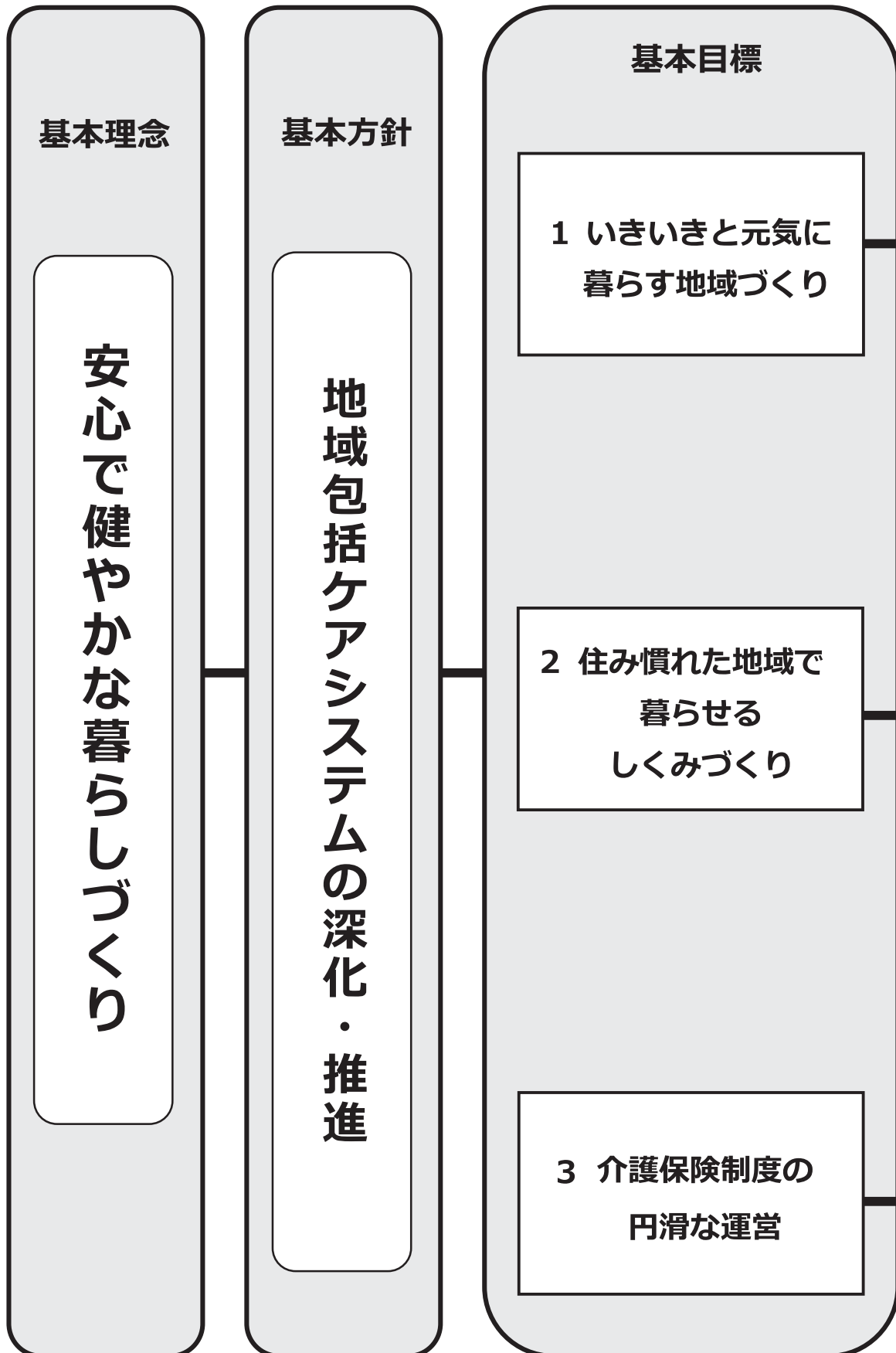
基本理念

安心して健やかな暮らしづくり

3 基本方針

基本理念を達成するため、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能としていくため、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の深化・推進に努めてまいります。

4 施策体系



主要施策	取組内容	事業
1 高齢者の生きがいづくりと社会参加の推進	(1) 生きがい、仲間づくりの推進	①公共老人施設管理運営事業 ②高齢者生きがいづくり講座開催事業 ③高齢者顕彰事業・敬老行事支援事業
	(2) 高齢者の社会参加の促進	①老人団体支援事業 ②シルバー人材センター支援事業 ③外出支援体制の整備
2 高齢福祉サービスの充実	(1) 在宅生活を支える福祉サービスの推進	①福祉緊急通報システム運用事業 ②福祉電話貸与事業 ③高齢者紙おむつ支給事業
	(2) 地域ニーズにあった住まいの支援機能の確保	①養護老人ホーム入所措置事業 ②軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅の情報提供
3 地域包括ケアシステムの構築	(1) 地域包括支援センターの機能強化	①地域包括支援センターの運営 ②総合相談支援業務 ③地域ケア会議等の開催
	(2) 高齢者を地域全体で見守るための体制づくり	①愛の一声運動推進事業 ②配食サービス事業 ③認知症高齢者見守り事業
	(3) 在宅医療・介護の連携推進	①在宅医療・介護連携推進事業
	(4) 高齢者の生活支援体制の充実	①生活支援体制整備事業
4 認知症支援と高齢者の権利擁護の推進	(1) 認知症支援策の推進	①認知症総合支援事業 ②認知症高齢者等損害保険加入事業
	(2) 高齢者の権利擁護の推進	①高齢者成年後見制度利用支援事業 ②高齢者虐待の防止及び対応
5 介護予防・生活支援の推進	(1) 介護予防・生活支援サービスの推進	①介護予防・生活支援サービス事業 ②介護予防ケアマネジメント事業
	(2) 介護予防事業の推進	①いきいき百歳体操活動支援事業 ②認知症予防事業 ③高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業
6 介護サービスの充実	(1) 居宅サービス、施設サービス等の充実	①居宅（介護予防）サービスの提供 ②地域密着型（介護予防）サービスの提供 ③介護保険施設サービスの提供
7 介護サービスの運営の強化	(1) 介護人材の確保・育成及び業務の効率化	①介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質向上 ②介護サービス等の人材の確保・育成及び業務の効率化
	(2) 介護保険の適正な運営	①介護給付等費用適正化事業 ②要介護認定の適正化 ③情報の公表 ④災害や感染症対策に係る体制の整備

第6章 高齢者福祉施策の推進

基本目標1 いきいきと元気に暮らす地域づくり

主要施策1 高齢者の生きがいづくりと社会参加の推進

▼ 現状

高齢者が中心となって活動している老人クラブやシルバー人材センターの運営や取組を支援し、高齢者の社会参加を促進しています。

▼ 課題

高齢者数が年々増加している一方、高齢者の働き方や社会参加、ライフスタイルの変化に伴い、老人クラブやシルバー人材センターの会員数は減少傾向にあります。運営の見直しや組織強化など、高齢者が長年培ってきた知識や経験を活かし、生きがいや役割をもって暮らすことができるような支援が必要です。

▼ 方向性

- ・ 高齢者が、それぞれの意欲や能力を生かし、活動できる機会を充実します。
- ・ 関係団体等と連携・協働し、高齢者の積極的な社会参加を推進します。

▼ 指標

体系		指標名	単位	実績	実績見込み	目標		
取組内容	事業			令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
(1)	①	公共老人施設 利用者数	人	19,920	12,000	12,050	12,100	12,200

(1) 生きがい、仲間づくりの推進

① 公共老人施設管理運営事業

高齢者の各種相談に応じるとともに、健康体操やサークル活動など、高齢者の憩いの場所として相互の交流や健康増進、介護予防、教養の向上を図るため効果的に公共施設を活用し、高齢者の生きがいづくりと仲間づくりを推進します。

【公共老人施設の概要】

施設名	施設概要	所在地
老人福祉センター	60歳以上の方が健康の増進、教養の向上、レクリエーションの場として利用	伊万里市松島町73番地1

②高齢者生きがいづくり講座開催事業

老人福祉センターで、陶芸・手芸・園芸の講座を開催し、高齢者の趣味の活動を支援します。また、生涯学習センターや各コミュニティセンターとの協働で、高齢者が生涯にわたって学習活動に参加でき、生きがいを持って充実した生活を送ることができるよう多様な学習機会を提供します。あわせて、参加者数の増加に向けて、事業の広報・周知に努めます。

③高齢者顕彰事業、敬老行事支援事業

百寿を迎えた高齢者に記念品を贈呈するとともに広報紙で紹介し、市民の敬老意識の高揚を図ります。また、敬老の日に合わせて各地区で実施している敬老行事は、地域とのつながりの中で、高齢者のふれあい交流の場となっています。

(2) 高齢者の社会参加の促進

①老人団体支援事業

老人クラブは、地域で暮らす高齢者にとって最も身近な団体の一つであり、社会福祉活動や園児・児童との世代間交流や健康増進、介護予防など、さまざまな活動に取り組んでおり、高齢者が地域や人々とつながる役割を担っています。今後も幅広い活動を展開できるよう、市社会福祉協議会と連携して老人クラブ連合会や単位老人クラブの活動を支援します。

②シルバー人材センター支援事業

シルバー人材センターは、高齢者がこれまで培ってきた知識や技術を活かし、働くことができる仕事を提供する公益団体であり、高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献しています。今後もシルバー人材センターの運営や登録会員の人材確保のための取組を支援します。

③外出支援体制の整備 ※新規

本市の高齢者の生活において、買い物や通院等に係る移動・交通手段の確保は大きな課題となっています。

今後、関係団体や担当部署と連携しながら、移動手段に係るニーズや資源を把握し、高齢者等の移動・交通手段の確保に向けて検討していきます。

主要施策2 高齢福祉サービスの充実

▼ 現状

高齢者世帯の増加に伴い、見守りや安否確認、生活支援等の必要性が高まっています。また、ひとり暮らし高齢者が、生活困窮や社会的孤立等で、生活上の問題を抱えるケースもあり、相談件数も増加しています。

▼ 課題

高齢者やその家族が安心して日常生活を送ることができるような地域づくりが必要です。また、ひとり暮らし高齢者の在宅生活を支える福祉サービスの充実や地域のニーズにあった住まいの支援が必要です。

▼ 方向性

- ・ ひとり暮らしや認知症等の高齢者が、在宅で安心して生活できる環境づくりを支援します。
- ・ 生活困窮や社会的孤立等の生活上の相談に応じ、関係機関や団体等と連携し、ニーズに合った住まいを提案します。

▼ 指標

体系		指標名	単位	実績	実績見込み	目標		
取組内容	事業			令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
(1)	③	高齢者紙おむつ支給 利用者数	人	153	150	150	150	150



(1) 在宅生活を支える福祉サービスの推進

①福祉緊急通報システム運用事業

ひとり暮らし高齢者等の急病・災害等緊急時の通報体制を確保するため、高齢者等の自宅に福祉緊急通報システムを設置し、24時間体制で支援します。

②福祉電話貸与事業

ひとり暮らし高齢者等の家庭に電話を無償貸与し、連絡手段を整備します。

③高齢者紙おむつ支給事業

在宅で概ね65歳以上の常時失禁状態にある高齢者の経済的負担の軽減を図るため、利用ニーズに応じた紙おむつを支給し、在宅での介護を支援します。

(2) 地域ニーズにあった住まいの支援機能の確保

①養護老人ホーム入所措置事業

生活困窮や社会的孤立など、生活上の問題を抱える高齢者を養護老人ホームに措置し、高齢者が安心して暮らせるよう支援します。

②「軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅」の情報提供 ※新規

軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅は多様な介護需要の受け皿としての役割を担っており、佐賀県と連携し情報提供を強化していきます。

基本目標 2 住み慣れた地域で暮らせるしくみづくり

主要施策 3 地域包括ケアシステムの構築

▼ 現状

地域包括ケアシステムの深化・推進を図るため、地域包括支援センターでは地域の高齢者の総合相談、権利擁護や関係機関、事業所等と連携し包括的な地域の支援体制づくりを進めています。

▼ 課題

高齢者に関する様々な問題が多様化しており、課題を抱える個人や世帯に対する支援が求められています。地域包括支援センターは、相談件数の増加や、困難事例及び休日・夜間の対応を充実させ、地域包括ケアシステムの拠点としての機能をさらに強化する必要があります。

▼ 方向性

- ・ 地域包括支援センターの機能の充実や関係機関との連携を図り、高齢者やその家族への支援を推進します。
- ・ 地域社会やコミュニティ等において高齢者の見守り、人の交流やつながり、助け合いが充実した地域共生社会の実現に努めます。

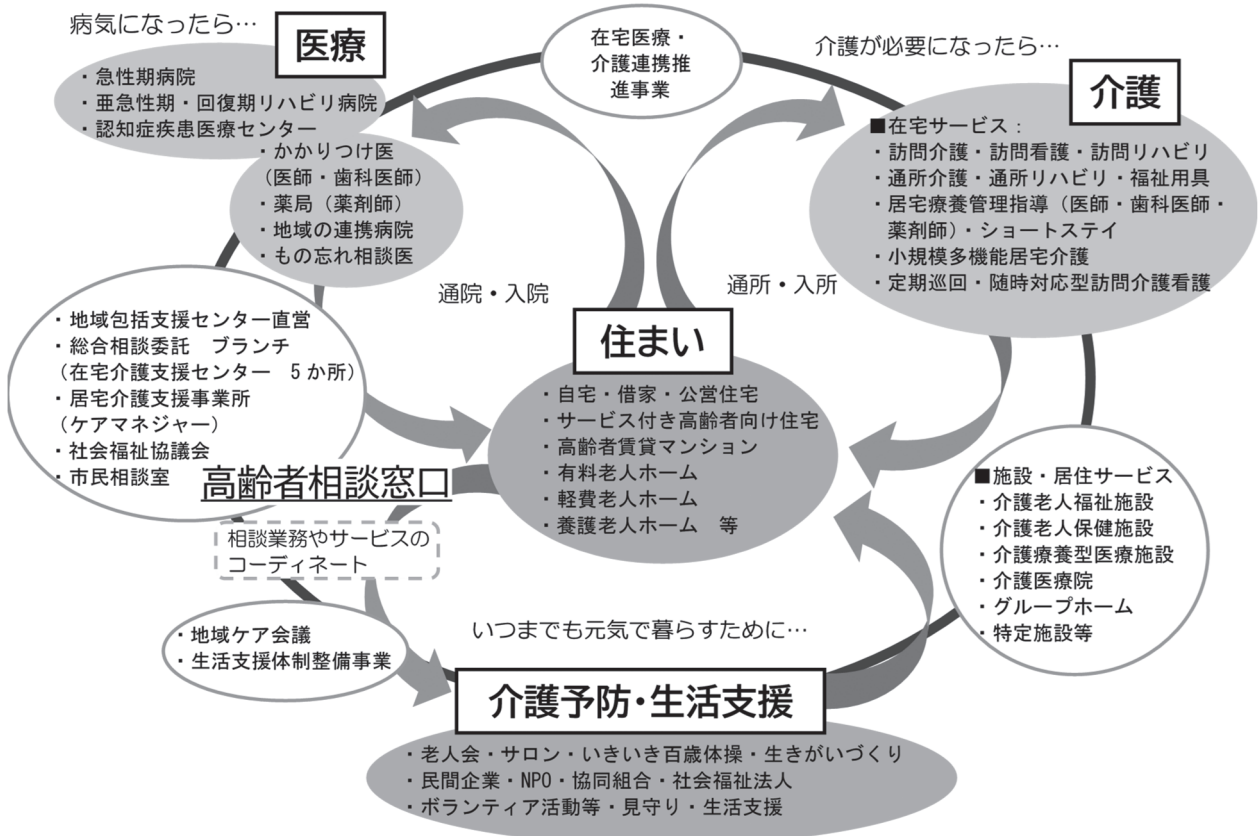
▼ 指標

体系		指標名	単位	実績				
取組内容	事業			令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
(1)	①	地域包括支援センター運営協議会 開催回数	回	2	2	2	2	2
(1)	②	総合相談（地域包括支援センター分）延件数	件	2,938	2,950	3,000	3,050	3,100
(1)	②	ランチ（在宅介護支援センター分）延件数	件	691	715	740	760	780
(1)	③	地域ケア推進会議の開催	回	2	2	2	2	2
(1)	③	地域ケア個別会議 開催回数	回	5	5	5	5	5
(1)	③	コミュニティケア会議 開催回数	回	5	5	5	5	5
(2)	①	愛の一声運動 対象者数	人	356	332	350	350	350
(2)	②	配食サービス 利用者数	人	6	10	10	10	10
(2)	③	見守りネットワーク事業 登録事業者数	事業所	60	65	70	75	80

体系		指標名	単位	実績	実績見込み	目標		
取組内容	事業			令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
(3)	①	在宅医療・介護連携運営委員会 開催回数	回	29	20	20	20	20
(4)	①	集いの場（サロン+百歳体操）の活動箇所数	箇所	97	105	110	115	120
(4)	①	介護予防・生活支援サポーター養成研修 実施回数	回	1	2	2	2	2

【伊万里市地域包括ケアシステムの姿】

地域包括ケアシステムとは、介護保険サービスだけでなく医療、住まい、介護予防、日常生活の支援が包括的に確保される体制です。



(1) 地域包括支援センターの機能強化

①地域包括支援センターの運営

地域包括支援センターの運営を安定的・継続的に行うため、自己評価を実施するとともに、地域包括支援センター運営協議会において、事業の推進や適切な人員体制の確保、業務の重点化・効率化等について検討を行い、機能強化に努めます。

②総合相談支援業務

地域包括支援センターに、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職を配置し、高齢者の様々な相談に応じるほか、複合的な課題を持つ世帯に対して、関係部署や関係団体と連携した相談対応に取り組んでいます。

また、市内の在宅介護支援センター（5か所）に、地域における総合相談窓口業務を委託し、介護保険サービスが必要と思われる利用に繋がりにくいケースや見守りが必要な高齢者への訪問等を実施しています。

③地域ケア会議等の開催

地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域ケア個別会議で多職種が連携し、事例検討や個別課題の解決、高齢者個人に対する支援の充実を図り、具体的な地域課題やニーズを吸い上げ、その課題等を地域ケア推進会議で検討することにより、社会基盤整備につなげていきます。

コミュニティケア会議は、保健・福祉・医療サービスの関係団体、成年後見関係者、民生委員、関係行政機関等によって構成される団体で、支援を展開するために基盤となるネットワークの構築に向けた環境整備を行うことを目的とし、「顔の見える関係」づくりを推進します。

【地域ケア会議等の概要】

名称	内容	設置単位
地域ケア推進会議	地域ケア個別会議で抽出された課題を政策形成へ結びつけるための会議	市全体
地域ケア個別会議	個別事例から地域課題に関わる関係者等との会議	市（定例） 地域（随時） 地域包括支援センター 週1回程度
コミュニティケア会議	研修、グループワークによるネットワーク構築、多職種による事例検討など	市全体

(2) 高齢者を地域全体で見守るための体制づくり

①愛の一声運動推進事業

地域での安心した生活を支援するため、訪問連絡員が65歳以上で特に見守りや安否確認が必要な高齢者を定期的に訪問する事業です。

令和元年度(2019年度)からは、これまでの見守り・安否確認に加えて、必要に応じて電球交換等の軽微な家事支援を行うことを追加し、事業を拡充しています。

引き続き、事業の周知に努めるとともに、民生委員・児童委員連絡協議会と連携を図りながら取り組めます。

②配食サービス事業

概ね65歳以上のひとり暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯等に、栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、安否確認を定期的・継続的に行う事業です。事業の周知や、利用者のニーズ把握に努めます。

③認知症高齢者見守り事業

○見守りサポーター派遣事業

認知症高齢者等や同居している家族が必要とする時に、見守りサポーター(市の研修を受講したシルバー人材センターの会員)が居宅を訪問し、見守りや話し相手となります。

○高齢者見守りネットワーク事業

協力機関や団体、事業者が普段の生活や業務の中で地域の高齢者を見守り、高齢者に異変またはその恐れがある場合に早期かつ的確な対応につなげることで、高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を維持できるよう支援します。

○認知症高齢者あんしん登録事業

認知症のため行方不明になる恐れのある高齢者の情報を事前に登録し、緊急時には、登録情報をもとに、市と伊万里警察署、関係機関等が連携し、スムーズな捜索活動を行い、早期発見、安全保護につなげます。

認知症やその疑いが原因で行方不明となる高齢者が全国で増加していることから、今後、見守り強化に有効な手法について情報収集に努めます。

(3) 在宅医療・介護の連携推進

①在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、伊万里・有田地区医師会と伊万里市及び有田町が協働で在宅医療・介護連携推進事業を実施します。

本計画においては、県から提供されるデータ等を活用し、運営委員会の各部会単位での活動を継続していきます。

【在宅医療・介護連携推進事業の主な取組】

主な取組	内容
ア 現状分析・課題抽出・施策立案	○地域の医療・介護の資源の把握 ○在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
イ 対応策の実施	○在宅医療・介護連携に関する相談支援 ○地域住民への普及啓発 ○地域の実情を踏まえた柔軟な実施が可能な取組 医療・介護関係者間の情報共有の支援 医療・介護関係者の研修
ウ 対応策の評価及び改善の実施	

※本計画では第7期で示された8事業を再編

【伊万里・有田地区における在宅医療・介護連携推進事業 実施体制】

在宅医療・介護連携推進事業運営委員会	
構成	医師、歯科医師、薬剤師、医療ソーシャルワーカー、看護師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、精神保健福祉士、訪問看護ステーション、介護支援専門員連絡協議会、地域共生ステーション連絡協議会、保健福祉事務所、地域包括支援センター、相談員
部会での主な活動	企画 ・事業推進について協議、打合せ ・在宅医療データマップ作成(令和元年[2019年]) ・エンディングノート「わたしの想い」及び「書き方の手引き」作成(令和2年[2020年])
	情報共有支援 ・伊西地区入退院支援ルールの普及・啓発
	カナミック普及推進 ・情報共有システム「カナミックネットワーク」の利用促進
	研修 ・多職種連携研修会の開催
	広報 ・出前講座開催(エンディングノートの広報活動など)
在宅医療・介護連携支援センター (H29開設)	伊万里・有田地区医師会に相談員1名配置 ・医療、介護関係者からの相談対応、連携調整、情報提供

（４）高齢者の生活支援体制の充実

①生活支援体制整備事業

介護予防・生活支援サービス事業の実施にあたって、市町村は、地域支援事業として設けられた「生活支援体制整備事業」を活用しながら、地域において多様なサービス主体の活動を支援することが求められています。

本市では、生活支援コーディネーターを地域包括支援センター及び市社会福祉協議会に配置しています。平成30年度（2018年度）には第2層全13地区に協議体を設置し、市社会福祉協議会と協働で、地域座談会の開催や介護予防・生活支援サポーター養成研修等を実施しています。

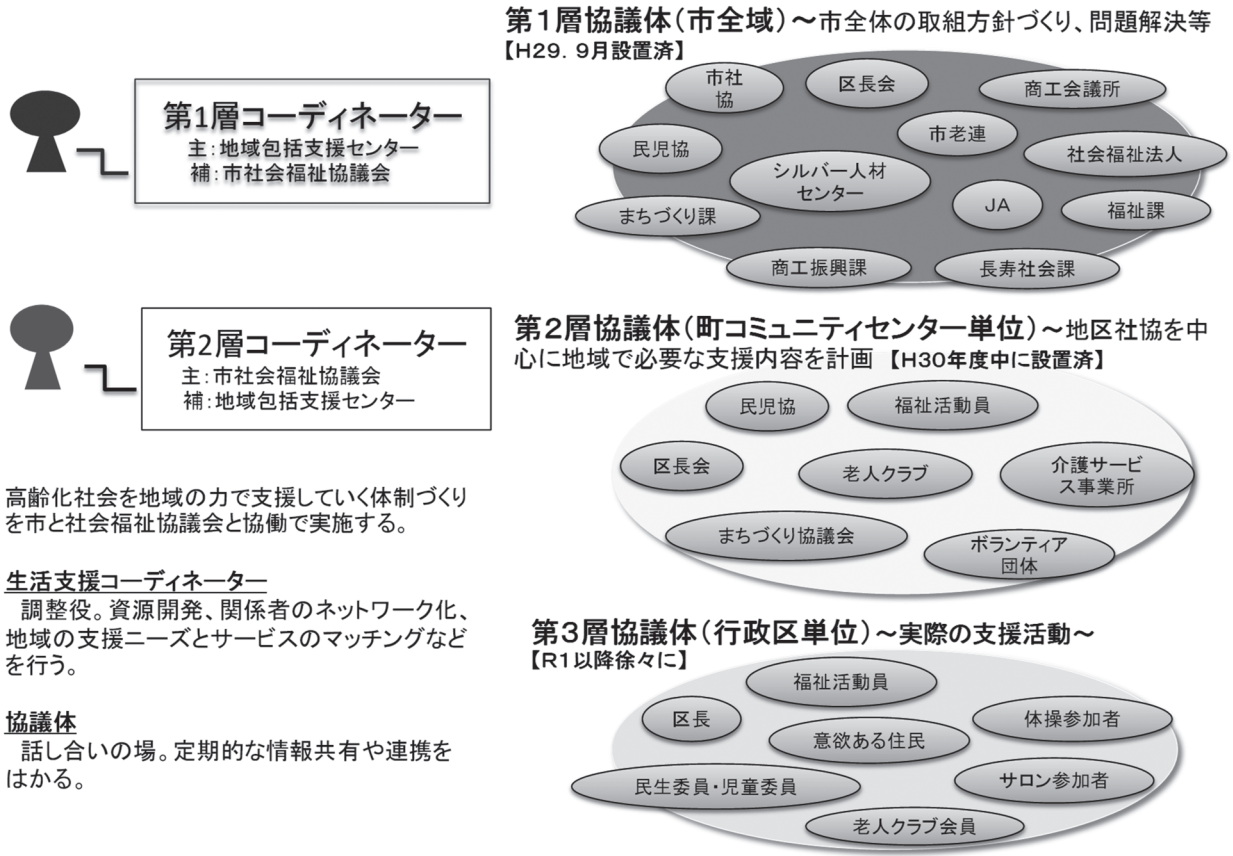
第1層協議体では、庁内及び市社会福祉協議会によるまちづくり推進担当者会議での情報共有や意見交換を随時開催しています。また、令和2年度（2020年度）は、コミュニティケア会議において居宅介護部会を開催し、介護支援専門員が考える地域の特性や課題など意見交換を行いました。

今後、住民主体の通いの場の取組を一層推進し、老人クラブと協働で地域の高齢者のニーズ調査を行います。各地域における活動の展開に向けて、話し合いを行い、充実に図ります。

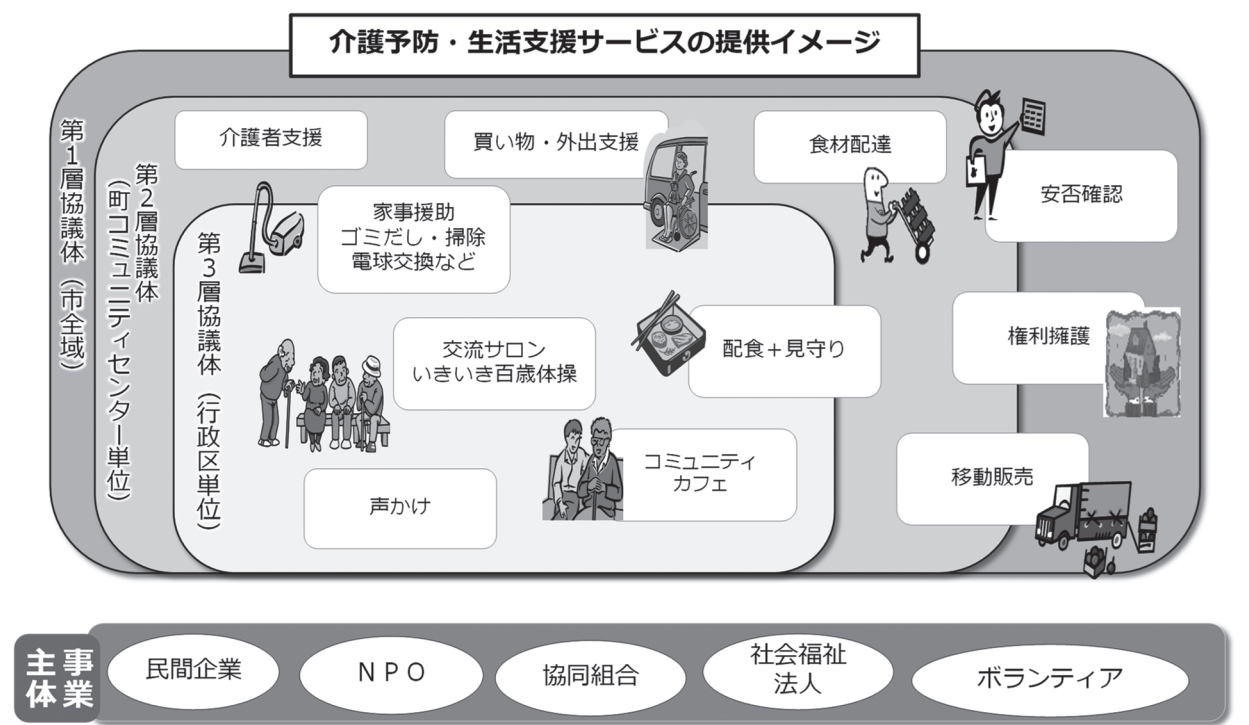
また、担い手を確保するための取組として、介護予防・生活支援サポーター養成研修を継続し、修了者の積極的な活用を図ります。役割を担う形での高齢者の社会参加等の促進を支援する「就労的活動支援コーディネーター」の配置については、全国的な事例等を参考に検討していきます。



【伊万里市における生活支援体制整備事業の概要】



住み慣れた地域で高齢者が生活を続けられるよう地域全体で支援



主要施策4 認知症支援と高齢者の権利擁護の推進

▼ 現状

認知症の人への支援として、認知症サポート医や専門職等で構成する認知症初期集中支援チームによる対応や、伊万里地区認知症の人とその家族の会と協働で「認知症サポーター養成講座」や「認知症カフェ」などを開催しているほか、「認知症ケアパス」の作成に取り組んでいます。

また、在宅で生活する認知症の高齢者が他人にケガを負わせたり、財物を破損させるなど法律上の賠償責任を負う場合に備えて、市が加入した保険で補償を行う「伊万里市認知症高齢者等損害保険加入事業」を令和2年（2020年）8月から開始しています。

高齢者の権利擁護については、関係機関と連携し、専門的・継続的な視点から必要な支援を行っています。

▼ 課題

認知症サポーター養成講座の修了者による主体的な活動を促進するため、活動意欲の高い認知症サポーターが地域で活躍できる環境づくりを進めることが必要です。

認知症高齢者や一人暮らしの高齢者の増加に伴い、成年後見制度の必要性が高まっています。高齢者の個人の尊厳を尊重しその人らしい生活を継続できることを目指して、虐待防止と高齢者の権利擁護のための取組を推進することが求められます。

▼ 方向性

- ・ 認知症ケアパスの普及・啓発に取り組むとともに、認知症サポーターの活動を促進し、認知症の人とその家族が安心して暮らせる地域づくりを進めます。
- ・ 権利擁護・成年後見制度利用促進のため、制度の周知や地域連携ネットワークづくり、中核機関の設置等の取組を段階的に進めます。

【認知症施策推進大綱 [令和元年（2019年）6月18日認知症施策推進閣僚会議決定（概要）】】

【基本的考え方】

認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」※を車の両輪として施策を推進

※1 「共生」とは、認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きるという意味

※2 「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味

コンセプト

- 認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなども含め、多くの人にとって身近なものとなっている。
- 生活上の困難が生じた場合でも、重症化を予防しつつ、周囲や地域の理解と協力の下、本人が希望を持って前を向き、力を活かしていくことで極力それを減らし、**住み慣れた地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる社会を目指す。**
- 運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症の発症を遅らせることができる可能性が示唆されていることを踏まえ、予防に関するエビデンスを収集・普及し、正しい理解に基づき、**予防を含めた認知症への「備え」としての取組を促す。結果として70歳代での発症を10年間で1歳遅らせることを目指す。**また、認知症の発症や進行の仕組みの解明や予防法・診断法・治療法等の研究開発を進める。

具体的な施策の5つの柱

① 普及啓発・本人発信支援

- ・企業・職域での認知症サポーター養成の推進
- ・「認知症とともに生きる希望宣言」の展開 等

② 予防

- ・高齢者等が身近で通える場「通いの場」の拡充
- ・エビデンスの収集・普及 等

③ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

- ・早期発見・早期対応の体制の質の向上、連携強化
- ・家族教室や家族同士のピア活動等の推進 等

④ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

- ・認知症になっても利用しやすい生活環境づくり
- ・企業認証・表彰の仕組みの検討
- ・社会参加活動等の推進 等

⑤ 研究開発・産業促進・国際展開

- ・薬剤治験に即応できるコホートの構築 等

認知症の人や家族の視点の重視

▼ 指標

体系		指標名	単位	実績	実績見込み	目標		
取組内容	事業			令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
(1)	①	認知症初期集中支援チーム 訪問支援対象件数	件	9	10	10	10	10
(1)	①	認知症サポーター養成講座 受講団体	団体	6	5	6	6	6
(1)	①	認知症カフェ 開催箇所数	箇所	1	1	3	3	3
(1)	②	認知症高齢者等損害保険 加入者数	人	—	30	30	30	30
(2)	①	成年後見制度 市長申立件数	件	10	10	10	10	10
(2)	①	成年後見制度利用 報酬助成件数	件	6	6	6	6	6
(2)	①	地域連携ネットワーク 会議開催回数	回	—	—	2	2	2
(2)	②	虐待防止研修 開催回数	回	1	1	2	2	2

(1) 認知症支援策の推進

① 認知症総合支援事業

○ 認知症初期集中支援推進事業

認知症サポート医や作業療法士、在宅介護支援センター及び地域包括支援センターによる「認知症初期集中支援チーム」の活動を周知し、早期受診・早期診断や、医療・介護サービスにつなげる支援の充実を図ります。

○ 認知症地域支援・ケア向上事業

地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、関係機関と連携を図り「認知症ケアパス」を活用し、必要な支援が適切な時期に行えるような情報提供を行います。

認知症を正しく理解し、偏見をもたず、認知症の人やその家族を温かく見守ることができる地域づくりを目指し、認知症サポーター等の活動が具体的につながる仕組みづくりについて検討します。

「認知症の人とその家族の会」の活動や認知症カフェの運営等を支援し、認知症の人や介護者の精神的・身体的負担を軽減するための取組を行います。

②認知症高齢者等損害保険加入事業 ※新規

外出先で行方不明になる恐れがある認知症高齢者等に、「認知症高齢者等あんしん登録事業」及び「認知症高齢者等損害保険事業」の周知を図ります。

(2) 高齢者の権利擁護の推進

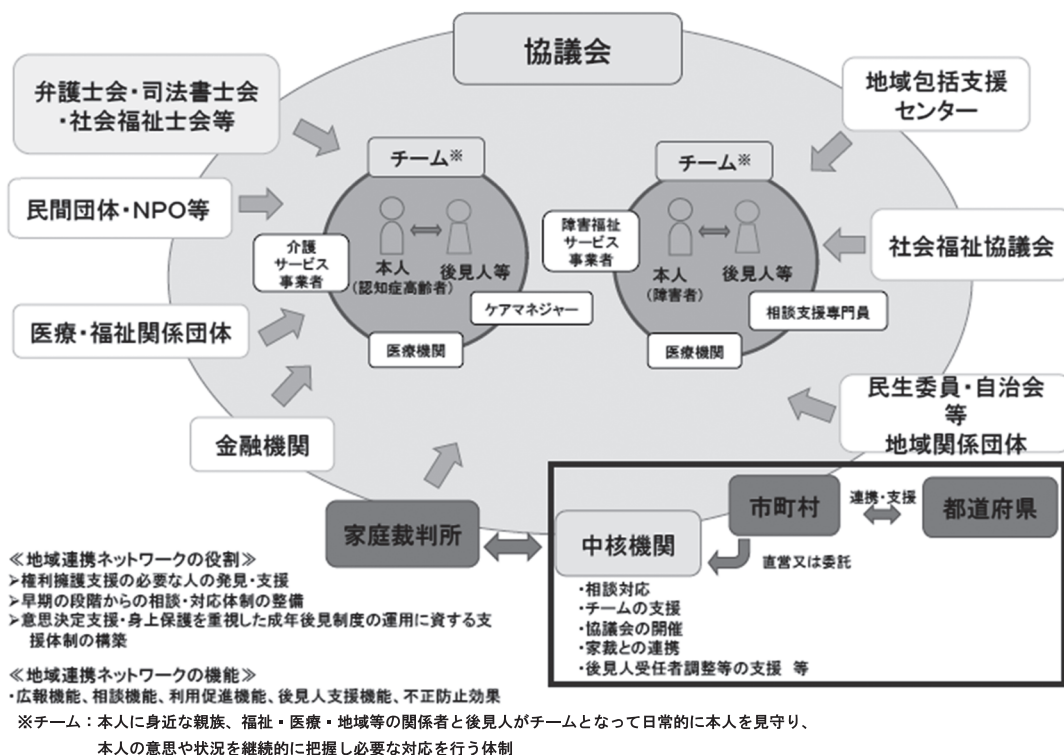
①高齢者成年後見制度利用支援事業

認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者の方の権利擁護を図るため、本人の判断能力等を総合的に考察し、市長が本人に代わって審判請求を実施します。成年後見制度の周知を始め、親族への利用支援のほか、成年被後見人が生活保護受給者等の場合には、成年後見人等への報酬の一部を助成するなど、継続して取組を行います。また、市社会福祉協議会、地域包括支援センター、福祉課、関係機関と協議を進め、本市の現状を踏まえた中核機関の設置や、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築に努めます。

②高齢者虐待の防止及び対応

高齢者虐待は、介護者の知識や技術の不足、ストレスなどが大きな要因となっています。虐待についての理解促進を図るため、高齢者虐待に関する研修や虐待防止普及啓発チラシの配布を引き続き行います。また、虐待の発生予防や早期発見、被虐待者への支援を適切かつ迅速に行うため、関係機関に対し、相談窓口の周知を図るなど、適切な対応に努めます。

【地域連携ネットワークのイメージ】



主要施策5 介護予防・生活支援の推進

▼ 現状

介護予防・日常生活支援総合事業では、要支援者等を対象とする「介護予防・生活支援サービス事業」で、地域の実情に応じて多様なサービスを実施し、地域の支えあいの体制づくりを推進することが求められています。

一般介護予防事業では、高齢者が要介護状態等となることを予防するため、住民主体の通いの場への支援や、介護予防に関する普及啓発に努めています。

▼ 課題

従来の予防給付で提供していた介護予防訪問介護や介護予防通所介護に相当するサービス（現行相当サービス）に加え、在宅生活の継続に必要とされる支援や地域のニーズに合ったサービスを検討していく必要があります。

より効果的に事業を進めていくためには、通いの場の参加者の健康状態等の把握や通いの場におけるいきいき百歳体操等の効果分析が必要になります。

▼ 方向性

- ・ 住民主体の通いの場におけるリハビリテーション専門職等の効果的な関与を推進します。
- ・ 地域における通いの場のサポーターの育成に取り組みます。

▼ 指標

体系		指標名	単位	実績	実績見込み	目標		
取組内容	事業			令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
(2)	①	いきいき百歳体操教室の実施団体	団体	44	50	56	62	68
(2)	①	住民主体の通いの場の参加延人数	人	950	1,000	1,100	1,200	1,300
(2)	②	脳の健康教室	回	21	25	25	25	25
(2)	②	脳の健康教室参加延人数	人	395	480	480	480	480
(2)	②	認知症予防健康教室	回	12	10	12	12	12
(2)	②	認知症予防健康教室参加延人数	人	247	220	250	250	250
(2)	③	後期高齢者への質問票実施箇所	か所	0	0	9	9	9

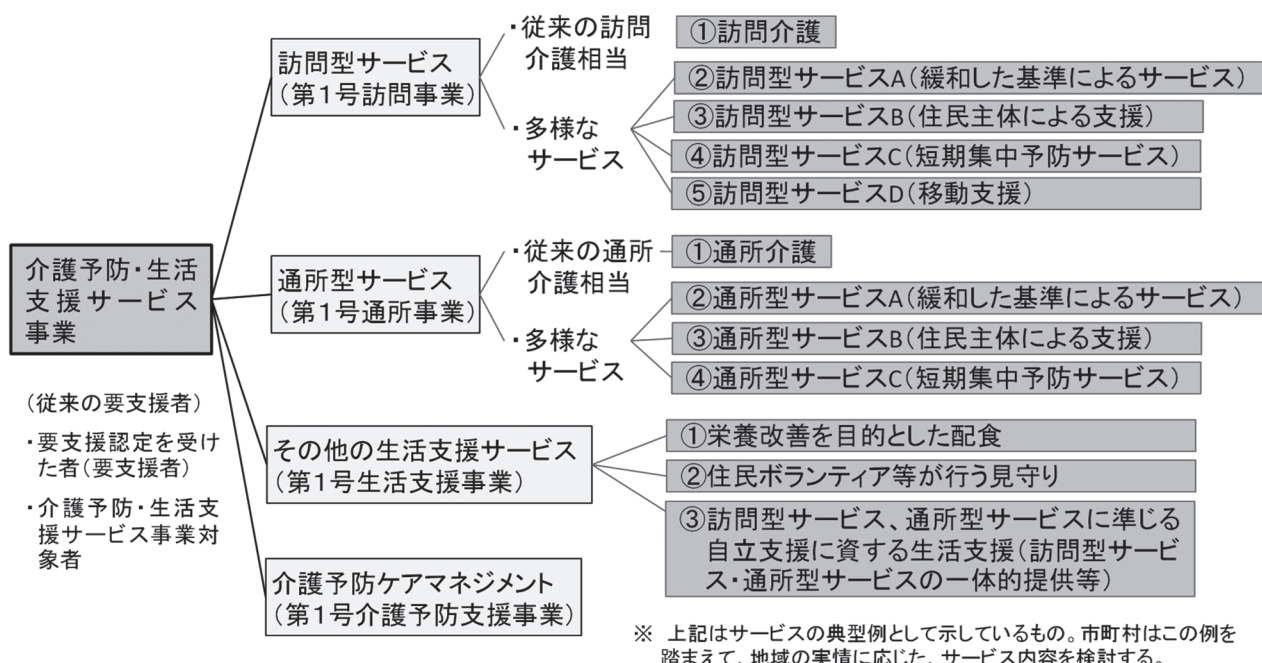
(1) 介護予防・生活支援サービスの推進

①介護予防・生活支援サービス事業

高齢者一人ひとりが自分の健康づくりや介護予防に取り組む意識を持ち、高齢者自身が主体的で継続的な介護予防への取組が行えるよう支援し、さらには地域ぐるみで主体的かつ効果的な活動となるよう、地域の実情に合わせた事業展開が求められます。また、要支援状態など、何らかの支援が必要な高齢者に対しては、介護予防への取組のほか、本人の状態に合わせて通所型・訪問型・生活支援サービスを提供することが重要です。

今後は、地域の実情にあわせた多様なサービスについて、ニーズ等を把握し、事業の拡充を図ります。

【介護予防・生活支援サービス事業の概要】



【本市の介護予防・生活支援サービス事業の概要】

事業	内容
通所型サービス	通所型サービスA 現行相当サービス（従来の介護予防通所介護）よりも緩和した基準によるサービス。サービスの内容は、運動、レクリエーション活動等を行うミニデイサービス（2～5時間）
	通所型サービスC 自立を目的とした運動機能訓練、栄養改善の指導等、個別のプログラムによる生活機能訓練を短期間に集中的に行うサービス

②介護予防ケアマネジメント事業

総合事業を利用する要支援者等に対し、それぞれの状態に合ったサービスが適切に提供できるようケアマネジメントを行います。

(2) 介護予防事業の推進

①いきいき百歳体操活動支援事業

10段階に調整可能な重りを身につけ、持つ、歩くなど生活に必要な動作を行うために必要な筋力を高める、いきいき百歳体操に取り組む団体を支援し、介護予防への機運を高め、併せて住民主体の通いの場の創出を推進します。

②認知症予防事業

認知症予防健康教室や脳の健康教室を開催し、認知症予防についての知識の普及や早期発見につなげます。また、住民主体の通いの場においては、認知症予防プログラムや認知症予防の健康教育等を取り入れます。

③高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業 ※新規

高齢者は、加齢に伴う身体的な機能の低下や複数の慢性疾患に加え、社会的なつながりの低下といった多様な課題や不安を抱えていることから、介護予防やフレイル予防の取組を推進していきます。

介護予防やフレイル対策、生活習慣病等の疾病予防と重症化予防を一体的に実施することで、健康寿命の延伸を目指します。医療、介護、健康診査等のデータ分析による地域及び高齢者の健康課題の把握を行い、高齢者への個別的支援及び通いの場等への積極的な関与を行う高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を推進します。

基本目標 3 介護保険制度の円滑な運営

主要施策 6 介護サービスの充実

▼ 現状

本市のサービス利用状況は平成 29 年（2017 年）から横ばい傾向で、受給率や受給者一人あたりの給付月額が佐賀県や全国と比較して高い状況です。

▼ 課題

佐賀県が策定する「さがゴールドプラン 2 1」（佐賀県高齢者保健福祉計画・佐賀県介護保険事業支援計画）では、本計画期間中の県内における特別養護老人ホームや介護老人保健施設等の介護保険施設の新たな整備は想定されていないことから、介護を必要とされる方が住み慣れた自宅や地域で生活できるよう居宅サービスの充実が必要です。

▼ 方向性

- ・ 在宅医療の必要性や要介護高齢者の在宅生活を支えるため「看護小規模多機能型居宅介護」、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「小規模多機能型居宅介護」の整備を進めます。

（1）居宅サービス、施設サービス等の充実

①居宅（介護予防）サービスの提供

サービス	事業内容
訪問介護	訪問介護員（ホームヘルパー）等が居宅を訪問し、入浴、排泄、食事などの身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行うサービスです。 ※介護予防給付はありません。
訪問入浴介護	要介護者等の居宅を、浴槽を積んだ移動入浴車で訪問し、入浴介助を行うサービスです。
訪問看護	主治医の指示に基づき、看護師や保健師が居宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。
訪問リハビリテーション	主治医の指示に基づき、理学療法士や作業療法士などが居宅を訪問して、日常生活の自立を助けるための機能訓練を行うサービスです。
居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師等が居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

サービス	事業内容
通所介護 (デイサービス)	デイサービスセンター等で、入浴、食事の提供、その他の日常生活の世話や機能訓練を行うサービスです。 ※介護予防給付はありません。
通所リハビリテーション (デイケア)	介護老人保健施設等で、心身の機能の維持回復や日常生活の自立を助けるための機能訓練を行うサービスです。
短期入所生活介護 (ショートステイ)	介護老人福祉施設等に短期間入所し、当該施設において入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を行うサービスです。
短期入所療養介護 (ショートステイ)	介護療養型医療施設等に短期間入所（入所の空きベッド利用）し、当該施設において、看護、医学的管理下における介護、機能訓練、その他必要な医療及び日常生活上の世話を行うサービスです。
福祉用具貸与	要介護者等の日常生活上の自立を助ける用具や機能訓練を行うための用具、福祉機器を貸与するサービスです。貸与の対象となる品目は、厚生労働大臣が定めます。対象用具には、車いす、じょくそう予防用具、歩行器、つえ等があります。
特定福祉用具購入費	腰掛け便座や入浴補助用具等の福祉用具が必要な状態である要介護者等に対し、年間 10 万円を限度として、その購入費用の 9 割（～7 割）を支給するサービスです。
特定施設入居者生活介護	有料老人ホームや軽費老人ホーム等に入所している要介護者等に対して、特定施設サービス計画（施設ケアプランに相当）に沿って、入浴、排泄、食事介助などの介護保険サービスや調理、洗濯、掃除などの家事援助サービス及び生活や健康に関する相談など、要介護者等が日常生活を営むにあたって必要なサービスを提供します。
住宅改修費支給	手すりの取付けや段差解消、洋式便器への取替えなど要介護者等の日常生活を支援するため、小規模な住宅改修を行った場合に、20 万円を限度としてかかった費用の 9 割（～7 割）を支給するサービスです。
居宅介護支援	在宅サービス等を適切に利用できるように、介護支援専門員が心身の状況や環境、本人や家族の希望を受けて、利用するサービスの種類や内容を示す居宅サービス計画（ケアプラン）、または介護予防サービス計画（予防ケアプラン）を作成し、サービスを利用するためにサービス提供事業者との連絡、調整を行うサービスです。

②地域密着型（介護予防）サービスの提供

サービス	事業内容
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	短時間の定期巡回訪問や 24 時間、365 日対応可能な窓口を設置して、随時対応を行うサービスです。※介護予防給付はありません。
地域密着型通所介護	利用定員が 18 人以下の小規模な通所介護施設で、日常生活の世話や機能訓練を行うサービスです。
認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）	認知症の要介護者等を対象として、デイサービスセンター等で食事、入浴の提供やその他の日常生活の世話や機能訓練を行うサービスです。
小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心として、「訪問」や「泊まり」を組み合わせる日常生活の支援や機能訓練を行うサービスです。
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	認知症の要介護者等が共同生活住居において、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話や機能訓練を行うサービスです。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	入所定員が 29 人以下の地域密着型介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）で入浴、排泄、食事等の介護、日常生活上の世話や機能訓練、健康管理と療養上の世話を提供するサービスです。
看護小規模多機能型居宅介護	医療ニーズの高い利用者に対して、「通い」「泊まり」「訪問看護・介護」のサービスを組み合わせる柔軟な支援ができるサービスです。※介護予防給付はありません。

③介護保険施設サービスの提供

介護保険施設	事業内容
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	要介護者に対し、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理や療養上の世話をを行うことを目的とした施設です。
介護老人保健施設	要介護者に対し、看護、医学的管理下での介護、機能訓練、その他必要な医療や日常生活上の世話をを行うとともに、在宅生活への復帰を図ることを目的とした施設です。
介護医療院	要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練、その他必要な医療及び日常生活上の世話を提供する施設です。
介護療養型医療施設	長期療養を必要とする慢性期に至った要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理下での世話、機能訓練等の必要な医療などを提供する施設です。令和 7 年（2025 年）3 月までに介護医療院への転換が求められています。

主要施策7 介護サービスの運営の強化

▼ 現状

- ・ 介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質向上を目指し、伊西地区介護支援専門員連絡協議会と連携し、各種研修・相談会を開催しています。
- ・ 介護給付費の適正化については、社会福祉士の資格を持つ職員を令和2年度（2020年度）から増員し、ケアプラン点検の実施数を増やしています。
- ・ 要介護認定の適正化については、毎週火曜日に有田町と合同で「介護認定審査会」を設置運営しています。認定審査委員や要介護認定調査員の能力向上のため研修会を実施しています。

▼ 課題

適切なサービス提供の確保とその結果としての費用の効率化を通じて、介護保険制度の信頼を高め、効果的・効率的な介護給付を推進することによる持続可能な介護保険制度の構築が必要です。また、介護分野で働く人材の確保・育成を行い、介護現場全体の人材不足を解消する取組が求められています。

▼ 方向性

- ・ 介護支援専門員のスキルアップを図るため、引き続き各種研修・相談会を開催するとともに、介護人材の確保に向け、佐賀県との連携を強化します。
- ・ ケアプラン点検・住宅改修点検を強化し、さらなる給付費適正化に努めます。

▼ 指標

体系		指標名	単位	実績				
取組内容	事業			令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
(2)	①	ケアプラン点検の実施	回	8	10	10	10	10
(2)	①	第三者行為求償届出義務の周知	回	1	1	1	1	1
(2)	①	給付費通知	回	—	—	1	1	1
(2)	①	住宅改修点検の実施（改修全件数）	件	—	—	170	170	170
(2)	①	住宅改修点検の実施 （疑義を生じた申請に対する調査実施率）	%	—	—	100	100	100
(2)	④	介護事業所による災害等の防災訓練	回	—	—	1	1	1

(1) 介護人材の確保・育成及び業務の効率化

介護職員をはじめとした地域包括ケアシステムを支える人材の確保および資質の向上に努めるとともに、介護現場の負担軽減・業務効率化に向けた支援を検討します。

①介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質向上

介護支援専門員連絡協議会と連携しながら、各種研修や相談会などを開催し、介護支援専門員の資質の向上に努めます。

②介護サービス等の人材確保・育成及び業務の効率化 ※新規

佐賀県の人材確保関連事業と連携を図るとともに、介護人材確保のためのニーズ調査を行います。また、地域医療介護総合確保基金を活用した介護現場への ICT、ロボット等の導入を進めるなど、人的制約がある中で質の高いサービスを提供するための支援を行います。

介護現場の業務効率化や負担軽減を図るため、介護保険サービスの指定申請書類等及び届出書類について手続きの簡素化や指導の標準化・効率化を図り、効率的な実地指導に取り組めます。

(2) 介護保険の適正な運営

①介護給付等費用適正化事業

平成 29 年（2017 年）の介護保険制度改正では、市町村介護保険事業計画に介護給付等に要する費用の適正化に関する事項（介護給付適正化計画）を定めるものとして、新たに法律上で位置付けられています。

本市では、これまでも介護給付適正化に取り組んできましたが、これまでの取組や国の給付適正化指針及び県の適正化計画の内容を踏まえ、ケアプラン点検、住宅改修の点検等に取り組めます。

また、佐賀県国民健康保険団体連合会と共同事業により、介護サービスの利用状況を記載した給付費通知を利用者に送付し、事業者からの不正請求等の抑止効果を高めます。

②要介護認定の適正化

要介護認定は、介護保険制度の信頼を支える重要な基盤であるため、要介護認定調査員によって判断基準が異なることがないように公平かつ的確な要介護認定を実施します。

また、要介護認定調査員の専門的な知識や技術の習得を促進するため、定期的に研修を行います。

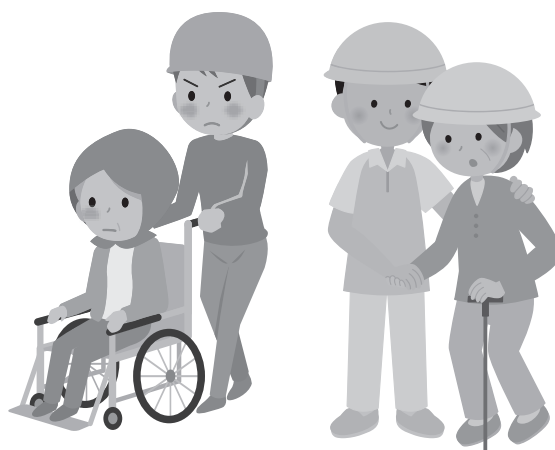
③情報の公表

利用者やその家族などが、介護サービスや事業所・施設を比較・検討して適切に選ぶため、サービス事業者から報告された情報を県が公表します。

④災害や感染症対策に係る体制の整備 ※新規

近年、局地的な集中豪雨や台風により、洪水や土砂災害等が発生しています。また、令和2年（2020年）は、新型コロナウイルス感染症が流行し、介護サービス事業所は対策に追われました。本市においても、感染拡大を防止するため、高齢者施設の閉鎖や通いの場における活動の自粛等の対策を行いました。

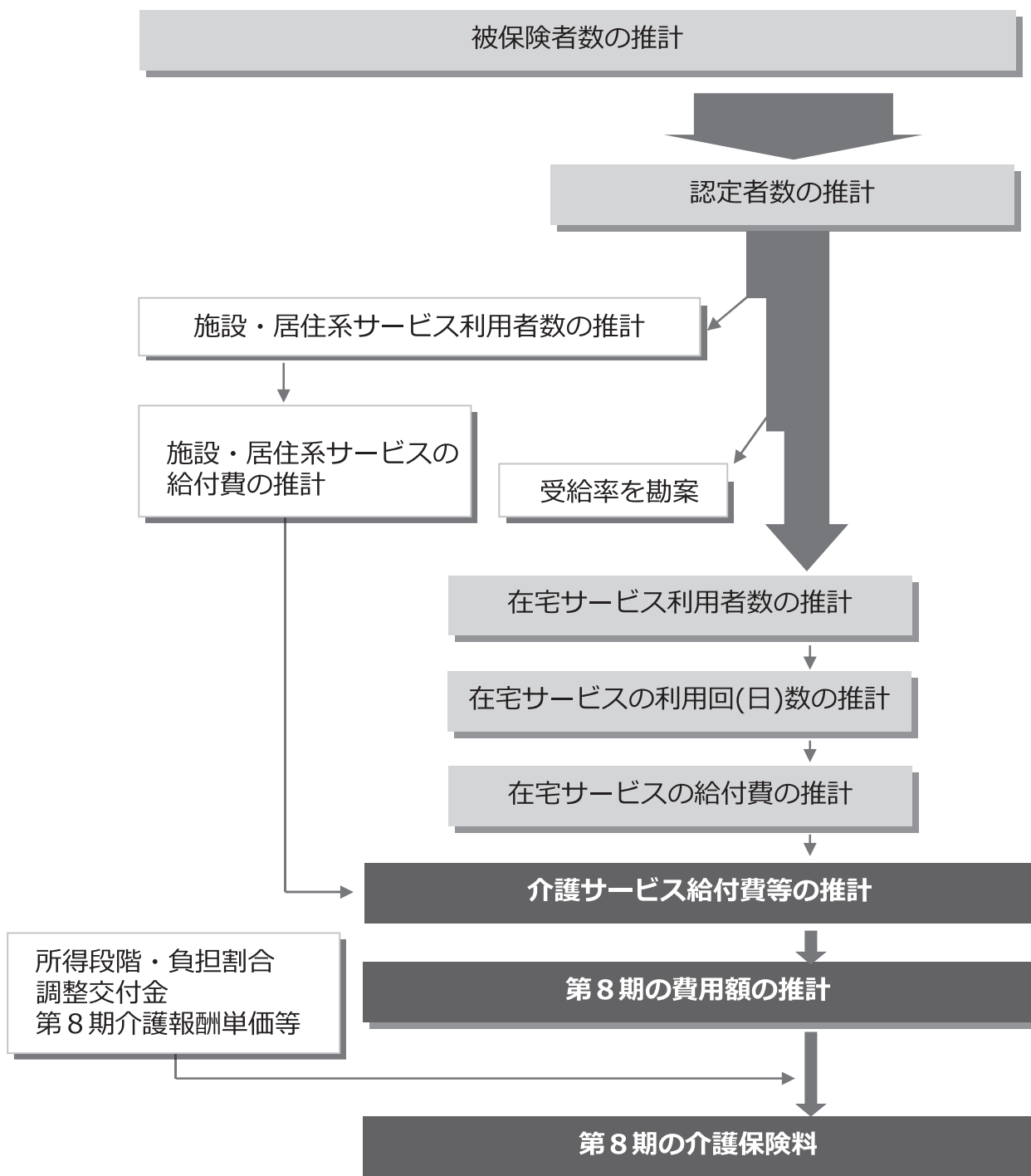
災害対策については、介護事業所が関係機関等と連携し、避難訓練の実施や物資の備蓄や調達等の体制整備が必要です。本市としては、介護サービス事業所等の非常災害対策計画の策定状況や避難訓練の実施状況を確認し、適切な指導などに努めます。また、感染症発生時に必要かつ適切な感染症対策が行えるよう、保健福祉事務所、市、協力医療機関との連携を強化します。



第7章 介護保険事業の推進

1 介護保険関係の推計

第8期の介護保険料は、前期の実績及び各種推計、介護報酬単価等を基に算出されます。

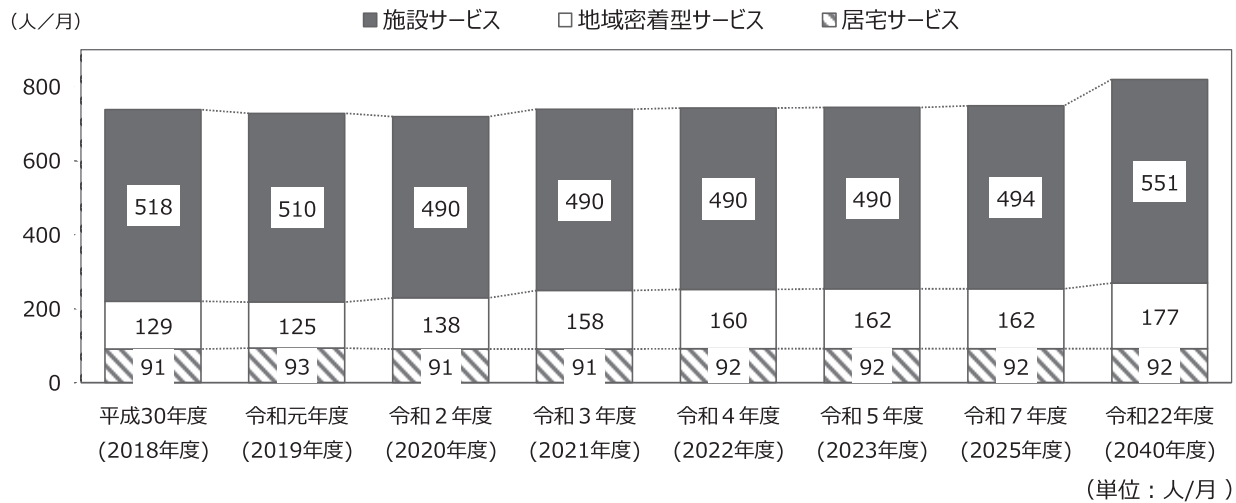


2 サービス利用者数の推計

(1) 施設・居住系サービス利用者数の推計

施設・居住系サービスの利用者数については、今後のサービス基盤整備の見通し等を踏まえ、推計します。第8期計画の最終年度にあたる令和5年度（2023年度）の利用者数は、居宅サービス92人、地域密着型サービス162人、施設サービス490人と見込んでいます。

【施設・居住系サービスの利用者数】



	実績値			推計値				
	第7期			第8期			第9期	第14期
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
特定施設入居者生活介護	91	93	91	91	92	92	92	92
居宅サービス 合計	91	93	91	91	92	92	92	92
認知症対応型共同生活介護	129	125	138	138	140	142	142	157
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	20	20	20	20	20
地域密着型サービス 合計	129	125	138	158	160	162	162	177
介護老人福祉施設	257	260	265	265	265	265	265	298
介護老人保健施設	167	162	171	171	171	171	175	193
介護医療院	0	6	6	17	23	29	54	60
介護療養型医療施設	94	82	48	37	31	25		
施設サービス 合計	518	510	490	490	490	490	494	551

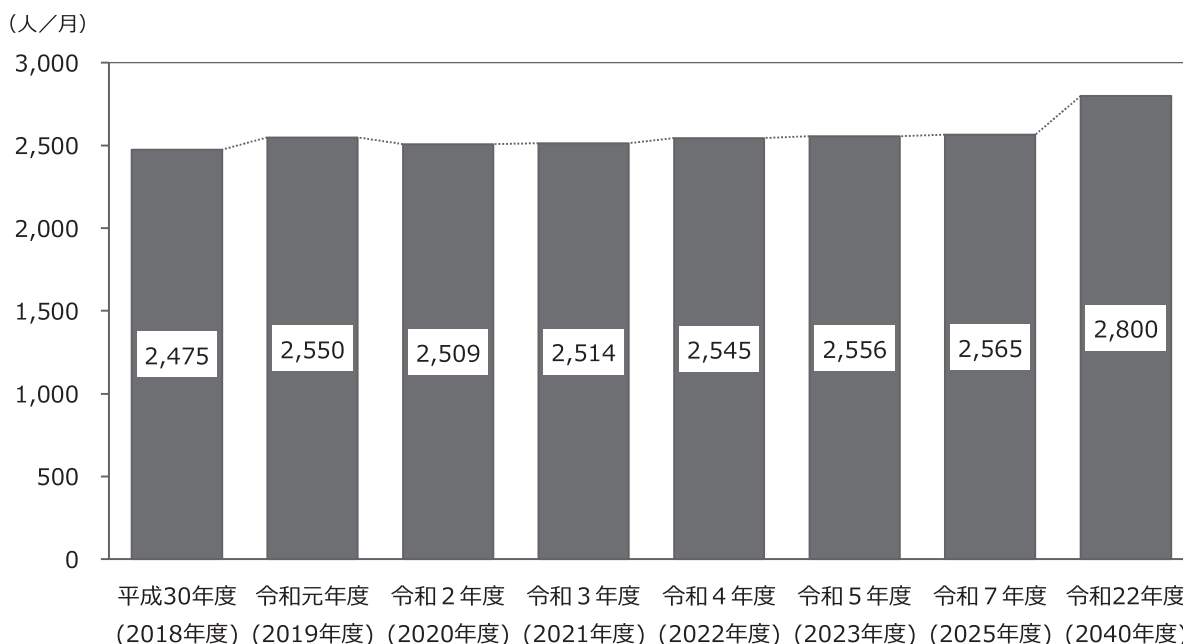
※実績値は各年度における1か月当たりの平均値（令和2年度〔2020年度〕）は見込値）

(2) 在宅サービス利用者数の推計

要介護（支援）認定者数から施設・居住系サービス利用者数の見込みを差し引くことで、在宅サービス利用者数を算出します。在宅サービス対象者数を基に、過去のサービス利用実績（利用率、日数、回数、給付費等）等を勘案し、在宅サービスの事業量を推計します。

在宅サービス利用者数は、認定者数の増加に伴い、今後は増加傾向で推移することが予測されるため、令和5年度（2023年度）は2,556人と見込んでいます。

【在宅サービスの利用者数】



(単位：人/月)

	実績値			推計値				
	第7期			第8期			第9期	第14期
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
要支援1	298	346	373	374	379	381	382	409
要支援2	444	443	426	429	432	435	442	469
要介護1	601	599	578	584	590	592	593	658
要介護2	522	522	453	463	467	469	467	509
要介護3	296	282	296	300	306	308	311	334
要介護4	218	221	231	218	223	223	225	255
要介護5	97	136	152	146	148	148	145	166
合計	2,475	2,550	2,509	2,514	2,545	2,556	2,565	2,800

※内訳が端数処理のため、合計が合わない場合があります。

3 サービス別事業量の推計

サービス別の事業量は、次のように見込んでいます。

【サービス別事業量の見込み（予防給付）】

■要支援1・2

(回数・人/月)

		実績値			推計値				
		第7期			第8期			第9期	第14期
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
(1) 介護予防サービス									
介護予防 訪問入浴介護	回数	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	回数	158	139	161	161	161	161	168	179
	人数	27	28	26	26	26	26	27	29
介護予防 訪問リハビリテーション	回数	330	299	218	331	331	331	343	362
	人数	29	25	18	30	30	30	31	33
介護予防 居宅療養管理指導	人数	13	15	16	16	16	16	16	17
介護予防 通所リハビリテーション	人数	175	195	193	197	200	201	202	215
介護予防 短期入所生活介護	日数	13	17	11	13	13	13	13	13
	人数	3	3	3	3	3	3	3	3
介護予防 短期入所療養介護（老健）	日数	7	7	5	7	7	7	7	7
	人数	2	1	1	2	2	2	2	2
介護予防 短期入所療養介護（病院等）	日数	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防 短期入所療養介護（介護医療院）	日数	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	人数	208	210	209	210	212	214	216	229
特定介護予防 福祉用具購入費	人数	8	5	8	8	9	9	9	9
介護予防 特定施設入居者生活介護	人数	27	28	24	24	24	24	24	24
介護予防住宅改修費	人数	10	8	9	11	11	11	11	12
(2) 地域密着型 介護予防サービス									
介護予防 認知症対応型通所介護	回数	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防 小規模多機能型居宅介護	人数	6	8	9	12	13	14	14	15
介護予防 認知症対応型共同生活介護	人数	1	4	9	9	9	9	9	10
(3) 介護予防支援	人数	354	365	357	359	362	365	369	392

※実績値は各年度における1か月当たりの平均値（令和2年度〔2020年度〕は見込値）

【サービス別事業量の見込み（介護給付）】

■要介護1～5

(回数・人/月)

		実績値			推計値				
		第7期			第8期			第9期	第14期
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
(1) 居宅サービス									
訪問介護	回数	3,621	3,647	3,546	3,765	3,792	3,808	3,808	4,208
	人数	221	217	213	217	219	220	220	242
訪問入浴介護	回数	12	12	2	2	2	2	2	2
	人数	2	2	1	1	1	1	1	1
訪問看護	回数	567	468	448	567	575	581	575	637
	人数	87	76	66	84	85	86	85	95
訪問リハビリテーション	回数	689	741	768	768	768	793	780	880
	人数	61	65	61	61	61	63	62	70
居宅療養管理指導	人数	83	107	134	134	139	139	138	152
通所介護	回数	13,783	14,198	14,453	14,595	14,801	14,858	14,837	16,333
	人数	739	749	745	752	762	765	764	842
通所リハビリテーション	回数	3,139	3,104	2,792	2,943	2,982	2,992	2,992	3,318
	人数	311	315	290	299	303	304	304	337
短期入所生活介護	日数	3,604	3,573	3,070	3,120	3,142	3,176	3,152	3,530
	人数	178	177	147	152	153	155	154	172
短期入所療養介護（老健）	日数	148	126	60	141	146	146	146	154
	人数	20	16	7	19	20	20	20	21
短期入所療養介護（病院等）	日数	7	3	7	7	7	7	7	7
	人数	1	0	1	1	1	1	1	1
短期入所療養介護（介護医療院）	日数	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	人数	518	520	517	523	531	532	531	585
特定福祉用具購入費	人数	10	8	9	9	9	9	9	10
特定施設入居者生活介護	人数	64	65	67	67	68	68	68	68
住宅改修	人数	9	8	4	9	9	9	9	10
(2) 地域密着型サービス									
定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護	人数	3	7	9	9	9	12	12	13
地域密着型通所介護	回数	3,236	3,388	3,581	3,652	3,672	3,685	3,685	4,063
	人数	206	214	213	217	218	219	219	241
認知症対応型通所介護	回数	717	723	816	840	840	840	816	906
	人数	31	31	36	37	37	37	36	40
小規模多機能型居宅介護	人数	15	16	17	22	24	27	27	28
認知症対応型共同生活介護	人数	128	121	129	129	131	133	133	147
地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護	人数	0	0	0	20	20	20	20	20
看護小規模多機能型 居宅介護	人数	0	0	0	0	11	19	27	29

第7章 介護保険事業の推進

(回数・人/月)

		実績値			推計値				
		第7期			第8期			第9期	第14期
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
(3) 施設サービス									
介護老人福祉施設	人数	257	260	265	265	265	265	265	298
介護老人保健施設	人数	167	162	171	171	171	171	175	193
介護医療院	人数	0	6	6	17	23	29	54	60
介護療養型医療施設	人数	94	82	48	37	31	25		
(4) 居宅介護支援	人数	1,449	1,463	1,434	1,451	1,469	1,475	1,471	1,621

※人数は1か月当たりの利用者数

※実績値は各年度における1か月当たりの平均値（令和2年度〔2020年度〕は見込値）

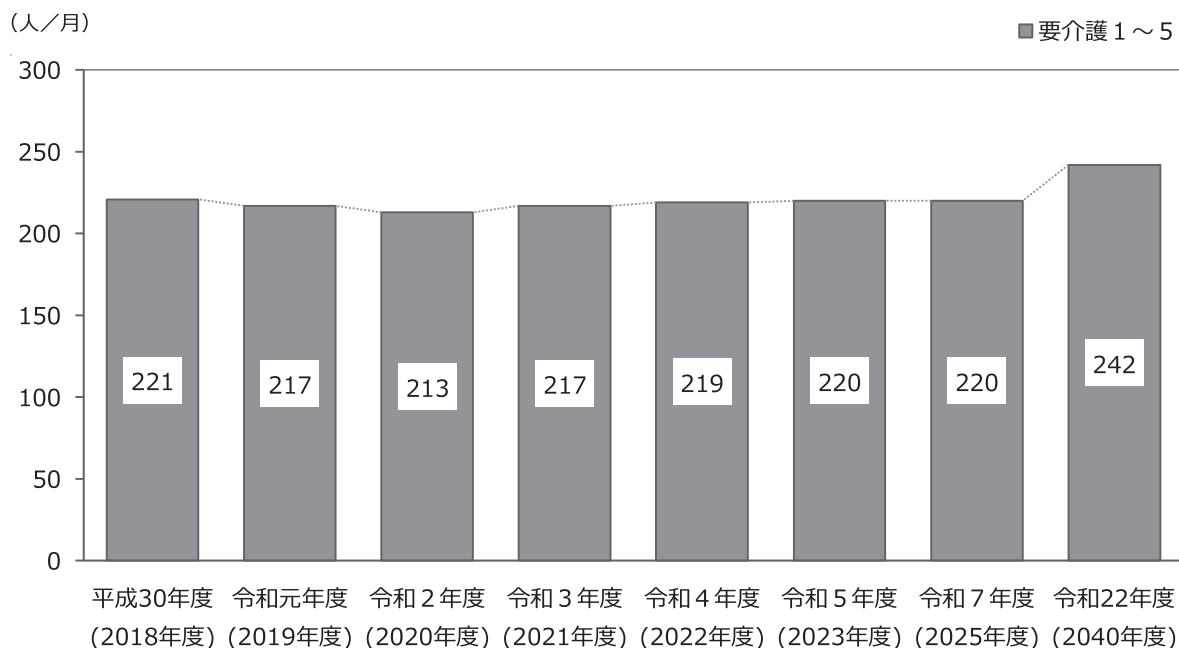
(1) 居宅サービス

①訪問介護

訪問介護員（ホームヘルパー）等が居宅を訪問し、入浴、排泄、食事などの身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行うサービスです。

訪問介護（要介護1～5）の利用者数は実績を踏まえ、今後も横ばいで推移すると見込んでいます。

【訪問介護（利用者数）】



(単位：人/月)

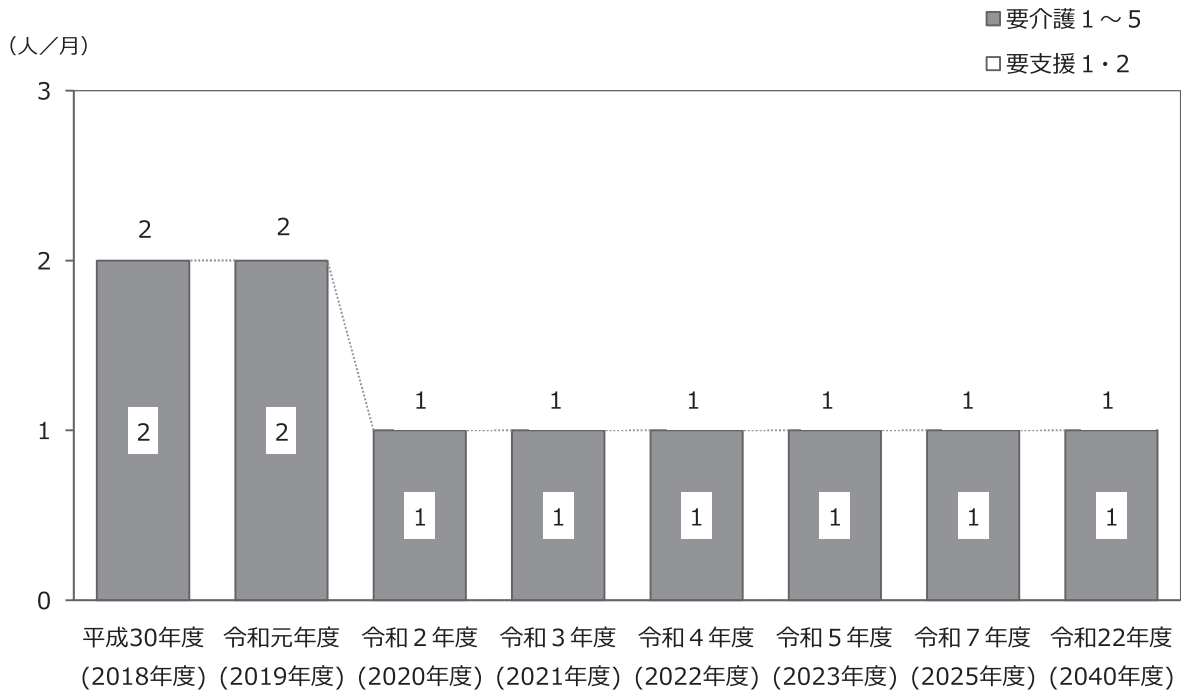
	実績値			推計値				
	第7期			第8期			第9期	第14期
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
要介護1	94	92	105	92	93	93	93	103
要介護2	75	63	55	66	67	67	67	73
要介護3	28	35	28	29	29	30	30	32
要介護4	14	14	14	14	14	14	14	16
要介護5	11	12	11	16	16	16	16	18
合計	221	217	213	217	219	220	220	242

②訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

要介護者等の居宅を浴槽を積んだ移動入浴車で訪問し、入浴介助を行うサービスです。

訪問入浴介護（要介護 1～5）の利用者数の実績は、第7期計画期間中に市内の事業所が廃止となったため減少していますが、サービス確保の必要性から、令和2年度（2020年度）の実績を踏まえて近隣市町の事業所によるサービス提供を見込んでいます。

【訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護（利用者数）】



(単位：人／月)

	実績値			推計値				
	第7期			第8期			第9期	第14期
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
要支援1	0	0	0	0	0	0	0	0
要支援2	0	0	0	0	0	0	0	0
要介護1	0	0	0	0	0	0	0	0
要介護2	1	0	0	0	0	0	0	0
要介護3	1	2	1	1	1	1	1	1
要介護4	1	1	0	0	0	0	0	0
要介護5	0	0	0	0	0	0	0	0
要支援1・2	0	0	0	0	0	0	0	0
要介護1～5	2	2	1	1	1	1	1	1
合計	2	2	1	1	1	1	1	1

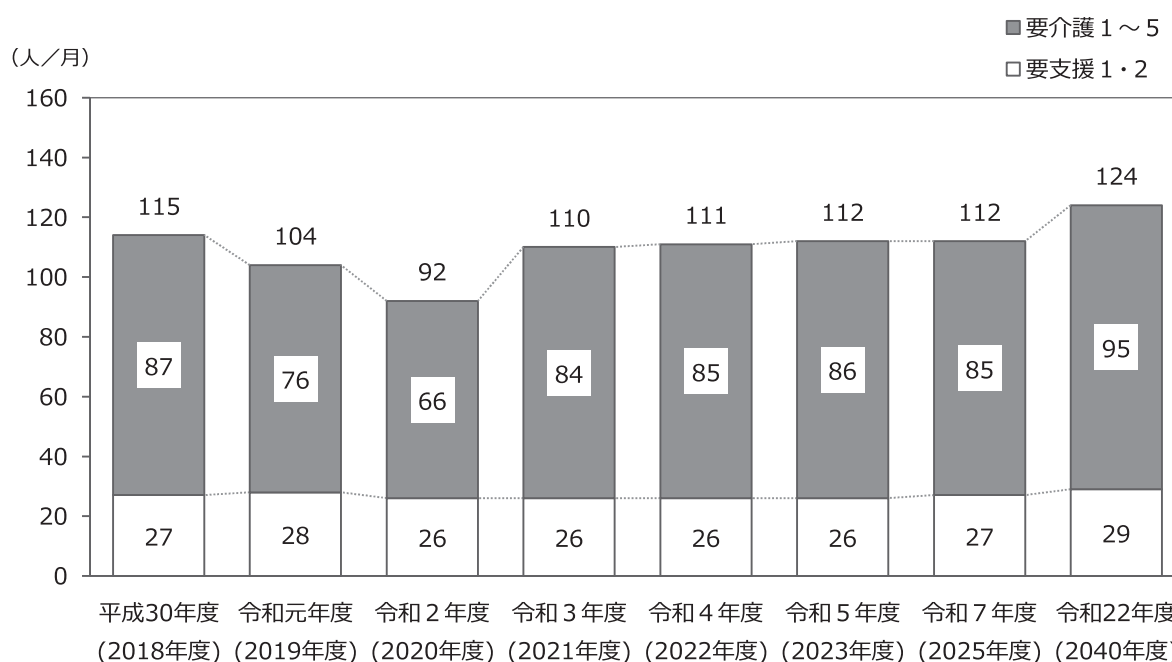
※内訳が端数処理のため、合計が合わない場合があります。

③訪問看護・介護予防訪問看護

主治医の指示に基づき、看護師や保健師が居宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。

令和2年度（2020年度）は新型コロナウイルス感染症の影響により利用が減少していますが、訪問看護（要介護1～5）及び介護予防訪問看護（要支援1・2）の令和3年度（2021年度）以降の利用者数は、平成30年度（2018年度）・令和元年度（2019年度）の実績が横ばいで推移すると見込んでいます。

【訪問看護・介護予防訪問看護（利用者数）】



(単位：人/月)

	実績値			推計値				
	第7期			第8期			第9期	第14期
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
要支援1	6	7	6	6	6	6	6	7
要支援2	21	20	20	20	20	20	21	22
要介護1	32	28	22	31	31	31	31	35
要介護2	28	21	15	24	24	25	24	27
要介護3	16	16	16	15	16	16	16	18
要介護4	9	8	9	9	9	9	9	10
要介護5	3	4	4	5	5	5	5	5
要支援1・2	27	28	26	26	26	26	27	29
要介護1～5	87	76	66	84	85	86	85	95
合計	115	104	92	110	111	112	112	124

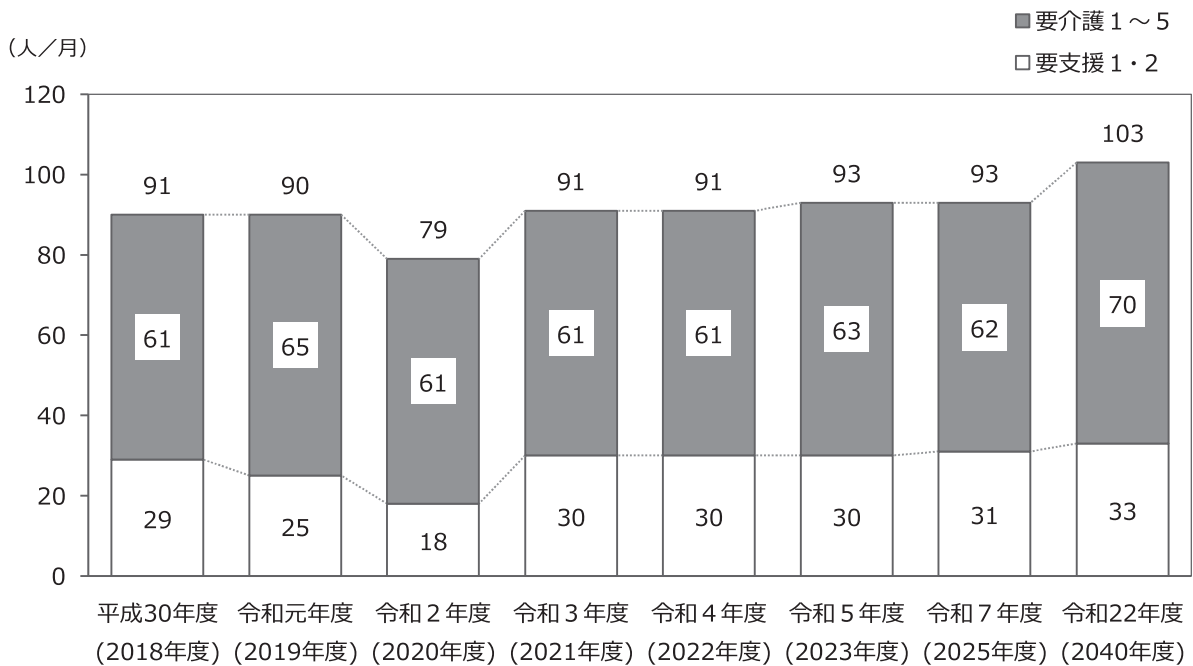
※内訳が端数処理のため、合計が合わない場合があります。

④訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

主治医の指示に基づき、理学療法士や作業療法士などが居宅を訪問して、日常生活の自立を助けるための機能訓練を行うサービスです。

訪問リハビリテーション（要介護1～5）及び介護予防訪問リハビリテーション（要支援1・2）の利用者数は、令和2年度（2020年度）は新型コロナウイルス感染症の影響により減少していますが、令和3年度（2021年度）以降は、平成30年度（2018年度）・令和元年度（2019年度）の実績が横ばいで推移すると見込んでいます。

【訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション（利用者数）】



(単位：人/月)

	実績値			推計値				
	第7期			第8期			第9期	第14期
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
要支援1	5	3	1	6	6	6	6	7
要支援2	25	22	17	24	24	24	25	26
要介護1	11	12	19	19	19	20	20	22
要介護2	28	30	24	24	24	25	24	27
要介護3	11	9	5	5	5	5	5	6
要介護4	10	10	6	6	6	6	6	7
要介護5	1	4	7	7	7	7	7	8
要支援1・2	29	25	18	30	30	30	31	33
要介護1～5	61	65	61	61	61	63	62	70
合計	91	90	79	91	91	93	93	103

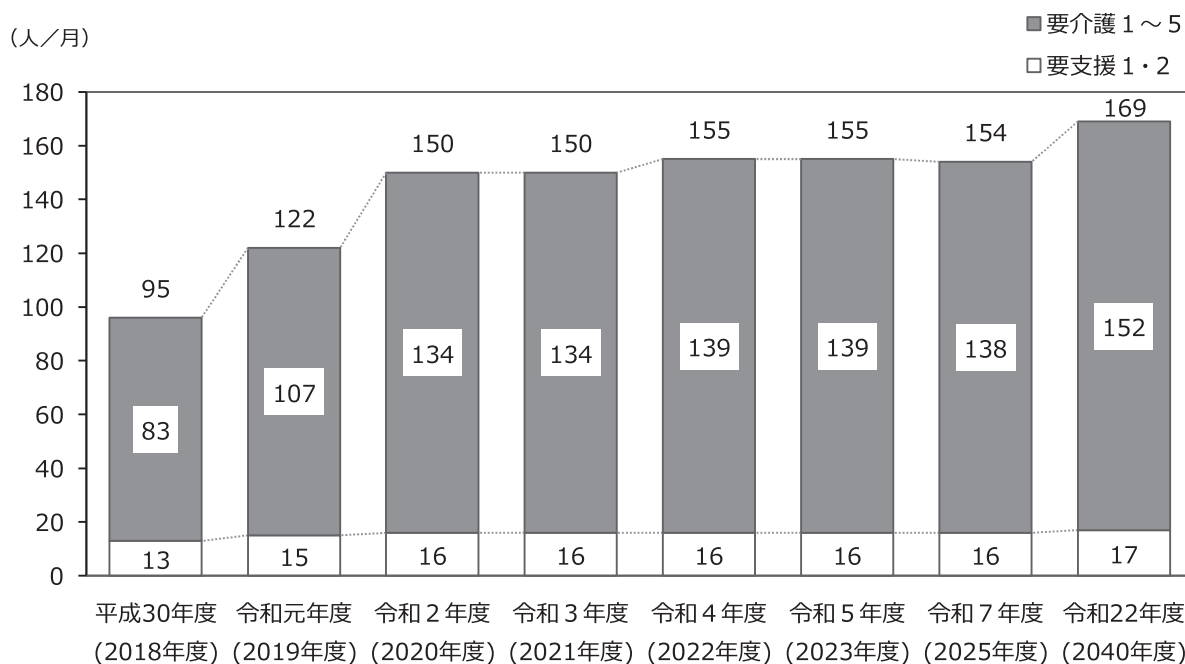
※内訳が端数処理のため、合計が合わない場合があります。

⑤居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師等が居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行うものです。

居宅療養管理指導（要介護 1～5）の利用者数は増加傾向で推移していることを踏まえ、令和3年度（2021年度）以降についても、利用者の増加を見込んでいます。介護予防居宅療養管理指導（要支援 1・2）の利用者数は、これまでの実績から横ばいで推移すると見込んでいます。

【居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導（利用者数）】



(単位：人/月)

	実績値			推計値				
	第7期			第8期			第9期	第14期
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
要支援1	3	4	5	5	5	5	5	5
要支援2	9	10	11	11	11	11	11	12
要介護1	19	24	44	44	45	45	45	50
要介護2	28	31	28	28	29	29	29	31
要介護3	16	22	26	26	27	27	27	30
要介護4	14	17	22	22	23	23	23	25
要介護5	5	13	14	14	15	15	14	16
要支援 1・2	13	15	16	16	16	16	16	17
要介護 1～5	83	107	134	134	139	139	138	152
合計	95	122	150	150	155	155	154	169

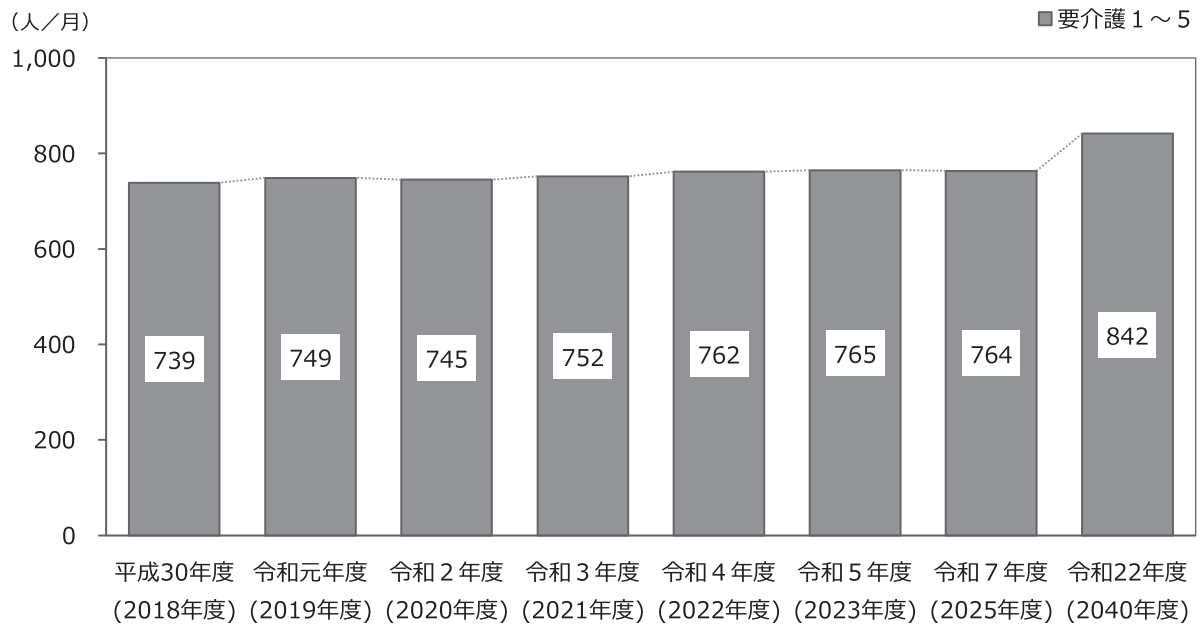
※内訳が端数処理のため、合計が合わない場合があります。

⑥通所介護

デイサービスセンター等で、入浴、食事の提供、その他の日常生活の世話や機能訓練を行うサービスです。

通所介護（要介護 1～5）の利用者数は実績を踏まえ、今後も横ばいで推移すると見込んでいます。

【通所介護（利用者数）】



(単位：人/月)

	実績値			推計値				
	第7期			第8期			第9期	第14期
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
要介護1	267	266	269	271	274	275	275	305
要介護2	228	228	227	229	231	232	231	255
要介護3	116	131	128	129	131	132	133	146
要介護4	89	83	85	86	88	88	88	96
要介護5	38	40	36	37	38	38	37	40
合計	739	749	745	752	762	765	764	842

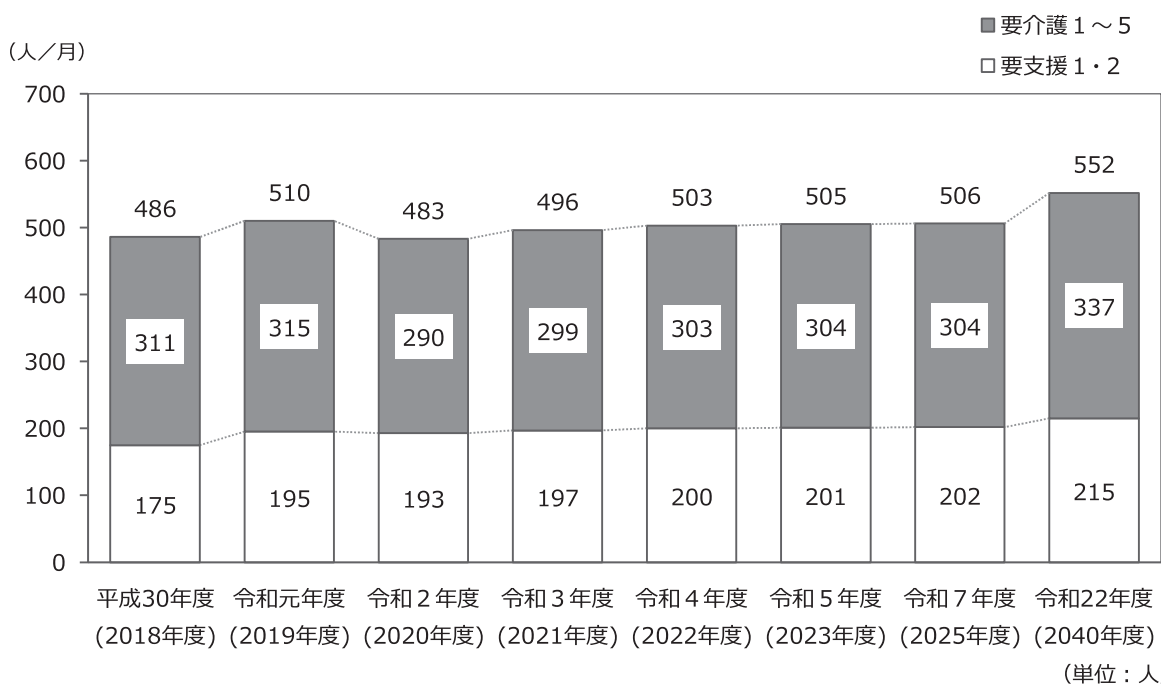
※内訳が端数処理のため、合計が合わない場合があります。

⑦通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設等で、心身の機能の維持回復や日常生活の自立を助けるための機能訓練を行うサービスです。

通所リハビリテーション（要介護1～5）及び介護予防通所リハビリテーション（要支援1・2）の利用者数は、令和2年度（2020年度）は新型コロナウイルス感染症の影響により減少していますが、令和3年度（2021年度）以降の利用者数は、平成30年度（2018年度）・令和元年度（2019年度）の実績から横ばいで推移すると見込んでいます。

【通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション（利用者数）】



	実績値			推計値				
	第7期			第8期			第9期	第14期
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
要支援1	61	80	78	86	88	88	88	94
要支援2	114	115	115	111	112	113	114	121
要介護1	134	137	119	133	134	135	135	150
要介護2	116	117	110	103	104	104	104	115
要介護3	45	42	41	44	45	45	45	50
要介護4	14	15	14	15	16	16	16	17
要介護5	3	4	6	4	4	4	4	5
要支援1・2	175	195	193	197	200	201	202	215
要介護1～5	311	315	290	299	303	304	304	337
合計	486	510	483	496	503	505	506	552

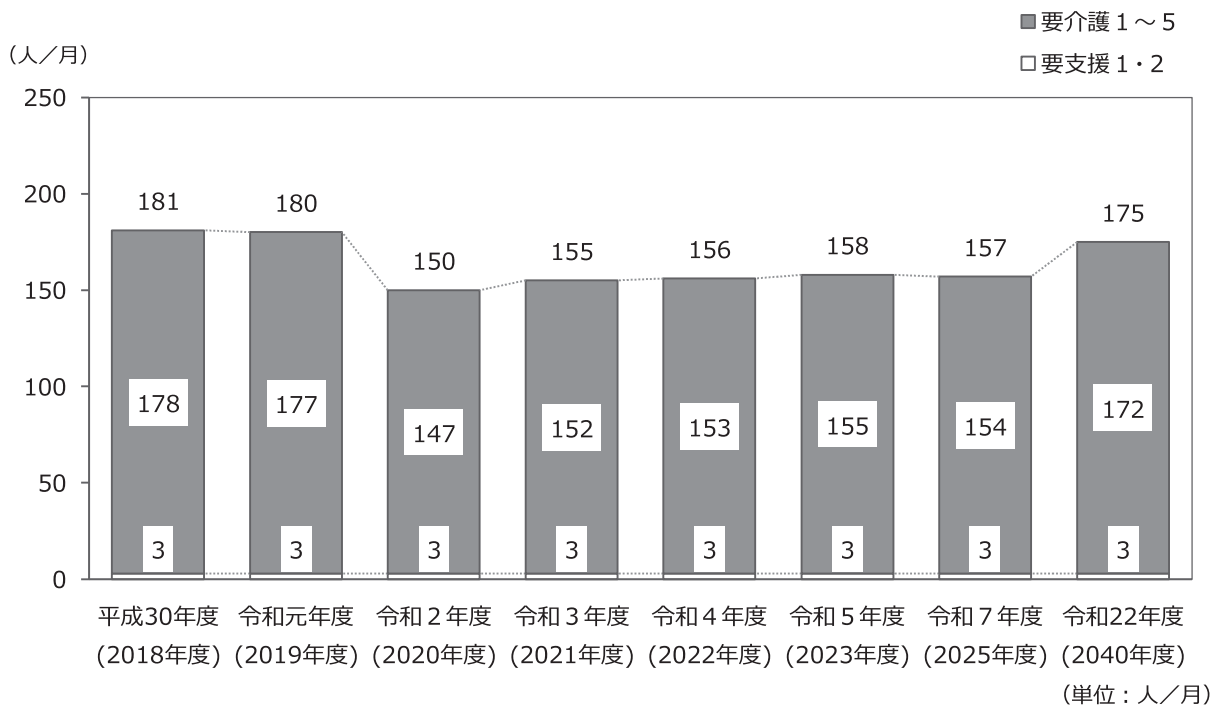
※内訳が端数処理のため、合計が合わない場合があります。

⑧短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設等に短期間入所し、当該施設において、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を行うサービスです。

短期入所生活介護（要介護 1～5）の利用者数は、令和 2 年度（2020 年度）に 1 事業所が地域密着型介護老人福祉施設に移行（定員数 20 人）したため、減少しています。これを踏まえた上で、令和 3 年度（2021 年度）以降は横ばいで推移すると見込んでいます。介護予防短期入所生活介護（要支援 1・2）の利用者数についても実績を踏まえ、横ばいで推移すると見込んでいます。

【短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（利用者数）】



	実績値			推計値				
	第7期			第8期			第9期	第14期
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
要支援1	1	1	0	0	0	0	0	0
要支援2	2	3	3	3	3	3	3	3
要介護1	21	24	19	19	19	20	20	22
要介護2	47	46	32	33	33	33	33	36
要介護3	57	50	48	49	50	51	51	57
要介護4	36	38	35	29	29	29	29	33
要介護5	16	19	13	22	22	22	21	24
要支援1・2	3	3	3	3	3	3	3	3
要介護1～5	178	177	147	152	153	155	154	172
合計	181	180	150	155	156	158	157	175

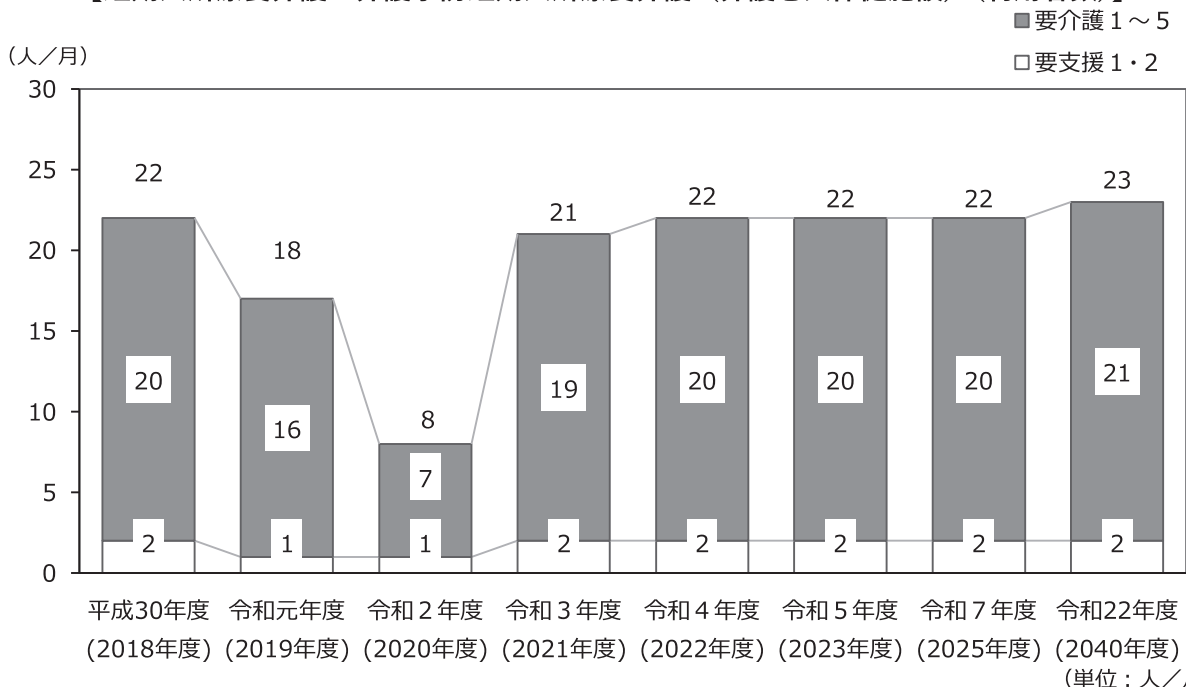
※内訳が端数処理のため、合計が合わない場合があります。

⑨短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設・病院等）

介護療養型医療施設等に短期間入所（空きベッド利用）し、当該施設において、看護、医学的管理下における介護、機能訓練、その他必要な医療及び日常生活上の世話をを行うサービスです。

短期入所療養介護（介護老人保健施設）（要介護1～5）の利用者数は、令和2年度（2020年度）は新型コロナウイルス感染症の影響により急減しましたが、令和3年度（2021年度）以降は平成30年度（2018年度）の実績が横ばいに推移すると見込んでいます。また、介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）（要支援1・2）の利用者数は実績を踏まえ、横ばいで推移すると見込んでいます。

【短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）（利用者数）】

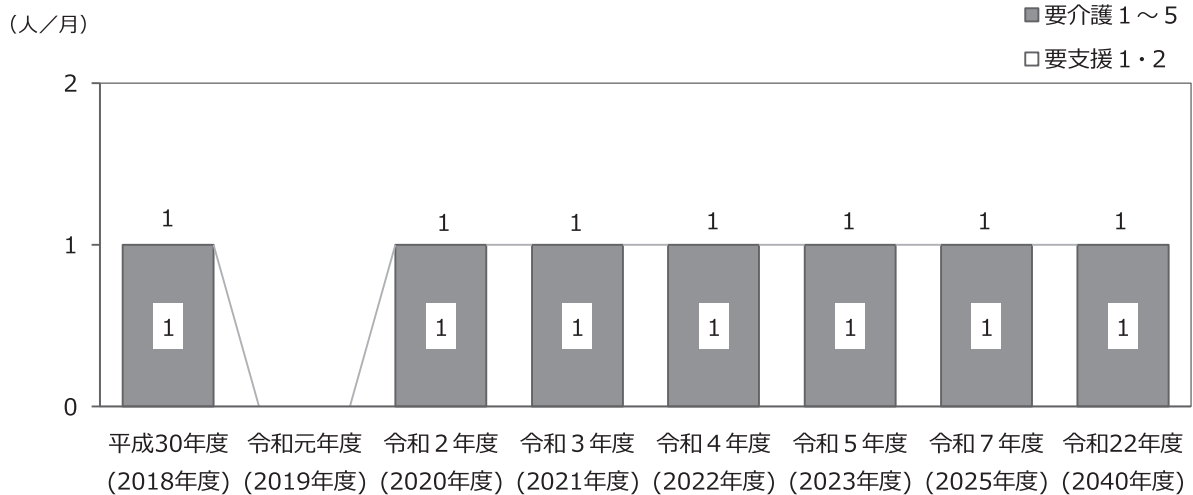


	実績値			推計値				
	第7期			第8期			第9期	第14期
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
要支援1	1	0	0	1	1	1	1	1
要支援2	1	1	1	1	1	1	1	1
要介護1	4	4	2	3	4	4	4	4
要介護2	10	8	3	9	9	9	9	10
要介護3	4	3	1	4	4	4	4	4
要介護4	2	2	1	2	2	2	2	2
要介護5	1	0	0	1	1	1	1	1
要支援1・2	2	1	1	2	2	2	2	2
要介護1～5	20	16	7	19	20	20	20	21
合計	22	18	8	21	22	22	22	23

※内訳が端数処理のため、合計が合わない場合があります。

短期入所療養介護（病院等）（要介護 1～5）の利用者数は、令和元年度（2019 年度）の実績は 0 人となっていますが、これまでの実績を踏まえ、令和 3 年度（2021 年度）以降も令和 2 年度（2020 年度）の実績が推移すると見込んでいます。

【短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（病院等）（利用者数）】



(単位：人/月)

	実績値			推計値				
	第7期			第8期			第9期	第14期
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
要支援1	0	0	0	0	0	0	0	0
要支援2	0	0	0	0	0	0	0	0
要介護1	0	0	0	0	0	0	0	0
要介護2	0	0	0	0	0	0	0	0
要介護3	1	0	1	1	1	1	1	1
要介護4	0	0	0	0	0	0	0	0
要介護5	0	0	0	0	0	0	0	0
要支援 1・2	0	0	0	0	0	0	0	0
要介護 1～5	1	0	1	1	1	1	1	1
合計	1	0	1	1	1	1	1	1

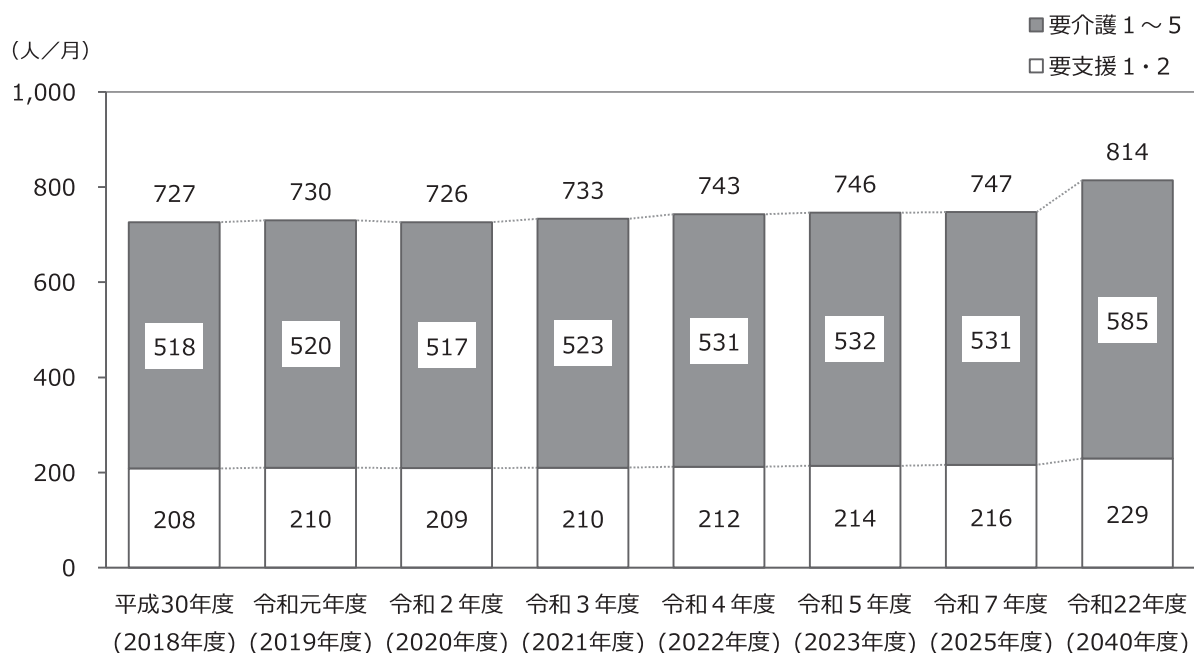
※内訳が端数処理のため、合計が合わない場合があります。

⑩福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

要介護者等の日常生活上の自立を助ける用具や機能訓練を行うための用具、福祉機器を貸与するサービスです。

福祉用具貸与（要介護 1～5）及び介護予防福祉用具貸与（要支援 1・2）の利用者数は、実績が横ばいで推移していることから、令和 3 年度（2021 年度）以降も横ばいで推移すると見込んでいます。

【福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与（利用者数）】



(単位：人／月)

	実績値			推計値				
	第7期			第8期		第9期	第14期	
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
要支援1	57	67	73	73	74	75	75	80
要支援2	151	143	136	137	138	139	141	149
要介護1	124	129	148	149	151	151	151	168
要介護2	216	202	187	189	191	192	191	210
要介護3	95	100	98	99	101	101	102	112
要介護4	62	61	50	51	52	52	52	57
要介護5	22	28	34	35	36	36	35	38
要支援 1・2	208	210	209	210	212	214	216	229
要介護 1～5	518	520	517	523	531	532	531	585
合計	727	730	726	733	743	746	747	814

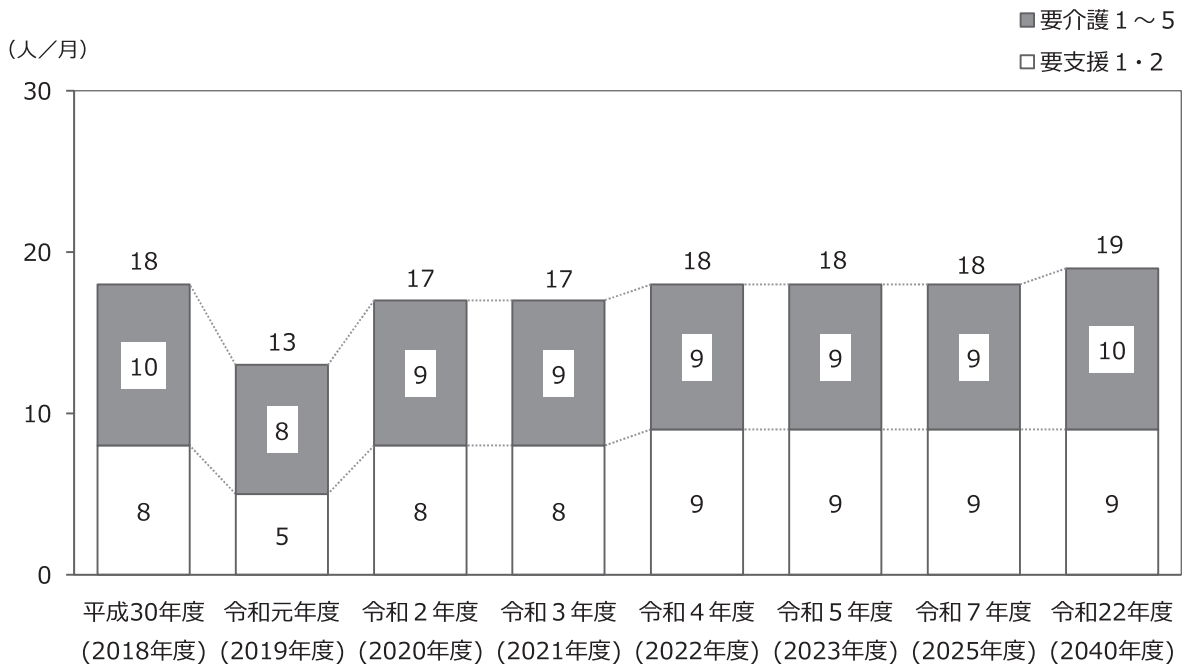
※内訳が端数処理のため、合計が合わない場合があります。

⑪特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費

腰掛け便座や入浴補助用具等の福祉用具が必要な状態である要介護者・要支援者に対し、年間10万円を限度として、その購入費用の9割（～7割）を支給するサービスです。

特定福祉用具購入費（要介護1～5）及び特定介護予防福祉用具購入費（要支援1・2）の利用者数の実績は年度によって変動がありますが、令和3年度（2021年度）以降は平成30年度（2018年度）の実績が横ばいで推移すると見込んでいます。

【特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費（利用者数）】



（単位：人/月）

	実績値			推計値				
	第7期			第8期		第9期	第14期	
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
要支援1	4	2	3	4	5	5	5	5
要支援2	4	3	5	4	4	4	4	4
要介護1	4	3	2	2	2	2	2	2
要介護2	4	2	3	3	3	3	3	4
要介護3	1	2	1	1	1	1	1	1
要介護4	1	1	3	3	3	3	3	3
要介護5	0	0	0	0	0	0	0	0
要支援1・2	8	5	8	8	9	9	9	9
要介護1～5	10	8	9	9	9	9	9	10
合計	18	13	17	17	18	18	18	19

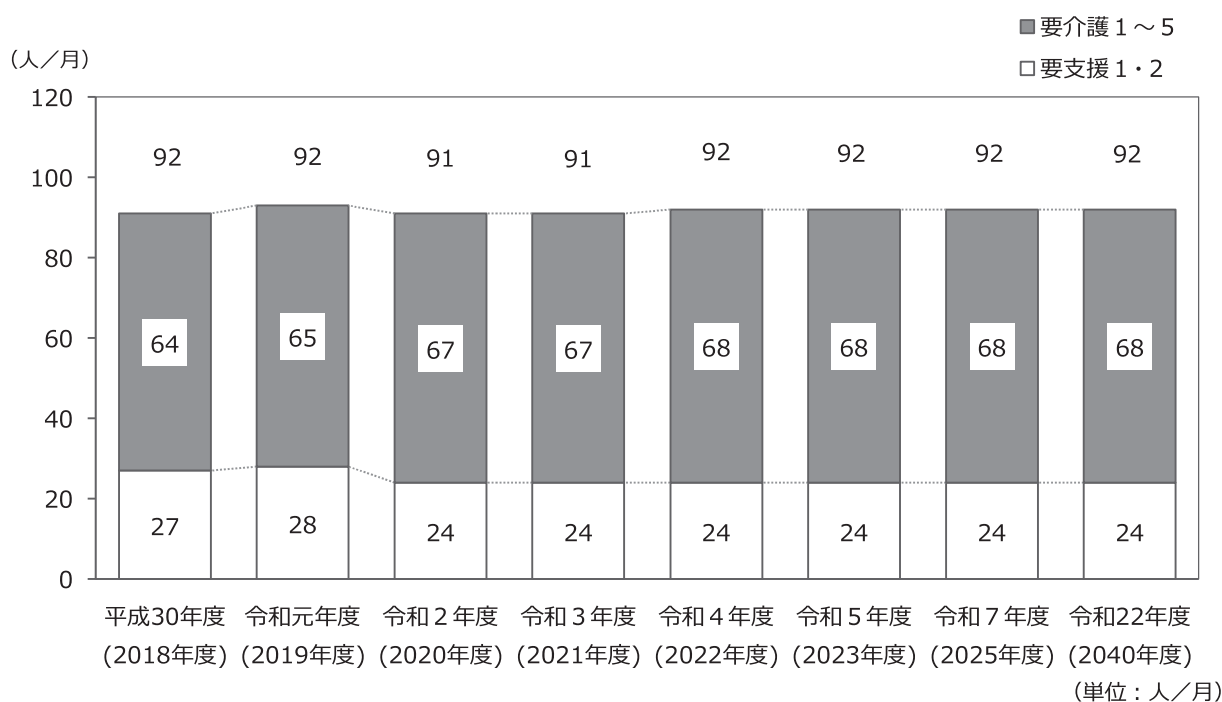
※内訳が端数処理のため、合計が合わない場合があります。

⑫特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームや軽費老人ホーム等に入所している要介護者・要支援者に対して、特定施設サービス計画（施設ケアプランに相当）に沿って、入浴、排泄、食事の介護保険サービスや調理、洗濯、掃除等の家事援助サービス及び生活や健康に関する相談等、要介護者・要支援者が日常生活を営むにあたって必要なサービスを提供します。

特定施設入居者生活介護（要介護1～5）及び介護予防特定施設入居者生活介護（要支援1・2）の利用者数は、実績が横ばいで推移していることから、令和3年度（2021年度）以降も利用者数は横ばいで推移すると見込んでいます。

【特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護（利用者数）】



	実績値			推計値				
	第7期			第8期			第9期	第14期
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
要支援1	14	13	10	10	10	10	10	10
要支援2	13	15	14	14	14	14	14	14
要介護1	20	20	21	21	21	21	21	21
要介護2	17	16	9	9	9	9	9	9
要介護3	12	10	9	9	9	9	9	9
要介護4	9	10	23	23	24	24	24	24
要介護5	7	8	5	5	5	5	5	5
要支援1・2	27	28	24	24	24	24	24	24
要介護1～5	64	65	67	67	68	68	68	68
合計	92	92	91	91	92	92	92	92

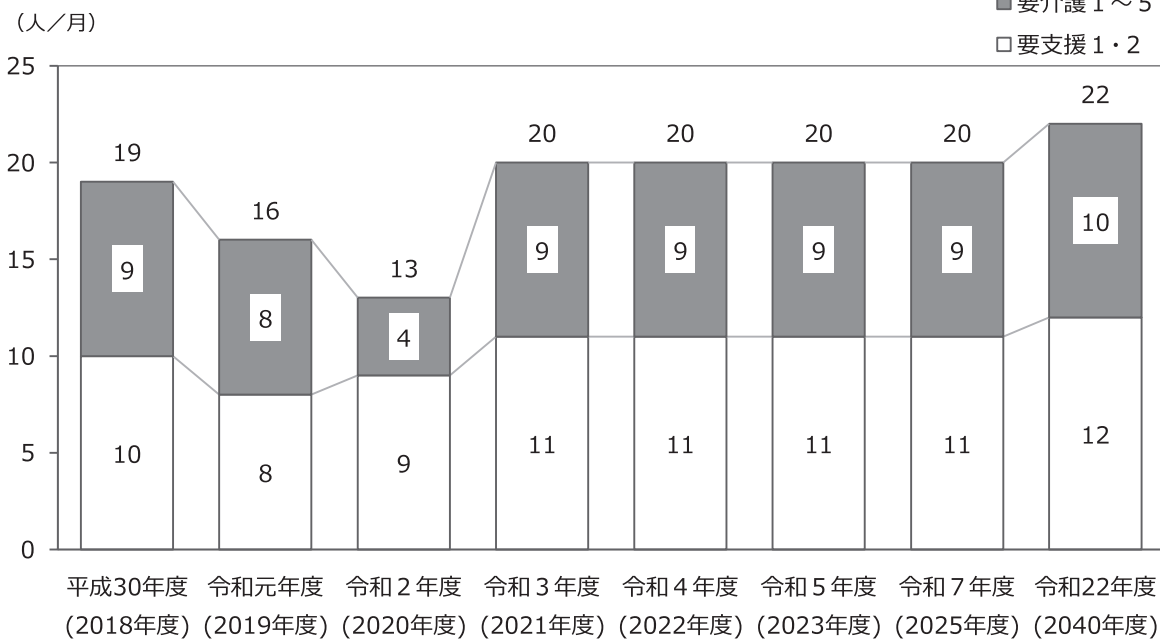
※内訳が端数処理のため、合計が合わない場合があります。

⑬住宅改修・介護予防住宅改修

手すりの取付けや段差解消、洋式便器への取換えなど要介護者・要支援者の日常生活を支援するため、小規模な住宅改修を行った場合に、20万円を限度としてかかった費用の9割（～7割）を支給するサービスです。改修工事を行う前に、申請が必要です。

住宅改修（要介護1～5）の利用者数は、年度によって変動がみられ、また令和2年度（2020年度）は新型コロナウイルス感染症の影響により減少しましたが、令和3年度（2021年度）以降は平成30年度（2018年度）の実績が横ばいで推移すると見込んでいます。介護予防住宅改修（要支援1・2）は利用者数の実績を踏まえ、横ばいで推移すると見込んでいます。

【住宅改修・介護予防住宅改修（利用者数）】



(単位：人/月)

	実績値			推計値				
	第7期			第8期			第9期	第14期
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
要支援1	4	5	3	6	6	6	6	6
要支援2	5	3	6	5	5	5	5	6
要介護1	5	4	3	5	5	5	5	5
要介護2	3	2	1	2	2	2	2	3
要介護3	1	1	0	1	1	1	1	1
要介護4	1	1	0	1	1	1	1	1
要介護5	0	0	0	0	0	0	0	0
要支援1・2	10	8	9	11	11	11	11	12
要介護1～5	9	8	4	9	9	9	9	10
合計	19	16	13	20	20	20	20	22

※内訳が端数処理のため、合計が合わない場合があります。

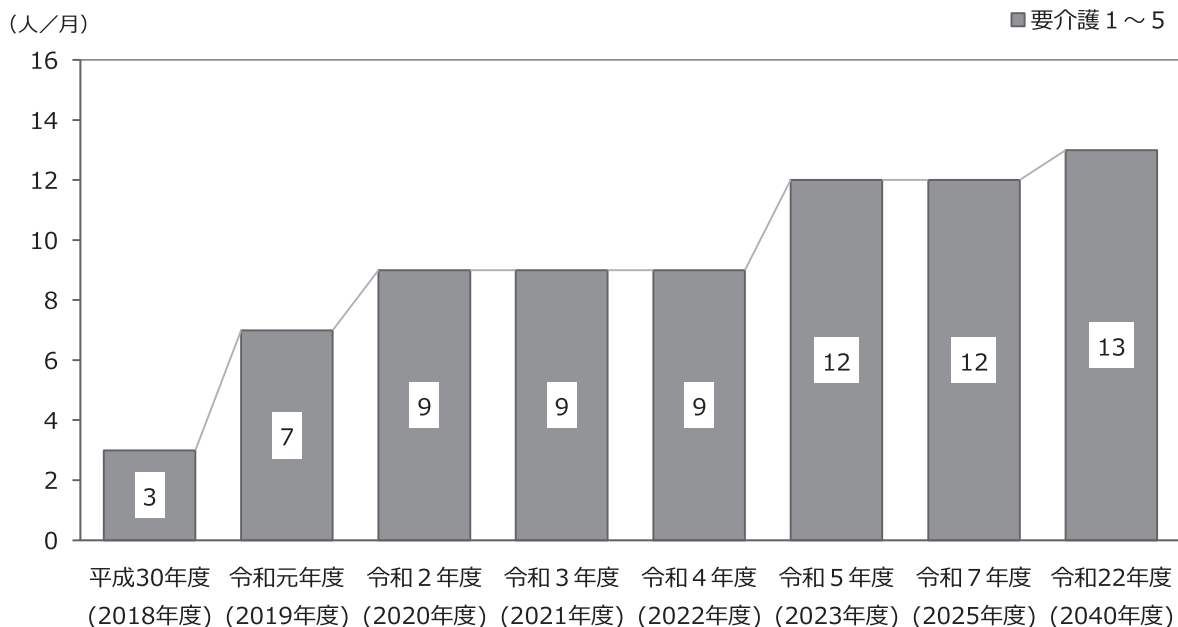
(2) 地域密着型サービス

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

短時間の定期巡回訪問や 24 時間、365 日対応可能な窓口を設置して、随時対応を行うサービスです。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護（要介護 1～5）の利用者数は、令和元年度（2019 年度）に 1 事業所が開設されたため増加し、令和 3 年度（2021 年度）以降の利用者数は横ばいで推移すると見込んでいます。今後は在宅生活を支えるサービスを拡充するため、令和 4 年度（2022 年度）に 1 事業所の整備を行い、令和 5 年度（2023 年度）からは 3 人の利用者の増加を見込んでいます。

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護（利用者数）】



(単位：人/月)

	実績値			推計値				
	第7期			第8期		第9期	第14期	
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
要介護1	1	4	2	2	2	3	3	3
要介護2	1	1	1	1	1	2	2	2
要介護3	0	1	5	5	5	5	5	6
要介護4	1	1	1	1	1	2	2	2
要介護5	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	3	7	9	9	9	12	12	13

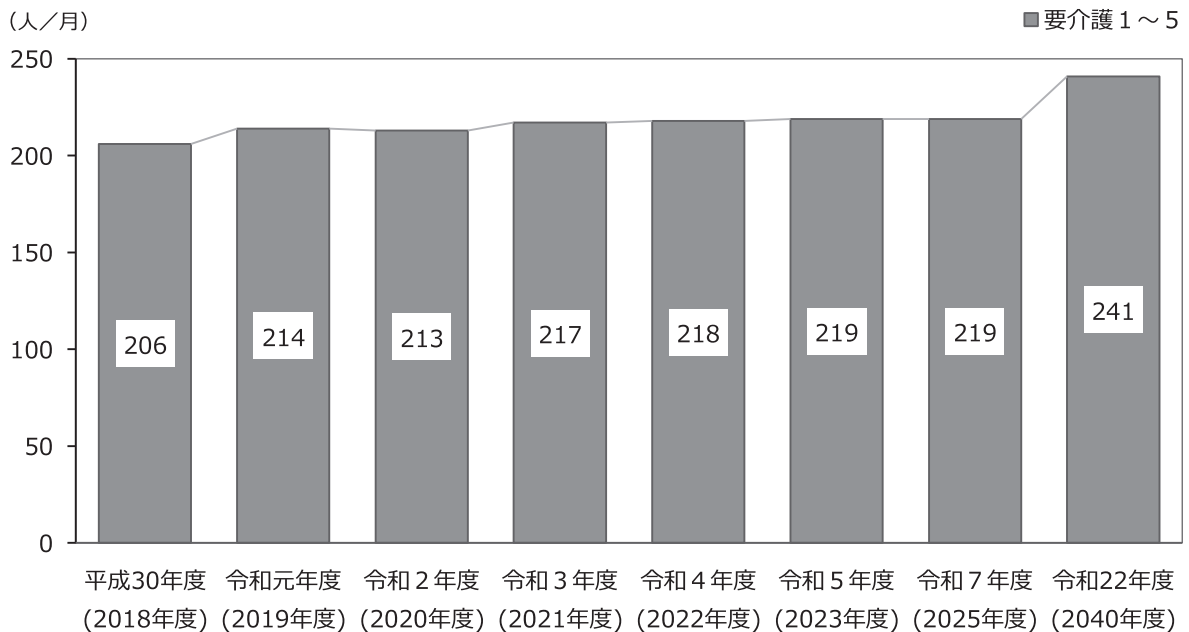
※内訳が端数処理のため、合計が合わない場合があります。

②地域密着型通所介護

通所介護のうち利用定員が18人以下の小規模な通所介護事業所が提供するサービスについては、平成28年度（2016年度）から日常生活圏域に密着したサービスとして市町村が指定・監督する地域密着型サービスに移行しています。

地域密着型通所介護（要介護1～5）利用者数は実績を踏まえ、今後も横ばいで推移すると見込んでいます。

【地域密着型通所介護（利用者数）】



(単位：人/月)

	実績値			推計値				
	第7期			第8期			第9期	第14期
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
要介護1	66	71	70	71	71	72	72	79
要介護2	63	58	53	54	54	54	54	59
要介護3	43	47	58	59	60	60	60	66
要介護4	27	29	26	27	27	27	27	30
要介護5	7	9	6	6	6	6	6	7
合計	206	214	213	217	218	219	219	241

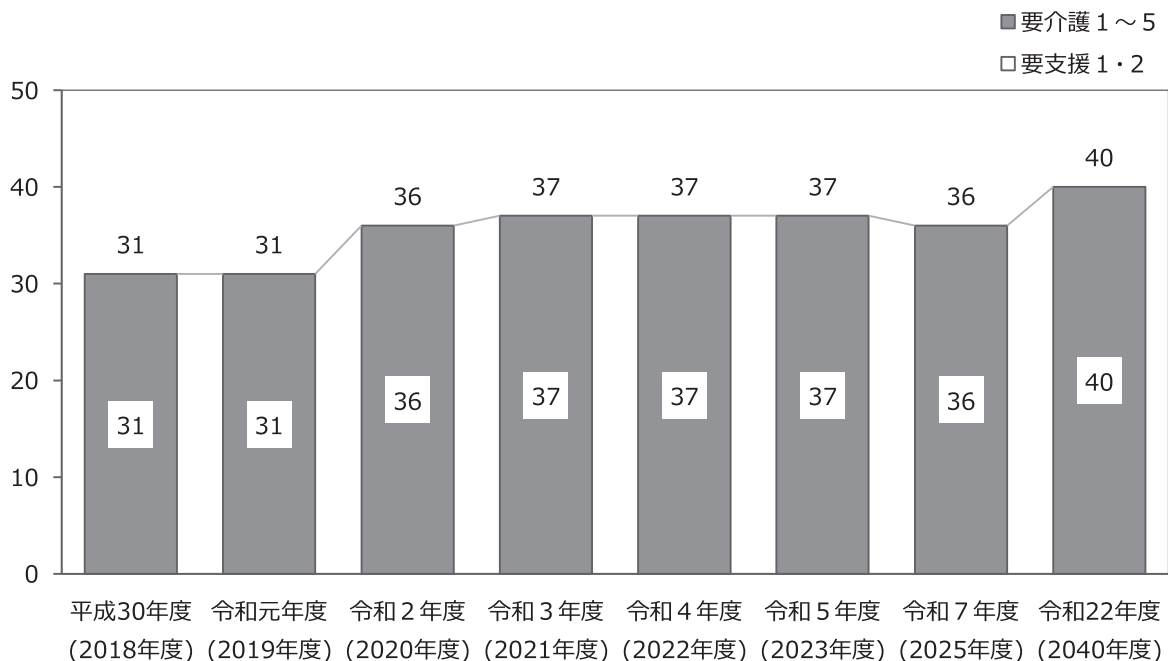
※内訳が端数処理のため、合計が合わない場合があります。

③認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症の要介護者等を対象として、デイサービスセンター等で食事、入浴の提供やその他の日常生活の世話や機能訓練を行うサービスです。

認知症対応型通所介護（要介護1～5）の利用者数は実績を踏まえ、今後も横ばいで推移すると見込んでいます。また、介護予防認知症対応型通所介護（要支援1・2）の利用者数は、これまで0人で推移してきたことから利用者数を見込んでいません。

【認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護（利用者数）】



(単位：人/月)

	実績値			推計値				
	第7期			第8期			第9期	第14期
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
要支援1	0	0	0	0	0	0	0	0
要支援2	0	0	0	0	0	0	0	0
要介護1	2	2	1	1	1	1	1	1
要介護2	2	3	7	7	7	7	7	8
要介護3	2	1	1	1	1	1	1	1
要介護4	9	7	7	7	7	7	7	8
要介護5	16	18	20	21	21	21	20	22
要支援1・2	0	0	0	0	0	0	0	0
要介護1～5	31	31	36	37	37	37	36	40
合計	31	31	36	37	37	37	36	40

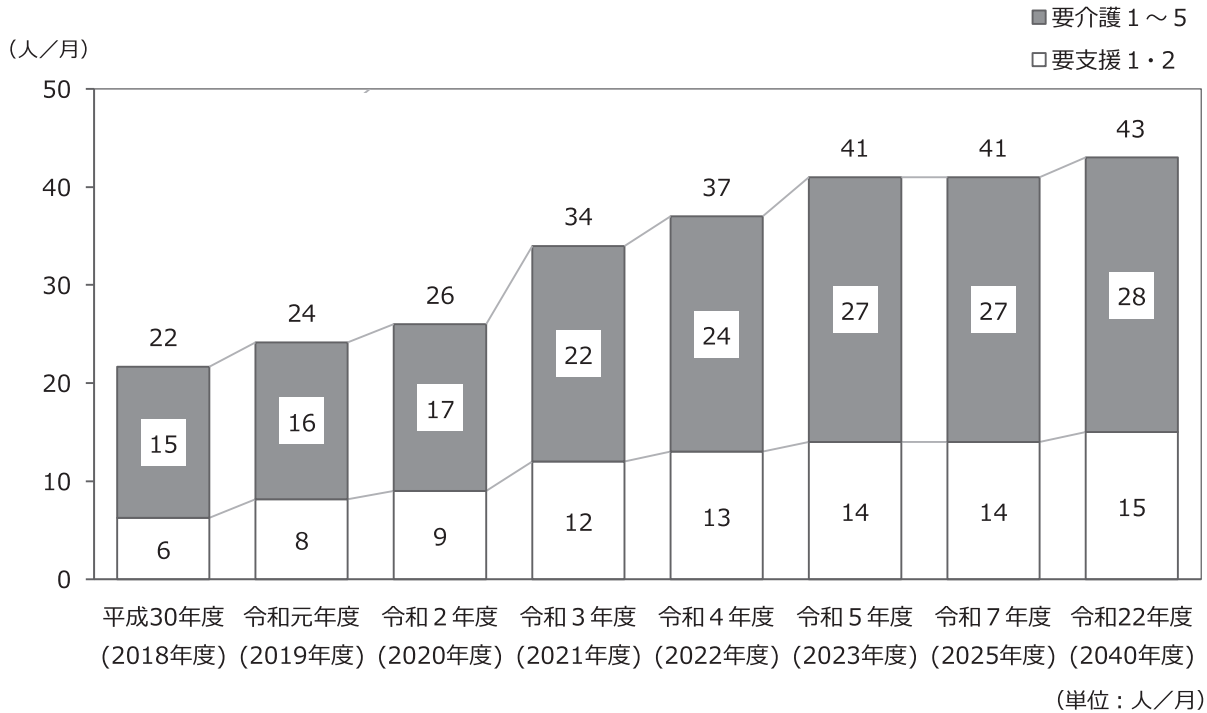
※内訳が端数処理のため、合計が合わない場合があります。

④小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心として、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、日常生活の支援や機能訓練を行うサービスです。

小規模多機能型居宅介護（要介護 1～5）及び介護予防小規模多機能型居宅介護（要支援 1・2）の利用者数の実績は増加傾向で推移しています。今後は在宅サービスを支えるサービスを拡充するため、令和3年度（2021年度）に1事業所の整備・開設を予定し、利用者の増加を見込んでいます。

【小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護（利用者数）】



	実績値			推計値				
	第7期			第8期			第9期	第14期
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
要支援1	2	1	2	3	3	3	3	3
要支援2	4	7	7	9	10	11	11	12
要介護1	7	9	12	16	17	19	19	20
要介護2	6	4	2	2	3	3	3	3
要介護3	2	3	3	4	4	5	5	5
要介護4	1	0	0	0	0	0	0	0
要介護5	0	0	0	0	0	0	0	0
要支援1・2	6	8	9	12	13	14	14	15
要介護1～5	15	16	17	22	24	27	27	28
合計	22	24	26	34	37	41	41	43

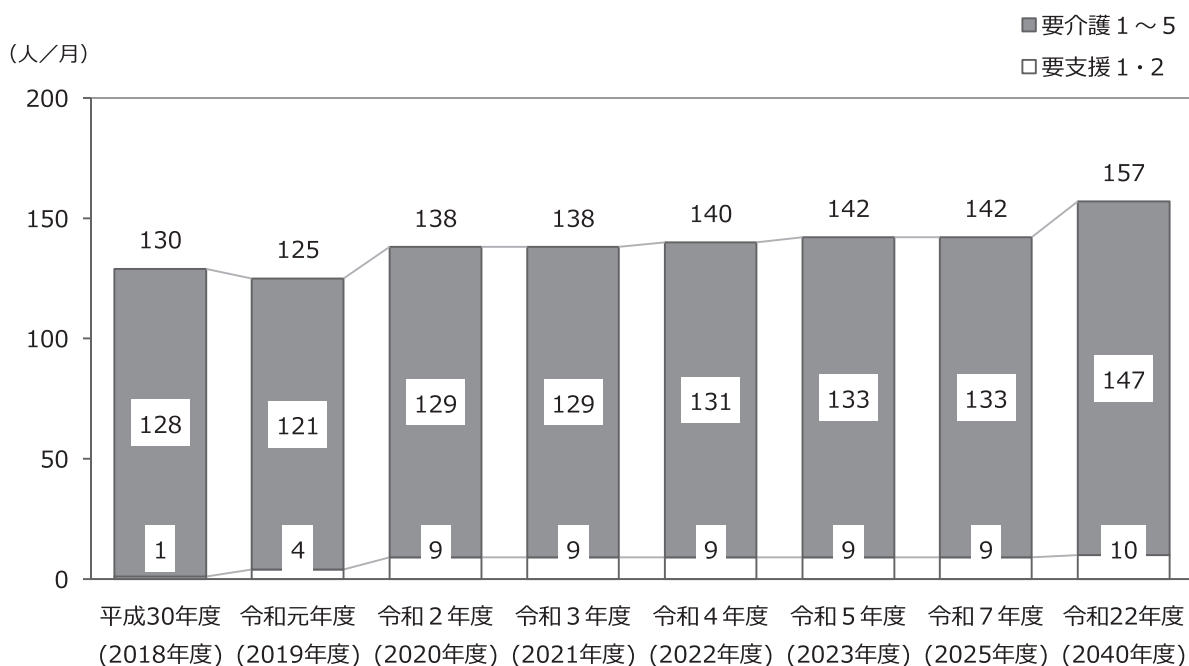
※内訳が端数処理のため、合計が合わない場合があります。

⑤認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の要介護者等が共同生活住宅において、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話や機能訓練を行うサービスです。

認知症対応型共同生活介護（要介護 1～5）及び介護予防認知症対応型共同生活介護（要介護 1・2）の利用者数は実績を踏まえ、今後も横ばいで推移すると見込んでいます。

【認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（利用者数）】



(単位：人/月)

	実績値			推計値				
	第7期			第8期			第9期	第14期
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
要支援1	-	-	-	-	-	-	-	-
要支援2	1	4	9	9	9	9	9	10
要介護1	24	27	27	27	27	28	28	31
要介護2	32	34	41	41	42	42	42	46
要介護3	33	31	27	27	28	28	28	31
要介護4	22	16	21	21	21	22	22	24
要介護5	18	13	13	13	13	13	13	15
要支援 1・2	1	4	9	9	9	9	9	10
要介護 1～5	128	121	129	129	131	133	133	147
合計	130	125	138	138	140	142	142	157

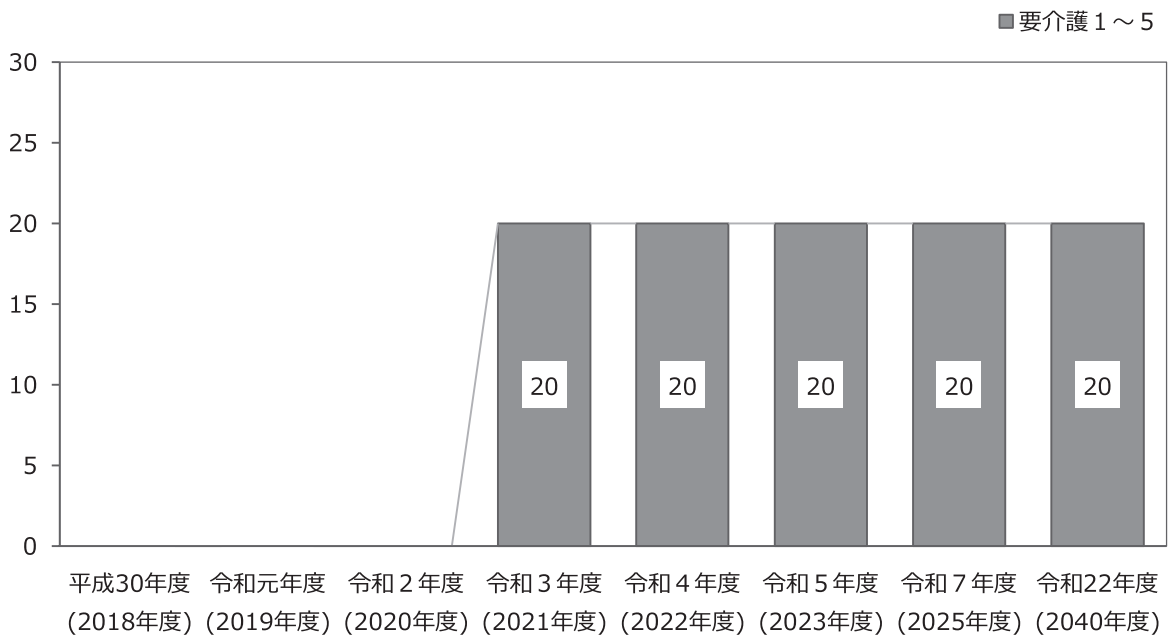
※内訳が端数処理のため、合計が合わない場合があります。

⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員29人以下の地域密着型介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）で入浴、排泄、食事等の介護、日常生活上の世話や機能訓練、健康管理と療養上の世話を提供するサービスです。

本市では令和2年度（2020年度）に1事業所（定員数20人）が開設され、現在18人が入居されており、今後も現在の水準で推移すると見込んでいます。

【地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（利用者数）】



(単位：人/月)

	実績値			推計値				
	第7期			第8期			第9期	第14期
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
要介護1	0	0	0	0	0	0	0	0
要介護2	0	0	0	0	0	0	0	0
要介護3	0	0	0	7	6	6	6	6
要介護4	0	0	0	9	9	9	9	9
要介護5	0	0	0	4	5	5	5	5
合計	0	0	0	20	20	20	20	20

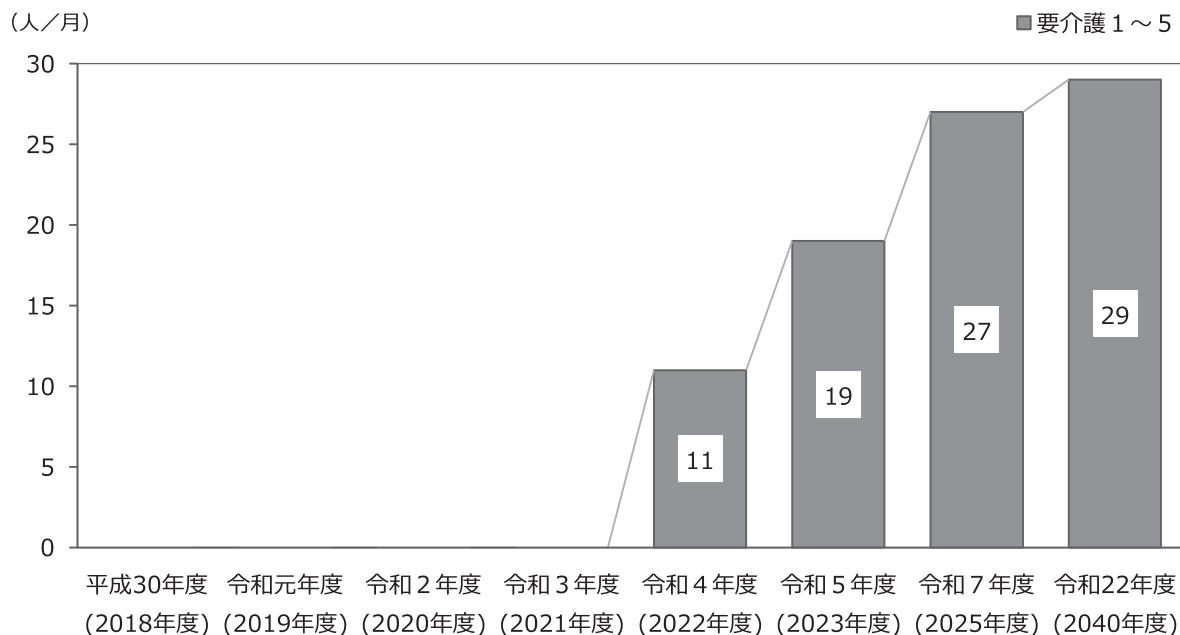
※内訳が端数処理のため、合計が合わない場合があります。

⑦看護小規模多機能型居宅介護

医療ニーズの高い利用者に対して、「通い」「泊まり」「訪問看護・介護」のサービスを組み合わせ
て柔軟な支援ができるサービスです。

令和2年度（2020年度）現在、本市において事業所はありませんが、令和3年度（2021
年度）に1事業所（定員数29人予定）を整備、令和4年度（2022年度）に開設を予
定しており、利用者が徐々に増加することを見込んでいます。

【看護小規模多機能型居宅介護（利用者数）】



(単位：人/月)

	実績値			推計値				
	第7期			第8期			第9期	第14期
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
要介護1	0	0	0	0	6	10	14	15
要介護2	0	0	0	0	3	4	6	6
要介護3	0	0	0	0	2	4	5	6
要介護4	0	0	0	0	0	1	1	1
要介護5	0	0	0	0	0	0	1	1
合計	0	0	0	0	11	19	27	29

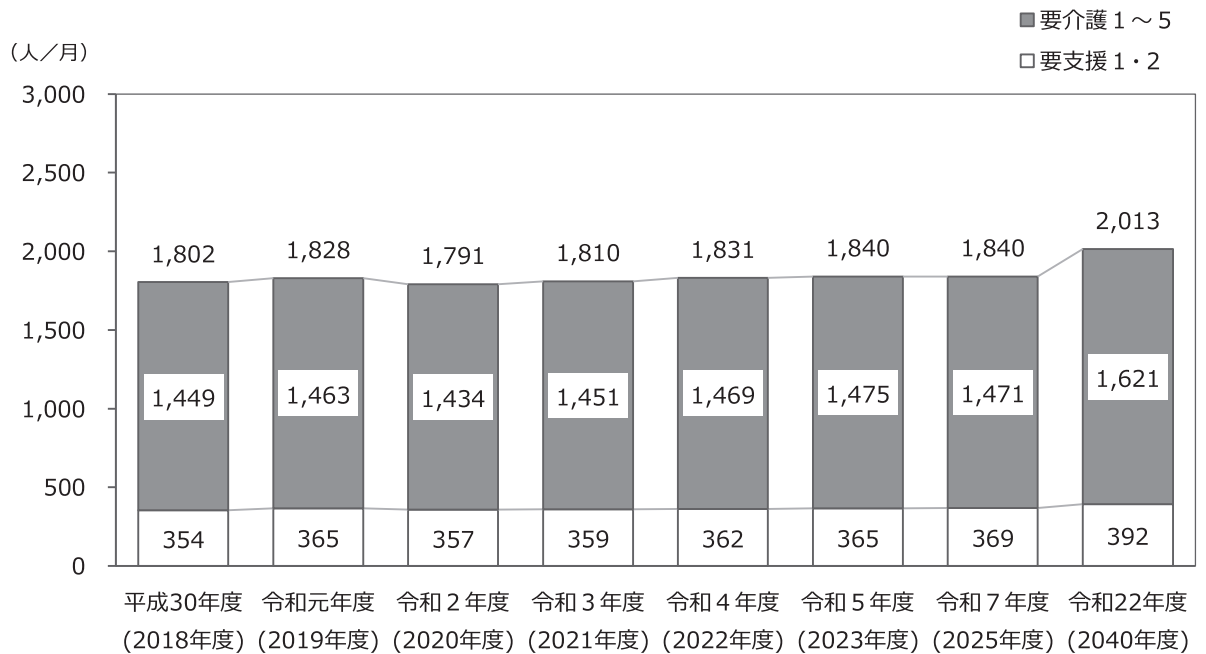
※内訳が端数処理のため、合計が合わない場合があります。

(3) 居宅介護支援・介護予防支援

在宅サービス等を適切に利用できるように、介護支援専門員が心身の状況や環境、本人や家族の希望を受けて、利用するサービスの種類や内容を示す居宅サービス計画（ケアプラン）、または介護予防サービス計画（予防ケアプラン）を作成し、サービスを利用するためにサービス提供事業者等との連絡・調整を行うサービスです。

居宅介護支援（要介護1～5）及び介護予防支援（要支援1・2）の令和2年度（2020年度）の実績は、新型コロナウイルス感染症の影響でやや減少していますが、今後も微増傾向で推移すると見込んでいます。

【居宅介護支援・介護予防支援（利用者数）】



(単位：人/月)

	実績値			推計値				
	第7期			第8期			第9期	第14期
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
要支援1	111	129	128	128	130	131	131	140
要支援2	243	236	229	231	232	234	238	252
要介護1	491	500	491	495	500	502	502	556
要介護2	455	447	430	435	438	440	438	482
要介護3	249	251	256	259	263	265	266	293
要介護4	171	171	167	170	174	174	173	189
要介護5	82	94	90	92	94	94	92	101
要支援1・2	354	365	357	359	362	365	369	392
要介護1～5	1,449	1,463	1,434	1,451	1,469	1,475	1,471	1,621
合計	1,802	1,828	1,791	1,810	1,831	1,840	1,840	2,013

※内訳が端数処理のため、合計が合わない場合があります。

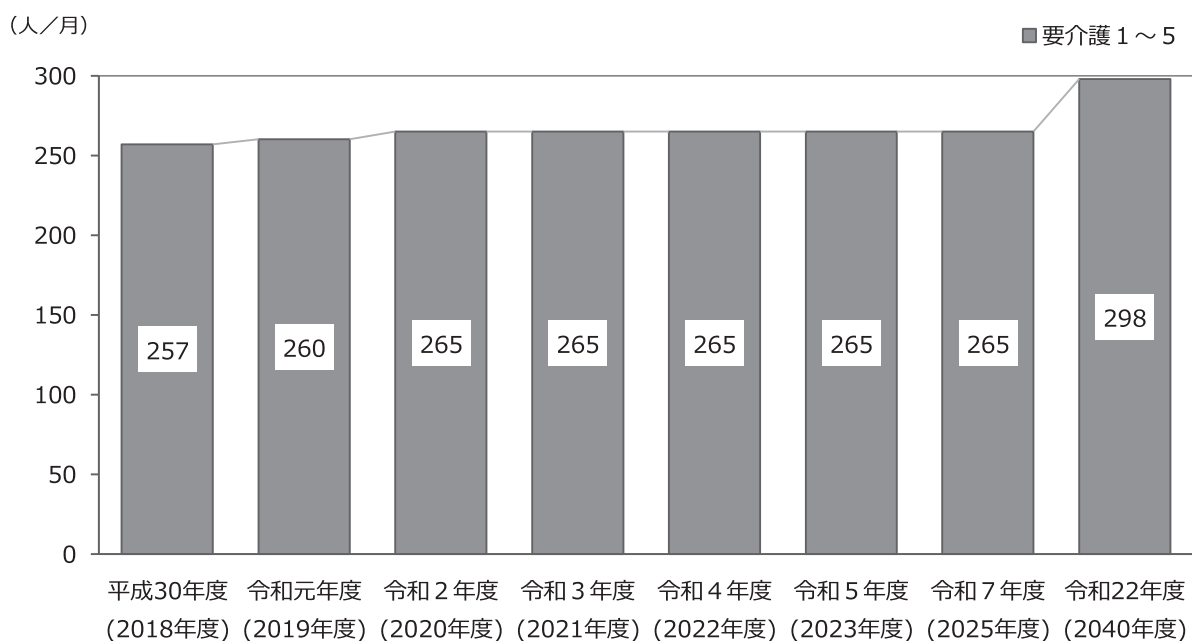
(4) 施設サービス

①介護老人福祉施設

要介護者に対し、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理や療養上の世話を行うことを目的とした施設です。

介護老人福祉施設については、本計画期間中に新たな施設整備は想定されないことから、おおむね現在の水準で推移していくと見込んでいます。

【介護老人福祉施設（利用者数）】



(単位：人/月)

	実績値			推計値				
	第7期			第8期			第9期	第14期
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
要介護1	5	4	4	3	3	3	3	4
要介護2	19	16	9	4	4	4	4	9
要介護3	68	60	59	51	51	51	51	67
要介護4	88	95	105	113	113	113	113	119
要介護5	79	85	88	94	94	94	94	99
合計	257	260	265	265	265	265	265	298

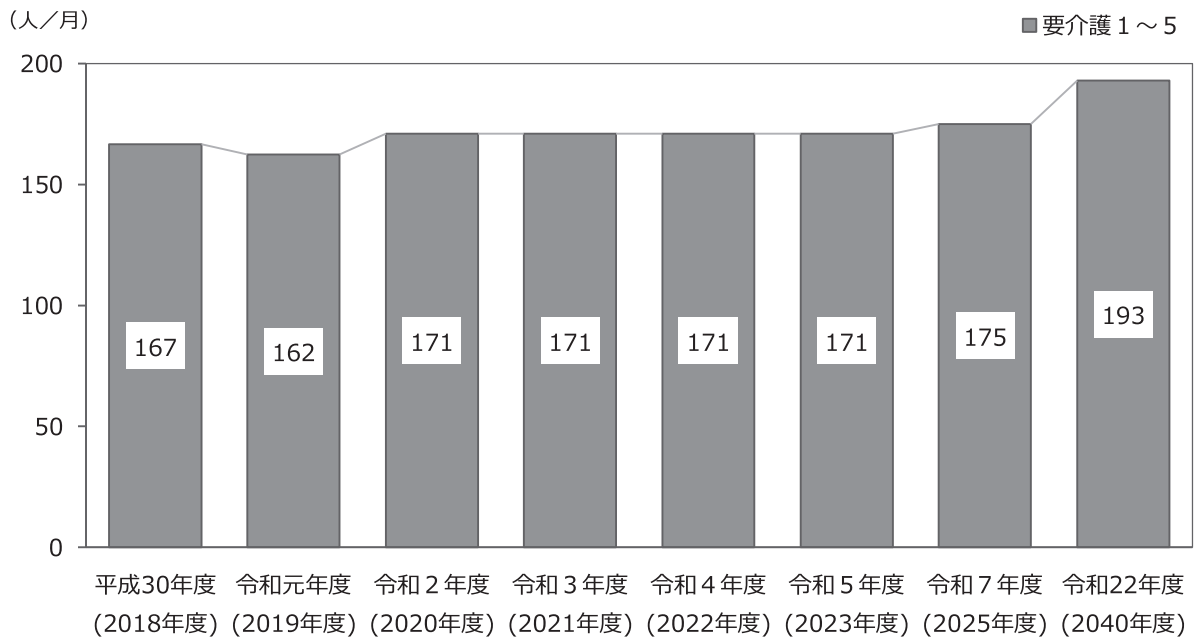
※内訳が端数処理のため、合計が合わない場合があります。

②介護老人保健施設

要介護者に対し、看護、医学的管理下での介護、機能訓練、その他必要な医療や日常生活上の世話をを行うとともに、在宅生活への復帰を図ることを目的とした施設です。

介護老人保健施設については、本計画期間中に新たな施設整備は想定されないことから、おおむね現在の水準で推移していくと見込んでいます。

【介護老人保健施設（利用者数）】



(単位：人/月)

	実績値			推計値				
	第7期			第8期			第9期	第14期
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
要介護1	27	24	29	29	29	29	30	33
要介護2	31	36	44	44	44	44	45	49
要介護3	38	40	32	32	32	32	33	37
要介護4	40	38	39	39	39	39	40	44
要介護5	32	24	27	27	27	27	27	30
合計	167	162	171	171	171	171	175	193

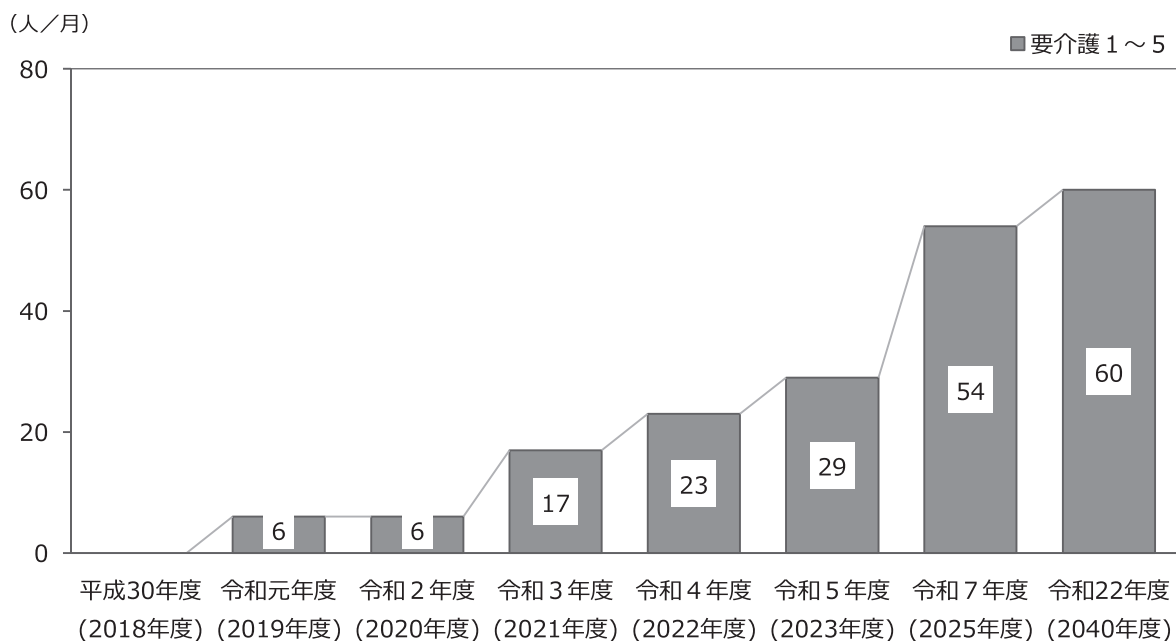
※内訳が端数処理のため、合計が合わない場合があります。

③介護医療院

要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練、その他必要な医療及び日常生活上の世話を提供する施設です。

本市では、令和元年度（2019年度）に1施設が整備されており、今後も医療療養病床や介護療養型医療施設からの転換等が進んでいくと考えられることから、令和3年度（2021年度）以降は増加することを見込んでいます。

【介護医療院（利用者数）】



(単位：人/月)

	実績値			推計値				
	第7期			第8期			第9期	第14期
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
要介護1	0	0	0	1	2	3	4	5
要介護2	0	1	1	2	3	3	4	4
要介護3	0	0	0	2	3	4	9	10
要介護4	0	3	3	5	6	7	11	12
要介護5	0	2	2	7	9	12	26	29
合計	0	6	6	17	23	29	54	60

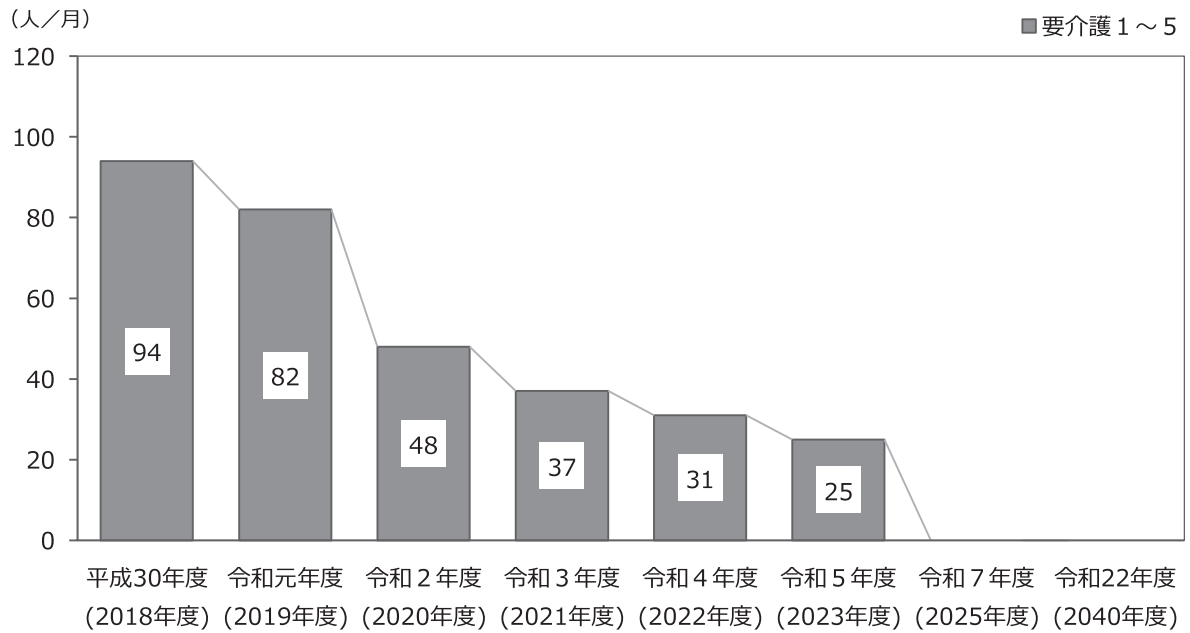
※内訳が端数処理のため、合計が合わない場合があります。

④介護療養型医療施設

長期療養を必要とする慢性期に至った要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理下での世話、機能訓練等の必要な医療などを提供する施設です。

介護医療院への転換等を勘案し、令和7年（2025年）3月までに転換が完了するよう見込んでいます。

【介護療養型医療施設（利用者数）】



(単位：人/月)

	実績値			推計値				
	第7期			第8期			第9期	第14期
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
要介護1	5	6	4	3	2	1		
要介護2	10	8	3	2	1	1		
要介護3	10	9	9	7	6	5		
要介護4	29	19	8	6	5	4		
要介護5	39	41	24	19	17	14		
合計	94	82	48	37	31	25	0	0

※内訳が端数処理のため、合計が合わない場合があります。

4 給付費の見込み

サービス別の給付費については、次のように見込んでいます。

【サービス別給付費の見込み（予防給付）】

■要支援1・2

(単位：千円/年)

	実績値			推計値				
	第7期			第8期			第9期	第14期
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
(1) 介護予防サービス								
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	9,927	9,028	10,166	10,229	10,234	10,234	10,653	11,382
介護予防訪問リハビリテーション	11,214	10,163	7,435	11,396	11,403	11,403	11,810	12,488
介護予防居宅療養管理指導	1,015	1,099	1,271	1,279	1,279	1,279	1,279	1,349
介護予防通所リハビリテーション	68,731	76,434	74,387	75,053	76,093	76,566	77,039	81,926
介護予防短期入所生活介護	962	1,348	900	1,053	1,053	1,053	1,053	1,053
介護予防短期入所療養介護（老健）	802	754	666	605	605	605	605	605
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	11,966	11,235	11,414	11,471	11,578	11,685	11,799	12,506
特定介護予防福祉用具購入費	2,433	1,607	2,193	2,065	2,259	2,259	2,259	2,259
介護予防特定施設入居者生活介護	23,579	25,835	23,356	23,499	23,512	23,512	23,512	23,512
介護予防住宅改修費	9,771	8,198	9,489	11,269	11,269	11,269	11,269	12,370
(2) 地域密着型 介護予防サービス								
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	5,400	7,290	7,836	10,376	11,349	12,317	12,317	13,284
介護予防認知症対応型共同生活介護	3,624	12,200	23,038	23,179	23,192	23,192	23,192	25,769
(3) 介護予防支援	18,739	19,381	19,171	19,397	19,570	19,732	19,948	21,192
合計	168,162	184,571	191,323	200,871	203,396	205,106	206,735	219,695

※給付費は年間累計の金額（令和2年度〔2020年度〕は見込額）

※内訳が端数処理のため、合計が合わない場合があります。

【サービス別給付費の見込み（介護給付）】

■要介護1～5

(単位：千円/年)

	実績値			推計値				
	第7期			第8期		第9期	第14期	
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
(1) 居宅サービス								
訪問介護	133,969	138,796	136,714	146,102	147,316	147,910	147,910	163,328
訪問入浴介護	1,650	1,632	236	238	238	238	238	238
訪問看護	45,695	36,603	34,097	43,335	44,118	44,576	44,118	49,049
訪問リハビリテーション	23,801	25,447	26,260	26,422	26,436	27,303	26,842	30,317
居宅療養管理指導	7,932	8,877	9,361	9,419	9,772	9,772	9,704	10,691
通所介護	1,225,458	1,266,484	1,301,110	1,322,807	1,343,434	1,348,427	1,345,887	1,479,655
通所リハビリテーション	272,043	266,808	244,678	257,621	261,598	262,319	262,319	290,935
短期入所生活介護	333,878	332,664	290,732	302,604	304,910	307,893	305,118	342,338
短期入所療養介護（老健）	16,493	14,202	6,969	16,047	16,586	16,586	16,586	17,511
短期入所療養介護（病院等）	904	413	0	906	907	907	907	907
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	65,929	67,668	67,814	68,745	69,884	70,019	69,794	76,694
特定福祉用具購入費	3,683	3,065	4,179	4,179	4,179	4,179	4,179	4,604
特定施設入居者生活介護	142,710	147,521	157,756	158,725	161,476	161,476	161,476	161,476
住宅改修費	8,254	6,443	4,204	7,283	7,283	7,283	7,283	7,875
(2) 地域密着型サービス								
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	3,970	7,563	15,096	15,188	15,197	19,153	19,153	21,271
地域密着型通所介護	332,498	352,202	373,860	383,933	386,295	387,337	387,337	427,763
認知症対応型通所介護	107,671	110,092	125,743	130,449	130,521	130,521	126,586	140,463
小規模多機能型居宅介護	28,913	27,915	29,865	38,641	42,255	47,941	47,941	49,397
認知症対応型共同生活介護	393,136	370,097	389,311	391,702	398,098	403,991	403,991	446,619
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	65,268	65,812	65,812	65,812	65,812
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	23,457	42,357	60,902	65,733
(3) 施設サービス								
介護老人福祉施設	721,448	757,307	801,569	813,792	814,244	814,244	814,244	908,132
介護老人保健施設	529,279	519,382	554,636	558,043	558,352	558,352	571,136	630,166
介護医療院	0	23,682	26,158	72,648	96,871	122,447	230,561	256,137
介護療養型医療施設	347,893	305,271	178,856	139,430	119,097	96,722		
(4) 居宅介護支援	238,012	245,971	243,830	248,319	251,687	252,701	251,977	277,584
合計	4,985,219	5,036,102	5,023,033	5,221,846	5,300,023	5,350,466	5,382,001	5,924,695

※給付費は年間累計の金額（令和2年度〔2020年度〕は見込額）

※内訳が端数処理のため、合計が合わない場合があります。

5 第1号被保険者の介護保険料

(1) 第8期の総事業費の推計

前掲（86～87ページ）の総給付費（介護給付費・予防給付費）に特定入所者介護サービス費等の給付額や算定対象審査支払手数料を加えた標準給付費見込額は、本計画3年間の総額で約175億円となります。

また、これに地域支援事業費を加えた総事業費は、本計画3年間の総額で、約183億4千5百万円となります。

【総事業費見込み額】

(単位：千円/年)

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	合計
標準給付費見込額 (A)	5,767,792	5,831,641	5,885,999	17,485,432
総給付費	5,422,717	5,503,419	5,555,572	16,481,708
特定入所者介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	191,722	173,890	174,576	540,188
特定入所者介護サービス費等給付額	230,990	233,404	234,327	698,721
特定入所者介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額	△ 39,268	△ 59,514	△ 59,751	△ 158,534
高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	126,826	127,536	128,811	383,173
高額介護サービス費等給付額	127,933	129,212	130,504	387,649
高額介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額	△ 1,107	△ 1,676	△ 1,693	△ 4,476
高額医療合算介護サービス費等給付額	20,301	20,504	20,709	61,514
算定対象審査支払手数料	6,226	6,293	6,331	18,850
地域支援事業費 (B)	283,396	287,171	289,404	859,971
介護予防・日常生活支援総合事業費	184,492	187,242	189,007	560,741
包括的支援事業・任意事業費	98,904	99,929	100,397	299,230
総事業費 (A+B)	6,051,188	6,118,812	6,175,403	18,345,403

※内訳が端数処理のため、合計が合わない場合があります。

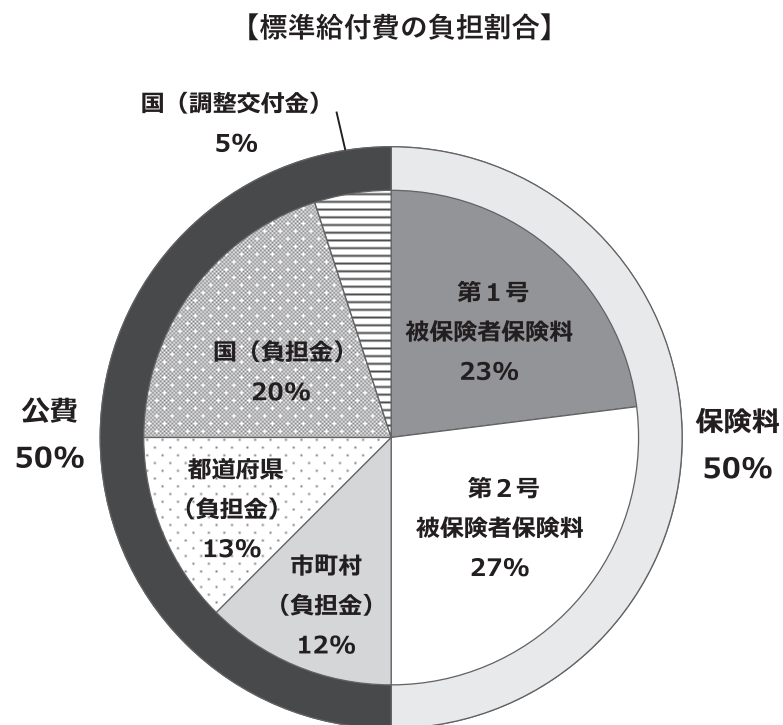
(2) 介護保険の負担構造

①標準的な負担構造

事業費の大部分を占める介護サービス給付費については、利用者負担（1割～3割）を除いた給付費の50%を公費でまかない、残りの50%を被保険者から徴収する保険料を財源としています。

保険料については、第1号被保険者と第2号被保険者の平均的な1人当たりの負担がほぼ同じ水準になるように負担割合が定められており、それぞれの総人数比で按分した結果、本計画においては、第1号被保険者が23%、第2号被保険者が27%となります。

また、公費負担のうち、調整交付金の標準的な割合は5%ですが、各市町村の後期高齢者の割合や第1号被保険者の所得水準に応じて各年度で見直しが行われ、これに伴い、第1号被保険者の負担割合も変動することになります。

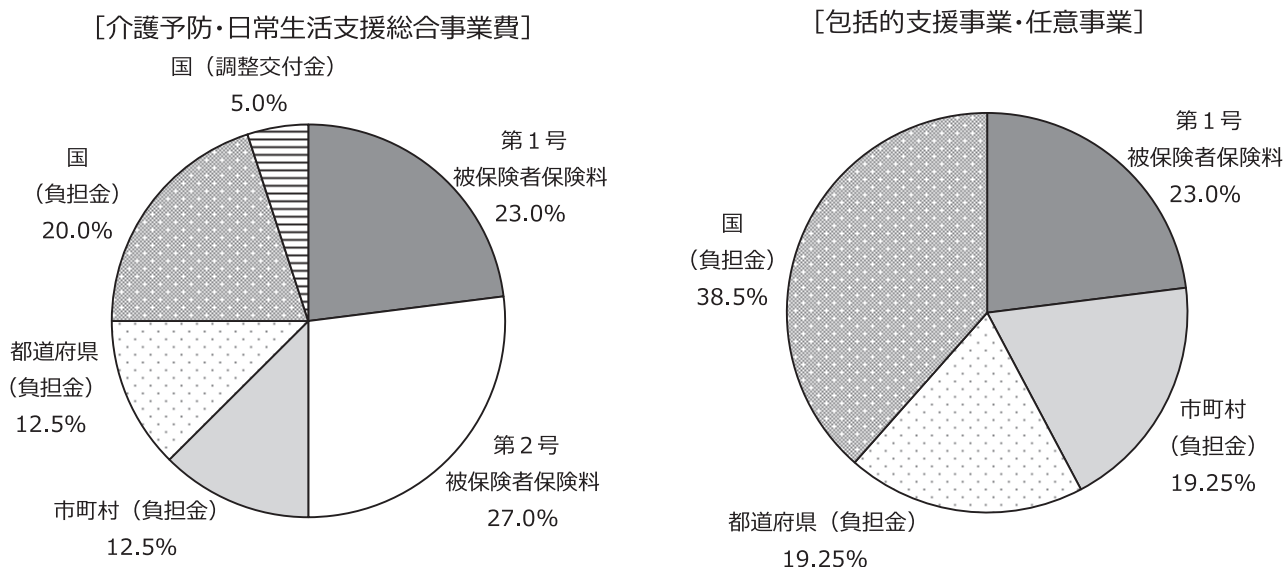


※施設等給付費については、国（負担金）15.0%、都道府県（負担金）17.5%です。

②地域支援事業の負担構造

地域支援事業については、実施する事業によって費用の負担割合が異なります。地域支援事業のうち、介護予防・日常生活支援総合事業の費用については、標準給付費の負担割合と同じですが、包括的支援事業・任意事業の費用については、第2号被保険者の負担はなく、第1号被保険者の保険料と公費によって財源が構成されています。

【地域支援事業費の負担割合】

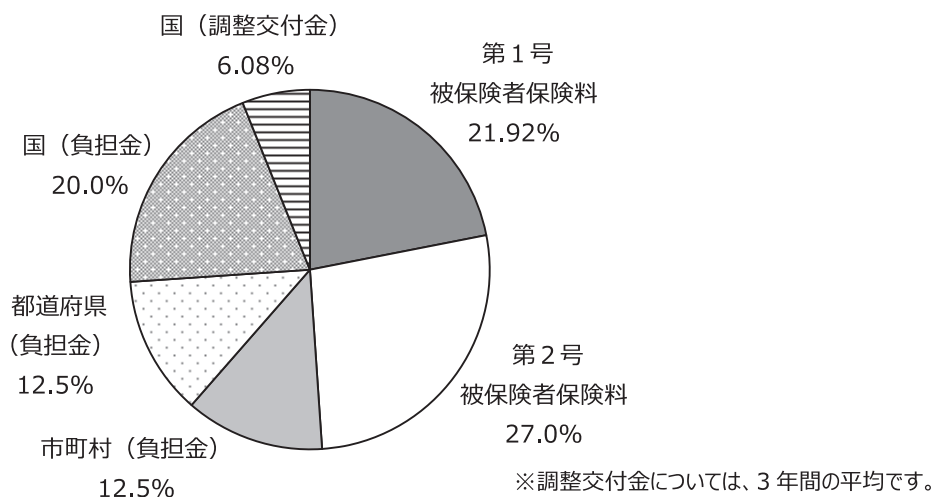


③伊万里市における負担構造

伊万里市における調整交付金は、本計画における高齢化の見込みや所得構造から、標準的な5%を超える6.08%程度が見込まれます。

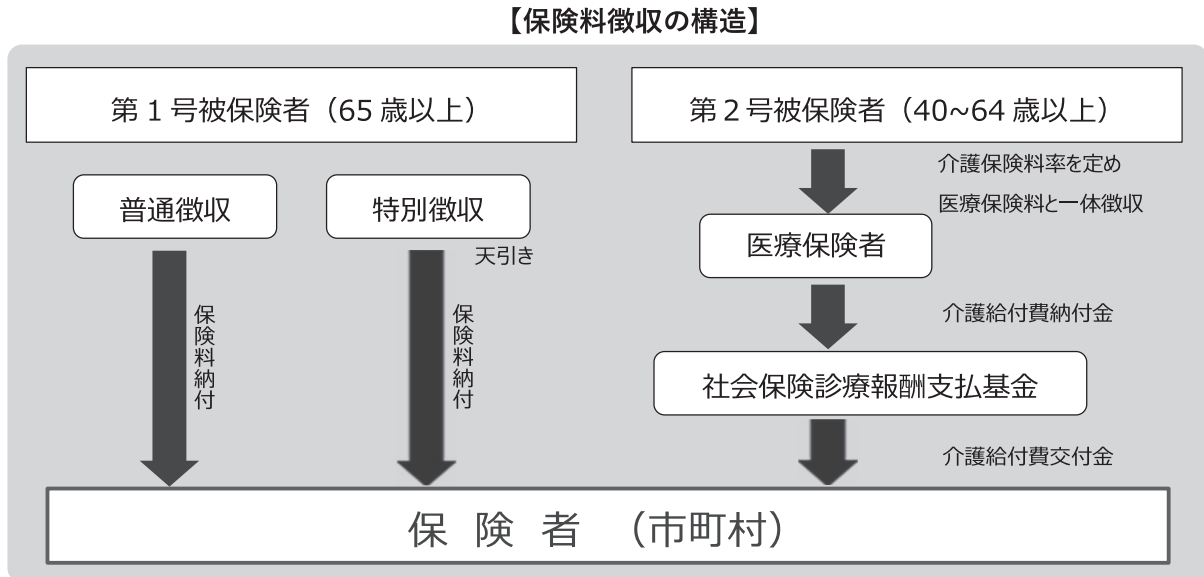
この結果、第1号被保険者の標準給付費と介護予防・日常生活支援総合事業費の負担割合は、標準的な23.0%よりも少なく、21.92%程度となります。

【伊万里市における負担割合】



(3) 予定保険料収納率

第1号被保険者からの保険料徴収は、普通徴収と特別徴収があり、現状を踏まえ、本計画の予定保険料収納率を99.0%と見込んでいます。



(4) 保険料として収納する必要のある額

ここまで示した給付費や負担構造等から、本計画において第1号被保険者の保険料として、約37億5百万円を収納する必要があります。

【保険料収納額】

			第8期計画期間
①	標準給付費見込額		17,485,432千円
②	地域支援事業費		859,971千円
	介護予防・日常生活支援総合事業費 (a)		560,741千円
	包括的支援事業		299,230千円
③	第1号被保険者負担分相当額	(①+②) × 23%	4,219,443千円
④	調整交付金相当額	(①+a) × 5%	902,309千円
⑤	調整交付金見込額		1,097,355千円
⑥	財政安定化基金償還金		0千円
⑦	準備基金取崩額		355,800千円
⑧	保険料収納必要額	③+④-⑤-⑥-⑦	3,668,596千円
⑨	予定保険料収納率		99.00%
⑩	保険料収納率を踏まえた必要額	⑧÷⑨	3,705,653千円

※上記金額は計画期間3年間の合計金額

※内訳が端数処理のため、合計が合わない場合があります。

(5) 第1号被保険者の保険料段階の設定

第1号被保険者に係る保険料段階について、第8期では次のような考え方にに基づき設定します。

■低所得者対策

①第1段階・第2段階・第3段階の保険料負担軽減の継続

負担能力に応じた保険料負担の観点から、第1段階の保険料率について本来の0.5より0.2低い0.3とします。

第2段階の保険料率について本来の0.75より0.25低い0.5とします。

第3段階の保険料率について本来の0.75より0.05低い0.7とします。

■課税層の保険料段階等の新設

①第7段階・第8段階・第9段階の境界所得金額の変更

国の考え方を踏まえ、第7段階から第8段階との境界所得金額を従来の200万円から、210万円に引き上げます。

第8段階から第9段階との境界所得金額を従来の300万円から320万円に引き上げます。

②第10段階・第11段階の新設

負担能力に応じた保険料負担の観点から、高所得者層の保険料段階を多段階化し、第10段階と第11段階の新設を行います。第9段階と第10段階の境界所得金額を430万円、第10段階と第11段階の境界所得金額を650万円とするとともに、保険料率については第9段階1.7、第10段階1.9、第11段階2.1とします。

【第7期・第8期の保険料段階比較】

第7期				第8期								
保険料段階	課税状況		対象者	保険料率		保険料段階	課税状況		対象者	保険料率		
	本人	世帯					本人	世帯				
第1段階	本人非課税	世帯全員が非課税	本人及び世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者、本人の合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額 ×0.5 (0.3)	変更無	第1段階	本人非課税	世帯全員が非課税	本人及び世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者、本人の合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額 ×0.5 (0.3)		
第2段階			本人及び世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額+課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	基準額 ×0.75 (0.5)		第2段階			本人及び世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額+課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	基準額 ×0.75 (0.5)		
第3段階			本人及び世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額+課税年金収入額が120万円超の人	基準額 ×0.75 (0.7)		第3段階			本人及び世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額+課税年金収入額が120万円超の人	基準額 ×0.75 (0.7)		
第4段階			世帯に課税者あり	本人が市民税非課税（世帯内に市民税課税者がある場合）で、本人の合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額+課税年金収入額が80万円以下の人		基準額 ×0.9			第4段階	世帯に課税者あり	本人が市民税非課税（世帯内に市民税課税者がある場合）で、本人の合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額 ×0.9
第5段階				本人が市民税非課税（世帯内に市民税課税者がある場合）で、本人の合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額+課税年金収入額が80万円超の人		基準額			第5段階		本人が市民税非課税（世帯内に市民税課税者がある場合）で、本人の合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額+課税年金収入額が80万円超の人	基準額
第6段階	本人課税		本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人	基準額 ×1.2	変更無	第6段階	本人課税		本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人	基準額 ×1.2		
第7段階			本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	基準額 ×1.3		第7段階			本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上 210万円 未満の人	基準額 ×1.3		
第8段階			本人が市民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	基準額 ×1.5		第8段階			本人が市民税課税で、合計所得金額が 210万円 以上 320万円 未満の人	基準額 ×1.5		
第9段階				本人が市民税課税で、合計所得金額が300万円以上の人		基準額 ×1.7			多段階化	第9段階		本人が市民税課税で、合計所得金額が 320万円 以上 430万円 未満の人
	第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 430万円 以上 650万円 未満の人			基準額 ×1.9							
	第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 650万円 以上の人			基準額 ×2.1							

※第1・第2・第3段階のカッコ内の数字は公費負担後の数字

(6) 第1号被保険者の保険料基準額

保険料収納率を踏まえた必要額を所得段階別加入割合で補正した後、被保険者数で割ることによって、1人当たりの年間の保険料基準額が算出されます。

本計画における第1号被保険者の保険料を算定すると保険料基準月額は6,450円（年額77,400円）となります。

【第1号被保険者の所得段階別保険料基準額（令和3~5年度〔2021~2023年度〕）】

段階	対象者	保険料率	月額（円）
第1段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受給者、生活保護の受給者、本人の合計所得金額+課税年金収入が80万円以下の人	基準額×0.5 (×0.3)	3,225 (1,935)
第2段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超、120万円以下の人	基準額×0.75 (×0.5)	4,838 (3,225)
第3段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円超の人	基準額×0.75 (×0.7)	4,838 (4,515)
第4段階	本人が市民税非課税（世帯内に市民税課税者がいる場合）で、本人の合計所得金額+課税年金収入が80万円以下の人	基準額×0.9	5,805
第5段階	本人が市民税非課税（世帯内に市民税課税者がいる場合）で、本人の合計所得金額+課税年金収入が80万円超の人	基準額×1.0	6,450
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.2	7,740
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額×1.3	8,385
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額×1.5	9,675
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が320万円以上430万円未満の人	基準額×1.7	10,965
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が430万円以上650万円未満の人	基準額×1.9	12,255
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が650万円以上の人	基準額×2.1	13,545

※第1段階～第3段階の（ ）内は、公費負担後の数値

6 制度改正による負担の見直し

(1) 補足給付（低所得者の食費・居住費の負担軽減）の負担軽減対象者の見直し

制度改正により、負担軽減の対象者となる第3段階の区分が(1)と(2)に分かれ、「世帯全員が市民税非課税かつ本人年金収入等120万円超」である人の給付額が減少となる予定です。

【補足給付の改正案】

利用者負担段階	主な対象
第1段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者 生活保護受給者
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+年金収入額が80万円以下
第3段階	(1) 本人及び世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+年金収入額が80万円超 120万円以下 (2) 本人及び世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+年金収入額が120万円 超
第4段階 (補足給付対象外)	世帯に課税者がいる者 市民税本人課税者

(2) 高額介護サービス費の上限額の見直し

高額介護サービス費は、同月に利用した介護サービスの利用者負担合計が一定額を超えた場合に支給されます。これまで、本人または世帯全員が住民税課税者である世帯の自己負担限度額は、一律44,400円でしたが、今後は年収に応じた自己負担限度額となる予定です。

【高額介護サービス費の改正案】

対象者の区分	住民税課税所得	自己負担額限度額（月額）
本人または 世帯全員が住民税課税者	年収1,160万円以上	140,100円
	年収770～1,159万円	93,000円
	年収669万円以下	44,400円
世帯全員が住民税非課税者	現行どおり	

第8章 計画の推進のために

1 計画の推進方策

(1) 県・他市町との連携強化

県が主催する「保険者会議」や県内の保険者で構成する「佐賀県介護保険制度推進協議会」等への参加を通じて、介護保険に関する情報を共有し、共通する課題に対しては、協力して取り組むことで、県や他市町との広域的な連携の充実、強化を図ります。

(2) 国・県への働きかけ

「保険者会議」における制度改正等の伝達や制度運営上の問題点等の協議を通して、国や県への必要な要請や支援及び協力の働きかけを継続して行います。

2 計画の進行管理

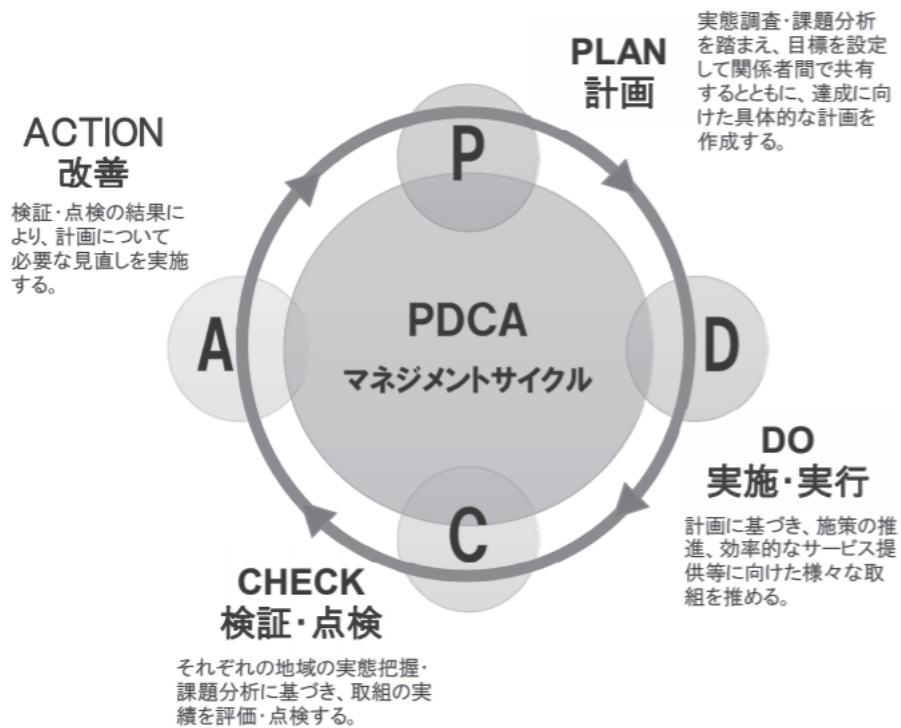
(1) 計画の進捗状況の確認

計画の進捗状況については、市民や有識者、保健、医療、福祉分野の団体の代表者等からなる「介護保険運営会議」において、総合的な見地による推進状況を点検・評価します。

また、地域包括支援センターの運営に関することは「地域包括支援センター運営協議会」、地域密着型サービスの運営に関することは「地域密着型サービス運営協議会」において評価します。

(2) 計画の数値目標や取組の進捗状況の点検・評価

本計画を着実に推進していくため、計画における数値目標や取組の進捗状況について年1回以上の点検・評価を行います。実施状況や地域の実情に応じた取組の改善を検討し、必要に応じて計画の見直しを行います。



資料編

1 伊万里市高齢者福祉計画等の策定に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、老人福祉法第20条の8の規定による「伊万里市高齢者福祉計画」並びに介護保険法第117条の規定による「伊万里市介護保険事業計画」（以下「伊万里市高齢者福祉計画等」という。）の策定（以下（計画策定という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会)

第2条 計画策定に関する事務を推進するため、伊万里市高齢者福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる区分に応じ市長が委嘱する委員をもって組織する。

(1) 介護保険に関し学識又は経験を有する者 14人以内

(2) 被保険者を代表する者 7人以内

(3) 行政関係者 3人以内

3 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

(委員長の責務等)

第3条 委員長は、委員会を総理する。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が召集する。

(任期)

第5条 委員会の委員の任期については、計画策定が完了するまでとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、計画策定に必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成10年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年5月7日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年6月3日から施行する。

伊万里市高齢者福祉計画等策定委員会名簿

番号	区分	団体名	氏名
1	医療関係者	伊万里・有田地区医師会 副会長	◎ 西田 博之
2	医療関係者	伊万里・有田地区歯科医師会 専務理事	吉永 信秀
3	医療関係者	伊万里有田薬剤師会 会長	岡村 優治
4	保健関係者	伊万里保健福祉事務所 所長	小路 恭史
5	介護保険事業者	社会福祉法人 花心会 特別養護老人ホームグランパランいまり統括部長	山口 直樹
6	介護保険事業者	社会福祉法人 長生会 特別養護老人ホーム長生園園長	吉富 達夫
7	介護保険事業者	社会福祉法人 伊万里敬愛会 特別養護老人ホーム敬愛園施設長	下平 富雄
8	介護保険事業者	社会福祉法人 鶴丸会 ユートピア居宅介護支援事業所 管理者 (令和2年(2020年)7月29日～令和2年(2020年)10月12日)	中村 勝久
		社会福祉法人 鶴丸会 グループホームユートピア 管理者 (令和2年(2020年)10月13日～令和3年(2021年)3月31日)	田代 大気
9	介護保険事業者	介護老人保健施設 西光苑 事務長	樋口 留理子
10	介護保険事業者	社会医療法人 謙仁会 謙仁会グループ地域包括ケア管理部主任	永田 憲司
11	民生児童委員	伊万里市民生委員・児童委員協議会 副会長	田中 健一
12	社会福祉協議会	社会福祉法人 伊万里市社会福祉協議会 事務局長	深江 俊文
13	被保険者代表	伊万里市老人クラブ連合会 会長	○ 中島 馨
14	被保険者代表	伊万里市区長会連合会 伊万里地区会長	岡田 政昭
15	被保険者代表	いまり女性ネットワーク 会員	米岡 初代
16	被保険者代表	連合佐賀北部地域協議会 事務局次長	松山 博輝
17	被保険者代表	伊万里地区認知症の人とその家族の会 世話人代表	黒川 憲一
18	被保険者代表	市民公募委員	山口 昭徳
19	被保険者代表	市民公募委員	中倉 健二
20	行政関係者	伊万里市 副市長	泉 秀樹

◎委員長 ○副委員長 任期：令和2年(2020年)7月29日～令和3年(2021年)3月31日(計画策定完了時)

2 計画の策定経緯

高齢者福祉計画等策定委員会の開催日時と審議内容は、次のとおりです。

【計画策定の経緯】

開催数	日時	審議内容
第1回	令和2年(2020年) 7月29日(水)	(1) 伊万里市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の概要について (2) 介護保険制度改正の概要について (3) 伊万里市介護保険事業実績レポートについて
第2回	令和2年(2020年) 9月29日(火)	(1) 第7期の事業計画と実績について (2) 高齢者に関する調査等の調査結果(概要)について
第3回	令和2年(2020年) 10月29日(木)	(1) 第5次高齢者福祉計画および第8期介護保険事業計画の骨子(案)について
第4回	令和2年(2020年) 12月1日(火)	(1) 第4章高齢者の将来推計(人口、要介護認定者数等)について (2) 第6章高齢者福祉施策の目標設定について (3) 第7章給付費の見込み及び保険料の推計等について (4) 第8章計画の推進のために (5) パブリックコメントについて
第5回	令和3年(2021年) 2月2日(火)	(1) 制度改正による負担の見直し (2) 第1号被保険者の介護保険料について

伊万里市
第 5 次高齢者福祉計画及び第 8 期介護保険事業計画

令和 3 年 3 月

編集・発行 伊万里市 健康福祉部 長寿社会課
〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町 1355 番地 1
TEL : 0955-23-2154
FAX : 0955-22-7844

